令　和　８　年　度

区　政　概　要

福　岡　市

目　　次

1.市勢概況 …… 1
1-1　市域拡張の変遷 …… 1
1-2　各区の面積･世帯数･人口 …… 2
1-3　各区の特色 …… 4

2.区役所の機構及び庁舎等の現況 …… 11
2-1　区役所・出張所庁舎一覧 …… 11
2-2　市民センター等施設一覧 …… 15
2-3　区役所の機構 …… 18
2-4　区役所課別職員数 …… 21
2-5　区関係諸統計 …… 22
2-5-1　各区別人口の推移（住民基本台帳） …… 22
2-5-2　年齢別人口 …… 22
2-5-3　国籍等別外国人数（住民基本台帳） …… 23
2-5-4　選挙人名簿登録者数・議員定数・投票区数 …… 24
2-5-5　各区選挙人名薄登録者数の推移（定時登録） …… 24
2-5-6　市立学校・学級・児童生徒数 …… 25
2-5-7　指定学校変更・区域外就学人数（小中学校合計） …… 25
2-5-8　小学校区・公民館数 …… 25
2-5-9　戸籍関係届出件数 …… 26
2-5-10 印鑑関係処理件数 …… 26
2-5-11 中長期在留者住居地届出等事務処理件数 …… 26
2-5-12 戸籍・住民基本台帳関係諸証明等発行件数 …… 27
2-5-13 住民基本台帳関係処理件数 …… 27
2-5-14 住居表示実施状況 …… 28
2-6　各区町名一覧表 …… 33

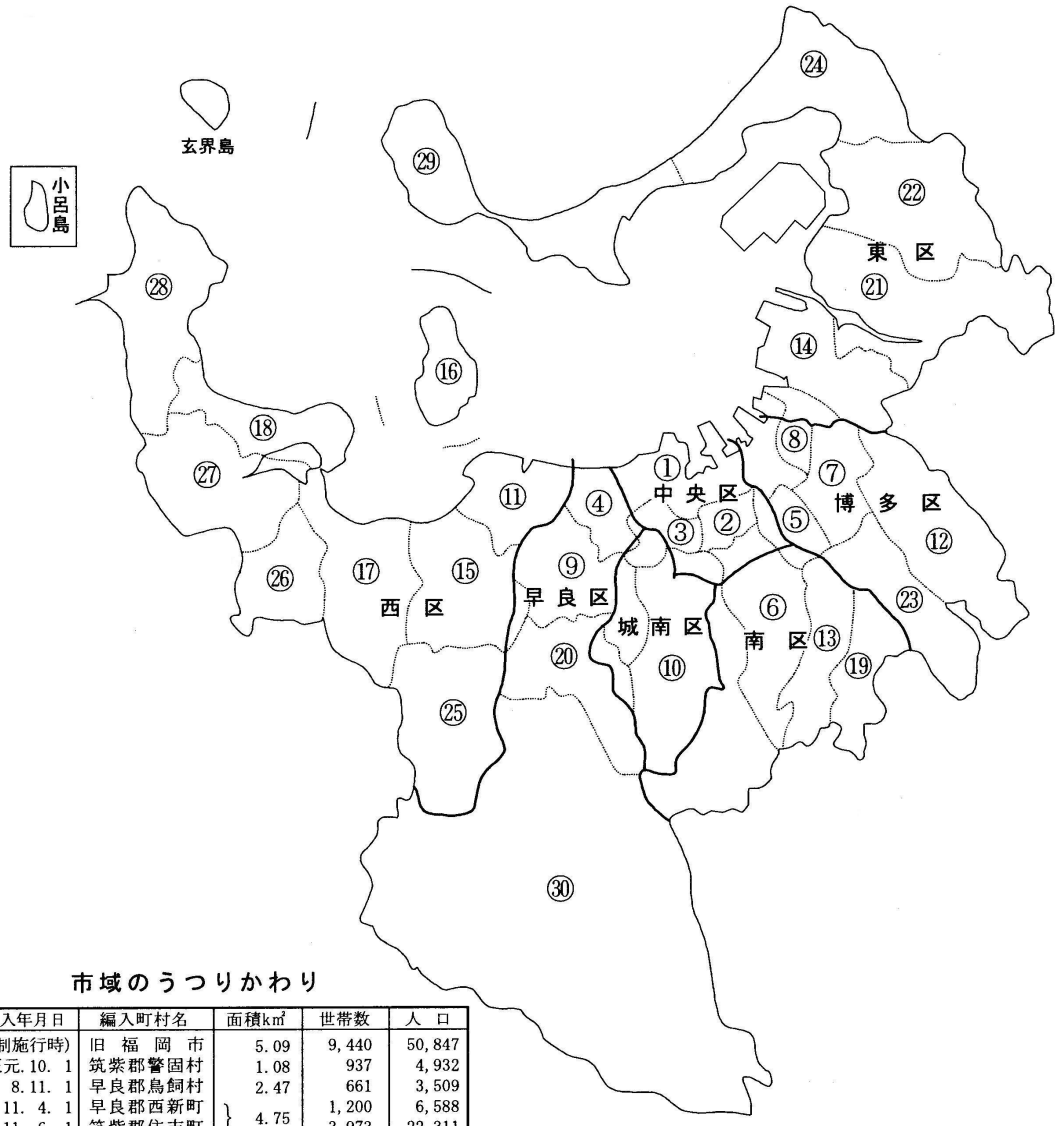
3.区行政推進の歩み …… 35

4.区関係諸規程 …… 50
4-1　福岡市区の設置等に関する条例 …… 50
4-2　区長委任事務に関する規則等
4-2-1　福岡市区長事務委任規則 …… 52
4-2-2　福岡市事務分掌規則（一部抜粋） …… 55
4-2-3　福岡市市税条例施行規則(一部抜粋) …… 56
4-2-4　協議に基づく委任及び補助執行〔教育委員会〕(一部抜粋) …… 57
4-2-5　福岡市区における総合行政の推進に関する規則 …… 58
4-2-6　区政推進会議要綱 …… 64
4-2-7　福岡市自治協議会共創補助金交付要綱 …… 65

5.政令指定都市所在地･各担当課 …… 69
5-1　政令指定都市の概要・区役所所在地等 …… 69
5-2　政令指定都市区政担当課 …… 74

1．市　勢　概　況

1-1　市域拡張の変遷



市域のうつりかわり

順位	編入年月日	編入町村名	面積km²	世帯数	人　口
1	(市制施行時)	旧 福 岡 市	5.09	9,440	50,847
2	大正元.10. 1	筑紫郡警固村	1.08	937	4,932
3	8.11. 1	早良郡鳥飼村	2.47	661	3,509
4	11. 4. 1	早良郡西新町	4.75	1,200	6,588
5	11. 6. 1	筑紫郡住吉町		3,973	22,311
6	15. 4. 1	筑紫郡八幡村	5.40	678	3,514
7	昭和 3. 4. 1	筑紫郡堅粕町	8.31	4,875	23,466
8	3. 5. 1	筑紫郡千代町		2,020	10,337
9	4. 4. 1	早良郡原村	9.46	701	3,927
10	4. 4. 1	早良郡樋井川村	23.26	623	3,708
11	8. 4. 1	早良郡姪浜町	4.32	2,899	14,155
12	8. 4. 1	筑紫郡席田村	12.49	829	4,823
13	8. 4. 5	筑紫郡三宅村	6.48	839	4,486
14	15.12.26	粕屋郡箱崎町	5.57	3,077	16,893
15	16.10.15	早良郡壱岐村	10.94	630	3,341
16	16.10.15	早良郡残島村	3.93	197	931
17	16.10.15	糸島郡今宿村	11.34	529	2,620
18	17. 4. 1	糸島郡今津村	6.99	375	2,172
19	29.10. 1	筑紫郡曰佐村	5.63	1,361	7,013
20	29.10. 1	早良郡田隈村	9.92	1,085	6,043
21	30. 2. 1	粕屋郡多々良町	14.39	2,520	11,418
22	30. 2. 1	粕屋郡香椎町	12.39	2,563	10,944
23	30. 4. 5	筑紫郡那珂町	7.80	6,065	26,129
24	35. 8.27	粕屋郡和白町	12.50	1,751	8,370
25	35. 8.27	早良郡金武村	14.73	428	2,561
26	36. 4. 1	糸島郡周船寺村	6.40	842	4,433
27	36. 4. 1	糸島郡元岡村	11.79	662	3,907
28	36. 4. 1	糸島郡北崎村	14.20	1,132	6,459
29	46. 4. 5	粕屋郡志賀町	11.87	2,299	8,951
30	50. 3. 1	早良郡早良町	76.73	2,779	11,411

(注)人口等は編入時の数値である。

1-2 各区の面積・世帯数・人口

令和８年４月１日現在

区・出張所	面　積 (km^2)	世帯数 (参考)	人　口			１世帯当り人員	人口密度 (km^2 当たり)
			総　数	男	女		
全　　市	343.47	891,476	1,663,992	784,475	879,517	1.9	4,845
東　　区	69.46	171,519	340,254	164,666	175,588	2.0	4,899
博 多 区	31.62	170,712	264,647	126,587	138,060	1.6	8,370
中 央 区	15.39	136,672	216,034	97,928	118,106	1.6	14,037
南　　区	30.98	135,859	270,909	125,051	145,858	2.0	8,745
城 南 区	15.99	69,511	134,054	62,969	71,085	1.9	8,384
早 良 区	95.87	106,018	225,307	105,650	119,657	2.1	2,350
うち入部出張所	75.81	…	…	…	…	…	…
西　　区	84.16	101,185	212,787	101,624	111,163	2.1	2,528
うち西部出張所	48.22	…	…	…	…	…	…

（注）1. 人口は令和７年国勢調査結果(確報値)を基礎として、住民基本台帳の異動状況等から算出した推計人口。
なお、令和7年国勢調査結果(確報値)で公表されない項目は不詳とした。

2. 世帯数は人口と同じ方法で算出しているが、世帯の定義が国勢調査と住民基本台帳とで若干の相違があるため参考として掲載する。

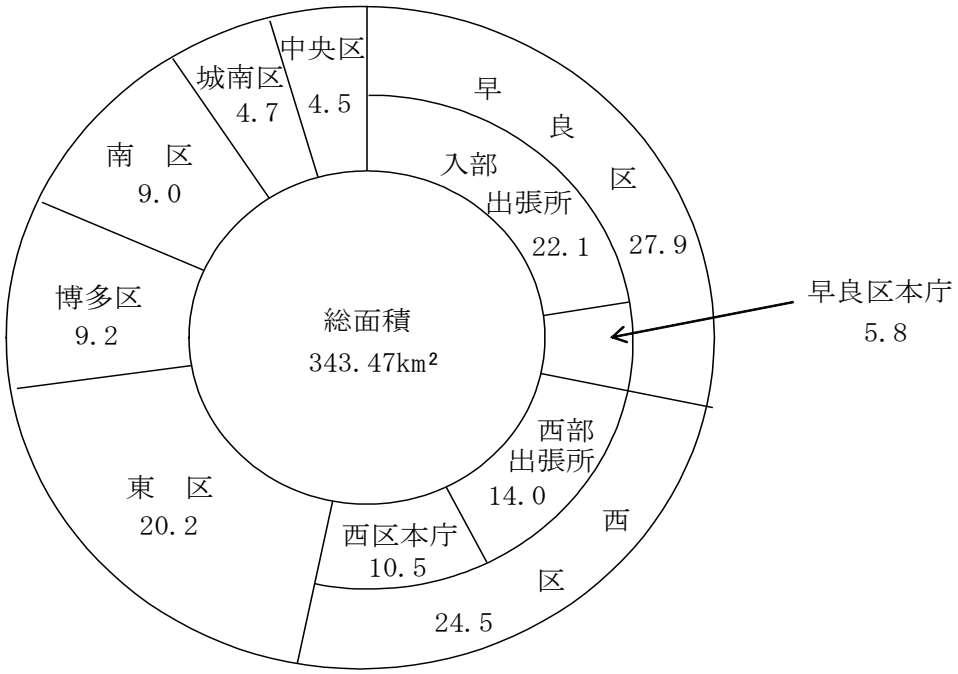
3. 面積（資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

＊ 出張所面積は、総務企画局企画調整部統計調査課で独自に測定

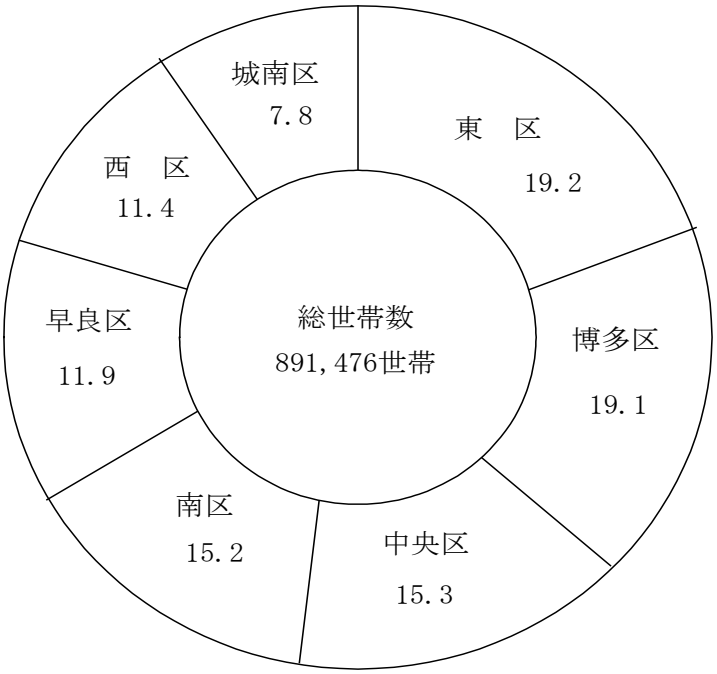
面積・世帯数・人口の区別構成（令和８年４月１日現在）

（単位：％）

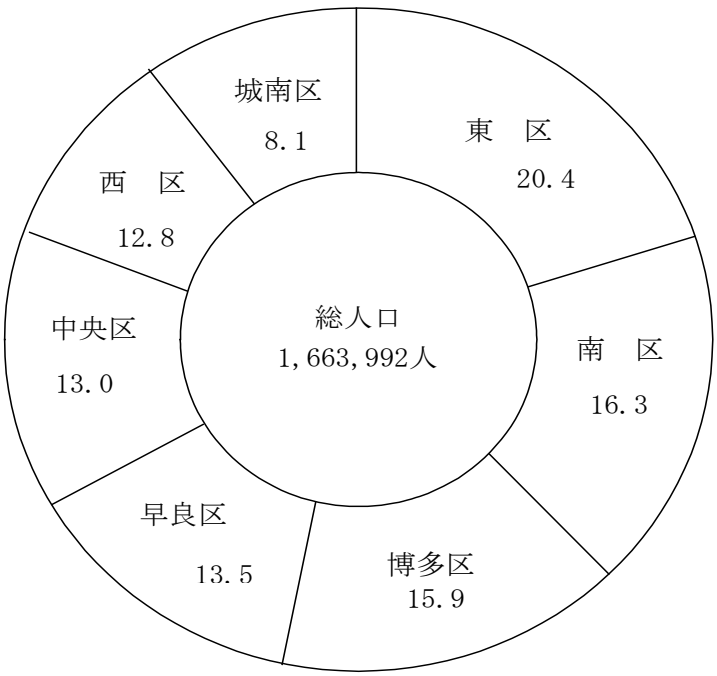
面　　積



世　帯　数



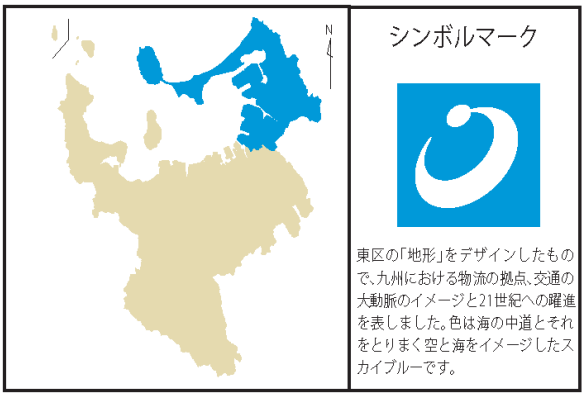
人　　口



（注）単位未満を四捨五入しているため合計が100％とならない場合がある。

1-3　各区の特色（令和８年４月１日現在）

東区の特色



（R8.4.1現在）

世 帯 数	171,519 世帯
人　　口	340,254 人
人口密度	4,899 人/km^2
面　　積	69.46km^2

東区は市の東部に位置し、北は糟屋郡新宮町に、東は糟屋郡久山町及び粕屋町に、南は福岡市博多区に隣接しており、西には博多湾及び玄界灘の海が広がっている。

区域内には、九州を南北に結ぶＪＲ鹿児島本線など複数の鉄道路線、市の中心部と臨海地区・九州縦貫自動車道を繋ぐ都市高速道路や国道などの幹線道路が結集し、交通の大動脈を形成している。また、箱崎ふ頭・香椎パークポートやアイランドシティなどの臨海部には、海上物流機能が集積し、隣接するＪＲ貨物ターミナルと一体となって、地域経済を支える物流拠点を形成している。

７区最多の人口を擁する東区は、様々なまちづくりが同時に進行している区でもある。アイランドシティでは大規模住宅や商業施設の開発が進み、今後も人口増加が見込まれ、令和７年度にはみなとづくりエリアにおいて、長距離トラック運転手の休憩施設を備えた利便施設の供用が開始され、まちづくりエリアにおいても、「照葉北公民館いこいの家」やアイランドシティはばたき公園の芝生広場も供用を開始している。九州大学箱崎キャンパス跡地では、地域と共に創り上げたグランドデザイン（平成30年７月策定）の実現に向け、九州大学、ＵＲ都市機構、土地利用事業者（令和８年３月決定）などの関係者とのまちづくりに関する調整や、先進的なまちづくり「Fukuoka Smart East（フクオカスマートイースト）」の取組み、土地区画整理事業等の基盤整理が進められている。

東区には、九州産業大学、福岡工業大学、福岡女子大学、令和健康科学大学などの特徴ある大学が立地しているほか、文化・スポーツ・レクリエーション施設としては、芸術文化を感じるまちづくりの核となる複合施設「なみきスクエア」（市民センター、図書館、音楽・演劇練習場、証明サービスコーナー）をはじめ、和白地域交流センター、東体育館、東市民プール、総合体育館、雁の巣レクリエーションセンターがあり、多くの市民が利用している。

また、大規模な国営公園である「海の中道海浜公園」や、「アイランドシティ中央公園」・香椎パークポートの「みなと100年公園」などの、自然環境を活かした雄大かつ魅力ある公園が整備されている。

そのほか、豊かな自然にも恵まれ、国定公園に指定されている志賀島や海の中道には、美しい景観を有する海岸が広がり、区の東部には国の特別天然記念物に指定されたクスノキ原生林がある立花山や三日月山が連なっている。また、博多湾東部の和白干潟は、渡り鳥の飛来地として有名である。

「漢委奴国王の金印」が発見され、万葉集にも歌われている志賀島、舞松原・宮前などの古墳、蒙古塚、名島城址・立花城址など歴史的にも貴重な史跡や筥崎宮・香椎宮・志賀海神社をはじめとする福岡市を代表する神社・仏閣が多く残されている。志賀島地区は自然や歴史資源を有しており、海辺の魅力を高めることで地域の観光振興・活性化を推進するため「Fukuoka East Coast」プロジェクトに取り組んでいる。

東区では、「豊かな自然環境と歴史、文化に育まれた、活力を創造するまち」を将来像に掲げ、区の特性を活かしたまちづくりに住民と行政が共働しながら取り組んでいるところである。

令和８年度東区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/higashiku/k-shinko/keikaku/Higashiku.html

博多区の特色



シンボルマーク

博多区の「八」に港湾の波頭とどんたくの躍動感をデザインし、区勢と区民の輝かしい未来に向かって伸びゆく様を表したものです。色は紫で伝統ある寺社や山笠等の祭りをイメージしたものです。

（R8.4.1現在）

世 帯 数	170,712世帯
人　　口	264,647人
人口密度	8,370人/km^2
面　　積	31.62km^2

博多区は、市の中心部から南東部に位置している。区の北部は陸・海・空の玄関口を擁し、九州の人・物・情報の交流拠点となっており、南部には住宅地域が広がっている。

陸の玄関口であるＪＲ博多駅は、鉄道利用者に加え、駅ビル来館者など多くの人が行き交い、その周辺には、金融機関、商工会議所、国の合同庁舎、企業の支店等の都市機能をはじめ、全市の卸売業のうち５割を超える事業所が集積している。海の玄関口である博多港は、国際拠点港湾として年間約3,214万トン（令和６年）の海上輸送貨物が取り扱われ、中央ふ頭から博多ふ頭にかけてのウォーターフロント地区は、国際・国内旅客ターミナル機能や、マリンメッセ福岡・福岡国際会議場などのＭＩＣＥ施設が集積するほか、都心部の貴重な海辺空間という特性を活かし、市民や来街者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組んでいる。空の玄関口である福岡空港は、地下鉄により都心部と直結する世界有数の利便性の高い空港であるとともに、国内はもとより、豊富な国際路線を有し、国際空港としての重要性がますます高まっている。これら陸・海・空の玄関口の機能充実は、アジアの拠点都市をめざす本市の大きな発展の原動力となっている。

一方、博多どんたくの起源とされる国の重要無形民俗文化財の博多松囃子や、ユネスコ無形文化遺産の博多祇園山笠にも代表されるとおり、歴史や伝統の息吹を伝えるものも多く、博多の総鎮守の櫛田神社、商売繁盛などを祈って参詣者の多い十日恵比須神社、航海の神として崇敬されている住吉神社、日本最初の禅寺である聖福寺、さらには、東長寺、承天寺、崇福寺など高名な神社仏閣が点在しており、承天寺通りの博多千年門は、人々を博多旧市街エリアへ導くウェルカムゲートとなっている。さらに遡れば、日本最古の稲作集落のひとつである板付遺跡をはじめ、金隈遺跡や那珂八幡古墳、東光寺剣塚古墳などの多くの遺跡や、埋蔵文化財の収蔵・管理を行う井相田の埋蔵文化財センターが所在している。

また、福岡アジア美術館や博多座をはじめ、市民の社会教育・文化活動の場である山王の博多市民センター、音楽や演劇などの練習ができる千代のパピオビールーム、小劇場としても利用される祇園のぽんプラザホールなどがあり、文化・芸術に彩られたまちとしての一面を持つとともに、東平尾公園の博多の森陸上競技場・球技場をはじめ、総合的な機能を持つ東公園の市民体育館、山王公園の野球場や博多体育館などのスポーツ施設も充実している。

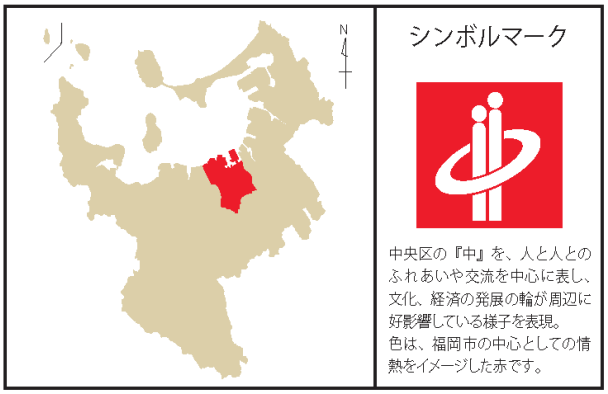
さらに、美野島・竹下の河川緑地であるりぼんシティオ那珂川地区は、周辺の景観と一体に整備された水辺空間として憩いをもたらし、立花寺には立花寺緑地リフレッシュ農園が整備され多くの市民に親しまれている。雑餉隈駅に近接するさざんぴあ博多は、コミュニティ・文化・スポーツ機能が一体となった施設として区南部を中心に活用されている。

近年、青果市場跡地に開業した大型複合商業施設や、西鉄天神大牟田線桜並木駅の開業、福岡空港の滑走路増設をはじめとした機能強化を契機として、住民主体のまちづくりの取組みが進められている。

令和８年度博多区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/hakataku/t-shinko/shisei/r8hakata.html

中央区の特色



（R8.4.1 現在）

世 帯 数	136,672 世帯
人　　口	216,034 人
人口密度	14,037 人/km^2
面　　積	15.39km^2

市の中心部に位置する中央区は、古代には迎賓館「鴻臚館」がおかれ、江戸時代には福岡藩の城下町として栄えたところである。

明治の廃藩置県以後も西日本における行政・経済・文化の中枢拠点として発展を続け、近年は、商業施設・金融機関・商社等の商業・業務機能の集積が進んでいる。

福岡の顔ともいえる天神は、鉄道やバス網の起点となる交通の要衝であり、アジアの交流拠点都市をめざす福岡市の中心として、多くの都市機能を有する国際化に対応した街へと発展している。また、耐震性の高い先進的なビルへの建替えにより、さらに都心部の機能を高め、新たな空間や雇用が生み出されている。

都心周辺部には、西公園から大濠公園・舞鶴公園、動植物園のある南公園、鴻巣山と、水と緑に親しめる空間がつながり、公園面積は区の面積の 10%を超えている。

また、福岡城を中心に城下町の面影を残す鉤(かぎ)型路地、江戸時代の儒学者貝原益軒ゆかりの金龍寺、幕末の歌人野村望東尼の平尾山荘、国の重要文化財となっている文学館（赤煉瓦文化館）など歴史にふれあえる場所も多い。

福岡市民ホール、市科学館、市美術館、県立美術館やアクロス福岡などの文化施設も点在し、日本銀行をはじめとする金融機関も集積している。また、Fukuoka Growth Next やエンジニアカフェ、Artist Café Fukuoka といった、官民共働によるスタートアップ支援や交流などの拠点となる施設が設置されており、全国有数の取扱数量を誇る鮮魚市場が立地している。

保健医療・福祉関係では、国立病院機構九州医療センターや健康づくりサポートセンター（あいれふ）、認知症フレンドリーセンター、保健環境研究所（まもるーむ）、市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）、こども総合相談センター（えがお館）、中央児童会館（あいくる）がある。

さらに、ウォーターフロント地区は、各地から新鮮な魚が集まる鮮魚市場が立地するほか、地行浜地区は、みずほ PayPay ドーム福岡などがあり、プロ野球をはじめスポーツ・音楽などのイベントが開催される、スポーツ・エンターテインメントゾーンを形成している。

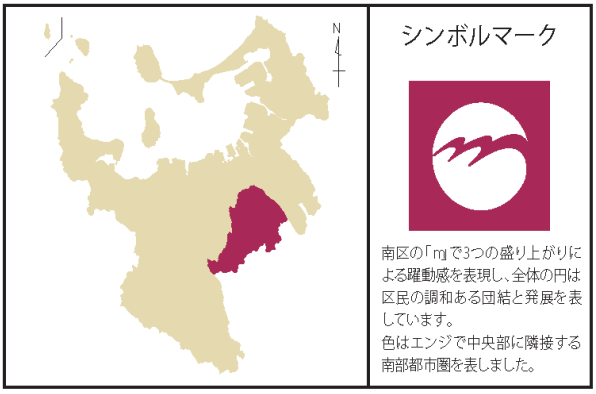
スポーツに親しめる場所として、平和台陸上競技場や球技場、中央体育館、中央市民プールなどがあり、多くの市民に利用されている。

中央区では、［人が集い、人が輝き、人がやさしいまち「中央区」］をまちづくりの目標として掲げ、その実現のために、「思いやりの心で人がつながり、元気に暮らせるまち」「誰もが安心して暮せるまち」「自然や歴史など、地域の魅力が生きる、賑わいのあるまち」「「ぬくもり」のある区役所づくり」の４つの取組みの方向性に沿って、区の特色や課題を踏まえた魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

令和８年度中央区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/chuoku/kikaku/torikumi/reiwa8nendo-unehosin.html

南区の特色



（R8.4.1 現在）

世 帯 数	135,859 世帯
人　　口	270,909 人
人口密度	8,745 人/km^2
面　　積	30.98km^2

市の南部に位置する南区は、東区に次いで人口が多く、自然環境に恵まれた住宅・文教地区で、閑静な戸建住宅や大規模団地が区内全域に広がる「くらしのまち」である。

油山市民の森や油山牧場、花畑園芸公園、桧原運動公園、高宮南緑地などの魅力的な公園や施設、那珂川や市内で最大の野多目大池をはじめとするため池などの身近な自然環境に恵まれている。また、道路拡張で伐採されそうになった桜の木が、住民と行政の心のキャッチボールにより守られたエピソードで知られる桧原桜公園や、市内ではめずらしい高温の湯を湧出する博多温泉なども、多くの市民に親しまれている。

第 10 次福岡市基本計画（令和 6 年 12 月策定）で南部広域拠点に位置づけている西鉄大橋駅から高宮駅の周辺には、行政、医療、教育等の公共公益施設や商業サービス施設など多様な機能が充実し、大学や短大、男女共同参画推進センター（アミカス）、南市民センター、塩原音楽・演劇練習場などの文教施設も多く立地している。また、地域拠点に位置づけている長住・花畑地域には、日常生活に必要な商業機能やサービス機能などが集積しており、周辺の生活圏域の中心となっている。

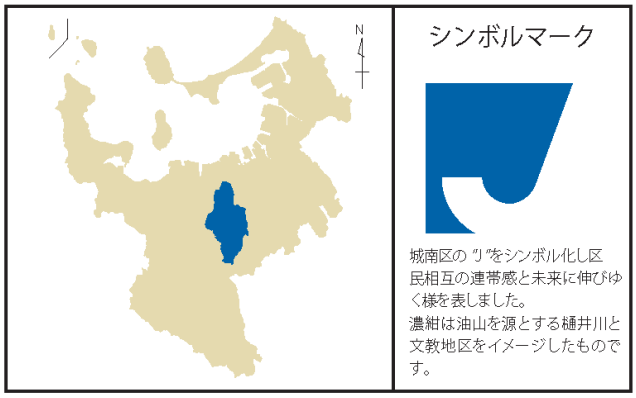
道路交通網については、高宮通りや日赤通り・みやけ通り、後野福岡線などの一部で交通渋滞の解消が課題であるが、屋形原須玖線や平成外環通り、長浜太宰府線や御供所井尻線の整備などにより、幹線道路のネットワーク強化が図られつつある。また、歩行者の視点に立った「人にやさしいみちづくり」を推進しており、通学路の歩車分離や歩道の新設、段差解消などのバリアフリー化、渋滞緩和と歩行者の安全確保のための交差点の改良、無電柱化や自転車通行空間整備などに取り組んでいる。

南区では、第 10 次福岡市基本計画において「みんながつながり、安らぎ、輝く　くらしのまち・南区」をまちづくりの目標に掲げている。この実現に向けて、「お互いが支え合い、健やかにくらせるまち」、「身近な自然と共生し、安全で安心して住み続けられるまち」、「多様な主体が共創し、人と地域を育てるまち」、の３つの方向性に沿って、地域、大学、企業、ＮＰＯなどと連携しながら取り組みを進めている。

令和８年度南区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/minamiku/k-shinko/shisei/minamiuneihoushin.html

城南区の特色



（R8.4.1 現在）

世 帯 数	69,511 世帯
人　　口	134,054 人
人口密度	8,384 人/㎢
面　　積	15.99㎢

城南区は、福岡市のほぼ中央部に位置し、その大半を住宅地が占めている。中央区・南区に次いで人口密度が高く、大規模な住宅団地が区の全域に点在する一方、南部には油山、区内を南北に流れる樋井川、多くのため池など豊かな自然環境が身近に広がっている。また、福岡大学と中村学園大学の２つの大学が存在し、その機能や学生の活力を活かしたまちづくりが進められている。

北部地域は、城南区の中でも早期に都市化が進んだ地域で、区役所や城南体育館などの行政サービス機能、医療・福祉施設が集積し、区の拠点となっている。この地域には中村学園大学をはじめ、七隈川沿いには小・中・高等学校、音楽用ホールを備えた末永文化センター、私立美術館ミュゼ・オダなどが立地し、文教地区として知られている。都市化が進む一方で、田島神社では市の無形民俗文化財である「田島神楽」が地域の伝統として受け継がれているほか、池泉廻遊式純日本庭園として名高い友泉亭公園は、筑前黒田藩第６代藩主継高公の別邸を整備したもので、四季折々の美しい景観が市民の心を和ませている。

西南部地域には、城南市民センターやスポーツ施設を有する西南杜の湖畔公園があり、市民の文化活動や健康づくりに貢献している。城南市民センター東側の西の堤池は、西南杜の湖畔公園とともに豊かな緑と水辺の憩いの空間を提供し、菊池神社や、梅林古墳など、郷土の歴史を感じさせる資源も残っている。地域のほぼ中心には、西日本有数の学生数を誇る福岡大学が立地し、キャンパス北側を通る「福大通り」と城南区のシンボルロード「城南学園通り」が交差する七隈交差点周辺には、商店街や飲食店等が軒を連ね、学生や地域住民に広く利用されている。また、令和４年４月に新設された城南警察署は、地域の安全・安心の拠点である。

東南部地域には、城南市民プールや城南消防署などの公共施設が存在し、樋井川水系と油山などの水と緑に恵まれた住宅地が広がっている。

油山に令和６年４月に新設された「ＡＢＵＲＡＹＡＭＡ　ＦＵＫＵＯＫＡ」は、「人と都市と自然の共生」をテーマとした複合体験型アウトドア施設であり、油山の魅力向上につながっている。

また、油山中腹に位置する片江展望台は、秋に東南アジア方面へ向けて飛翔する渡り鳥「ハチクマ」の観測地点として知られている。

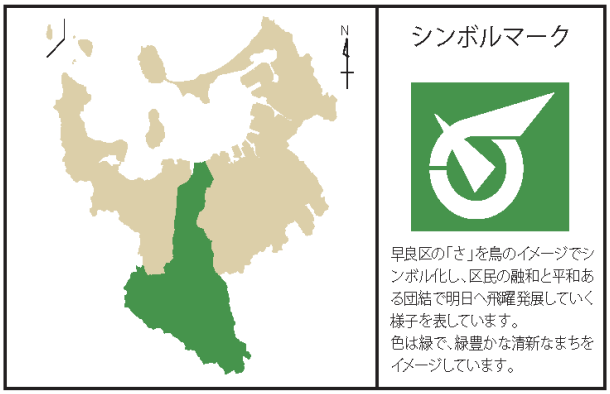
城南区は急速に市街化が進んだため、交通体系の整備が長年の課題であった。しかし、平成 17 年２月に地下鉄七隈線が開通し、さらに令和５年３月には博多駅までの延伸開業により、住民の通勤・通学の利便性は大幅に向上した。また、東西に横断する外環状道路、都市高速道路５号線などの整備により、通勤、通学などの交通利便性が向上している。

城南区では、「人のぬくもりと自然の安らぎを感じ、健やかに住み続けられるまち」をまちづくりの目標に掲げ、区の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

令和８年度城南区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jonanku/kikaku_ks/kusei-shisetsu/jonanku_uneihosin.html

早良区の特色



（R8.4.1 現在）

世 帯 数	106,018 世帯
人　　口	225,307 人
人口密度	2,350 人/km²
面　　積	95.87km²

早良区は、南北に長く広がる地形になっており、北部は博多湾に面するとともに、西部には室見川が流れ、そして南部は緑豊かな脊振山系にいだかれる、豊かな自然環境に恵まれた区である。

早良区は、昭和 47 年の政令指定都市移行に伴い設置されていた西区が、昭和 50 年の旧早良町との合併を経て、西、城南、早良の３区に分区され、昭和 57 年に誕生した。面積は７区のなかで最も広く、人口は、東区、南区、博多区に次いで４番目に多い区である。

戦前（昭和初期）から路面電車や旧国鉄筑肥線があり、明治通りの沿道を中心に市街地が形成されていたが、戦後、高度経済成長とともに、国道 263 号や西新に近い地域から開発が進み、特に昭和 40 年代以降、住宅を中心に市街地が急速に拡大した。

昭和 56 年に地下鉄１号線（室見～天神間）と藤崎バスターミナルが開業し、昭和 58 年には地下鉄１号線の姪浜～室見間が延伸開業した。平成元年には、シーサイドももち地区でアジア太平洋博覧会が開催され、その跡地に、福岡タワーや市博物館、市総合図書館などを擁した近代的な街が形成された。その後、平成 17 年に地下鉄３号線（橋本～天神南間）が開業し、さらに、区の中部に外環状道路及び福岡高速５号線が開通したことで、交通利便性が飛躍的に向上した。

早良区では、北部、中部、南部が異なる特性を持ち、それぞれの地域性や特性を生かしたまちづくりを進めており、共働を担うそれぞれの「ひと」が、「みず」や「みどり」の豊かな自然と「ふれあい」、人と人が「交流」しながら、潤いある地域コミュニティを形成し、市民がずっと住み続けたいと思う魅力あふれる「光り輝く」まちづくりを進めている。

＜北部地域＞

北部地域は、商業・文教・交通の拠点として近代的な街並みを有し、都市の成長を推進する魅力・活力創造拠点であるシーサイドももち地区は、文化・情報技術関連施設が集積し、西新・藤崎地区とともに市西部の広域拠点となっている。

また、平成 24 年に西新から百道浜までの市道約 1.6km が全国で２番目の「サザエさん通り」と命名され、「サザエさん通り」を生かしたまちづくりに取り組んでいる。

＜中部地域＞

中部地域は、国道 202 号沿線から旧早良町周辺までの主に昭和 40、50 年代に整備された住宅地を中心とする地域である。地下鉄３号線や外環状道路などの都市基盤が整備され、大規模な集合住宅や戸建て住宅が集積している。また、令和３年には、中南部地域にコミュニティ機能を主体とした複合的な機能を有する早良南地域交流センター（ともてらす早良）が開館した。

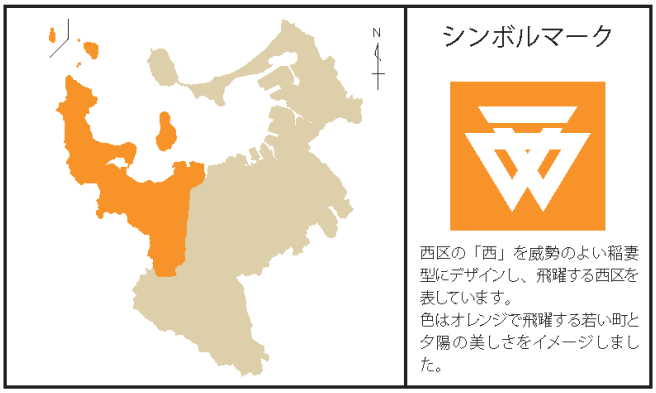
＜南部地域＞

南部地域は、脊振山系などの豊かな自然に恵まれており、福岡市内では貴重な農業地域である。国道 263 号沿道や内野地区など部分的に市街化が進んでいる一方、山間地にかけては集落が点在している。

令和８年度早良区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/sawaraku/c-shinko/shisei/sawarakureiwa8nenndounneihousinn.html

西区の特色



（R8.4.1 現在）
世 帯 数　101,185 世帯
人　　口　212,787 人
人口密度　2,528 人/km²
面　　積　84.16km²

西区は、生の松原から西浦に至る美しい海岸線、小呂、玄界、能古の島々、飯盛山や叶岳などの豊かな自然環境と、元寇防塁、丸隈山古墳、吉武高木遺跡などの史跡や今津人形芝居、元岡・宇田川原・今宿青木の獅子舞などの伝統芸能や歴史的資産にも恵まれている地域である。一方、市内で最も農地が多く、農漁業が盛んであるが、近年では、宅地開発が進み年々人口が増加している。平成 17 年２月に地下鉄七隈線が開業し、橋本駅周辺では土地区画整理事業も行われ、大規模商業施設が進出している。平成 30 年９月には、九州大学の伊都キャンパス（元岡・桑原地区）への移転が完了し、ＪＲ九大学研都市駅を中心に新しい市街地が形成され、成長を続けている。

東部地域の北部には、西区役所、西市民センター、西図書館、水道局西営業所、家庭動物啓発センター、西部療育センター、西障がい者フレンドホーム、ハローワーク福岡西、西福岡年金事務所等の行政機関が集中している。また、市営地下鉄とＪＲ筑肥線の結節点である姪浜駅は、バス路線が集中し交通の拠点となっており、駅南側では土地区画整理事業により美しい街並みが形成されている。臨海部は、ヨットハーバー、海浜公園などがあり、親水性を活かした賑わいのある地区となっている。

東部地域の中部・南部は、人口の増加に伴い開発が進んだ新興住宅地域と、本市の農業生産を担う都市型農業地域とに大別される。また、西体育館、西部運動公園、総合西市民プール等のスポーツ施設や、室見川河畔公園、飯盛山を軸とした散策ルートが整備され、市民の健康増進やレクリエーションの場として活用されている。野方遺跡や吉武高木遺跡等の貴重な古代遺跡も地区内に位置しており、平成 29 年４月には、吉武高木遺跡「やよいの風公園」がオープンした。

長垂山以西の西部地域には、西部出張所を設け、地域住民の利便を図るとともに、西消防署、西警察署が配置され市民の生命、財産の保護に努めている。同地域は農漁業の盛んな地域である一方、今宿、九大学研都市両駅周辺において、土地区画整理事業等による宅地供給が行われ市街化が進んでいる。区画整理地内には、「さいとぴあ（西部地域交流センター）」が平成 22 年７月に開館し、地域のコミュニティ拠点となっている。今津地区には特別養護老人ホーム（大寿園）、国立福岡視力障害センター、障がい者支援施設（第一野の花学園）、市立今津特別支援学校、今津赤十字病院等が立地し、昭和 45 年には、これら福祉施設と地域住民とが一体となった「今津福祉村」が全国で初めて組織され、現在に至っている。文化財としては、全国的に著名な今津の元寇防塁、元岡瓜尾貝塚、今宿古墳群、弥生時代の石斧製造所跡である今山遺跡などが点在しており、史跡の宝庫となっている。また、今宿野外活動センター、海づり公園、今津運動公園、今津リフレッシュ農園、玄海自転車道、高祖山・叶岳・灘山などのハイキングコースや柑子岳の自然歩道等、多様な施設が整備され、市民の憩いの場として親しまれている。北崎地区では、美しい海岸線にフォトスポットやおしゃれなカフェが集まるエリアとして海辺の魅力を高めることで地域の観光振興・活性化を推進するため、「Fukuoka West Coast」プロジェクトに取り組んでいる。

令和８年度西区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/nishiku/c-shinko/kusei/R8_nishikuuneihoushin.html

２．区役所の機構及び庁舎等の現況

2-1　区役所・出張所庁舎一覧（令和８年４月１日現在）

〈建築方式〉

ＵＲ市街地住宅との併用方式（東・南・早良・西）
財政局との合同庁舎（博多）
交通局との合同庁舎（中央）
水道局との合同庁舎（城南）
西部地域交流センター、西部図書館との併用方式（西部出張所）
福岡市健康づくりサポートセンター等複合施設（中央区保健福祉センター）

〈所在地、構造及び規模〉

庁 舎 名 ・所在地・電話番号	建　物　構　造	竣工 年月	庁舎部分 延床面積	敷地面積
◆東区役所 〒812-8653 東区箱崎２丁目54番１号 TEL 631-2131（代表） FAX 645-1127	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下１階・地上２階	S46．9	6,209m^2	6,127m^2
◆東区役所別館 〒812-0053 東区箱崎２丁目54番27号 TEL 631-2131（代表）	鉄骨造（増築） 地上３階	S63．1		
	鉄筋コンクリート造 地下１階・地上２階（別館）	S50．3	2,523m^2	2,580m^2
地下鉄 箱崎宮前駅下車 徒歩３分 バ　ス 箱崎浜下車　　徒歩すぐ	鉄筋コンクリート造 地上３階(水道局東営業所内) うち庁舎部分 地上３階の一部	H8．3	293.37 ㎡ （借用面積）	99.49 ㎡ （借用面積）
◆博多区役所 〒812-8512 博多区博多駅前２丁目８番１号 TEL 441-2131（代表） FAX 452-6735 JR九州　博多駅下車 徒歩７分 地下鉄　櫛田神社前駅下車 （５番出口）徒歩３分 〃　祇園駅下車 （Ｐ２出口）徒歩５分 バ　ス　駅前１丁目下車徒歩５分	鉄骨造（中間階［2階柱頭］免震構造）地上10階 うち庁舎部分 地上８階	R4.1	15,224 ㎡	2,480 ㎡
◆中央区役所 〒810-8622 中央区大名２丁目５番31号 TEL 714-2131（代表） FAX 714-2141 地下鉄　赤坂駅下車 （５番出口)徒歩すぐ バ　ス　大名２丁目下車徒歩すぐ	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階 うち庁舎部分 地上3階	S55．6	7,793m^2 (専用面積)	3,826m^2 (合同庁舎全体の面積)

◆中央区保健福祉センター 〒810-0073 中央区舞鶴２丁目５番１号 あいれふ５・６Ｆ TEL 761-7318 FAX 734-1690 地下鉄　赤坂駅下車(３番出口) 徒歩４分 バ　ス　法務局前下車　徒歩３分	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上10階 うち5、6階部分	H 6.11	2,752m^2	3,455m^2
◆南区役所 南区役所別館 〒815-8501 南区塩原３丁目25番１号 TEL 561-2131（代表） FAX 561-2130	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下1階・地上2階	S46. 1	4,832m^2	6,795m^2
	（別館） 鉄筋コンクリート造 平屋建 （屋上駐車場）	H 4. 3	819m^2	
◆南区保健福祉センター 〒815-0032 南区塩原３丁目25番３号 TEL 559-5114 FAX 541-9914 西鉄電車　大橋駅下車　徒歩５分 バ　ス　南区役所前下車 徒歩すぐ	鉄筋コンクリート造 地上2階	S47. 3	2,057m^2	1,521m^2
◆城南区役所 〒814-0192 城南区鳥飼６丁目１番１号 TEL 822-2131（代表） FAX 822-2142	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階	S62. 2	6,453m^2 (専用面積)	6,049m^2 (合同庁舎全体の面積)
◆城南区役所別館 〒814-0103 城南区鳥飼５丁目２番25号 TEL 831-4207 FAX 822-5844 地下鉄　別府駅下車 (3番出口)　徒歩１分 バ　ス　城南区役所前下車 徒歩すぐ 〃　城南区役所北口下車 徒歩２分 〃　別府駅前下車　徒歩３分	鉄筋コンクリート造 地上2階	S62. 2	2,840m^2	3,179m^2

◆早良区役所 〒814-8501 早良区百道２丁目１番１号 TEL 841-2131（代表） FAX 833-4388 地下鉄　藤崎駅下車　徒歩すぐ バ　ス　藤崎バスターミナル下車　徒歩すぐ	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下1階・地上2階	S46．1	5,451m^2	6,315m^2
◆早良区役所別館 〒814-0006 早良区百道２丁目１番36号 TEL 833-4367 FAX 831-5744 地下鉄　藤崎駅下車　徒歩２分 バ　ス　藤崎バスターミナル下車　徒歩２分	鉄骨造 地上2階	H29.3	763.16㎡	1,017.60㎡
◆早良区役所第２別館 〒814-0006 早良区百道１丁目18番18号 TEL 851-6659 FAX 822-5733 地下鉄　藤崎駅下車　徒歩７分 バ　ス　百道下車　　徒歩すぐ	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 一部鉄骨平屋建	S54．3	2,566m^2	2,323m^2
◆早良区役所入部出張所 〒811-1102 早良区東入部２丁目14番８号 TEL 804-2011 FAX 803-0924 バ　ス　東入部第一下車　徒歩すぐ	鉄筋コンクリート造 地上2階	H 3．3	1,129m^2	2,212m^2

◆西区役所 〒819-8501 西区内浜１丁目４番１号 TEL 881-2131（代表） FAX 882-2137	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上11階 うち庁舎部分 地下1階・地上3階･別館への連絡通路（2階部分に増築）	S59．4	6,620m^2	5,808m^2
◆西区役所別館 〒819-0005 西区内浜１丁目４番７号 TEL 882-3231 FAX 891-9894 地下鉄　姪浜駅下車　徒歩３分 バ　ス　内浜下車　　徒歩すぐ	鉄筋コンクリート造 地上3階 一部鉄骨平屋建	S59．3	2,189m^2	2,439m^2
◆西区役所西部出張所 〒819-0367 西区西都２丁目１番１号 TEL 806-0004 FAX 806-6811 バ　ス　九大学研都市駅下車 徒歩３分 JR 九州 九大学研都市駅下車 徒歩２分	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上3階 うち庁舎部分 地上2階	H22．3	1,527m^2 （専用面積）	7,243m^2 （さいとぴあ全体の面積）

2-2　市民センター等施設一覧

名称・所在地・電話番号	建 物 構 造	敷地面積	延床面積	設置年月日	主 要 施 設
◆東市民センター （なみきスクエア内） 〒813-0044 東区千早４丁目21番45号 TEL　674-3981（代） FAX　674-3972 バ　ス　千早駅下車　徒歩１分 JR九州 千早駅下車　徒歩１分 西鉄貝塚線　千早駅下車　徒歩１分	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 一部鉄骨造 地上2階建 （一部4階）	9,343m^2	11,566m^2	H28.6.4	ﾎｰﾙ(800人固定席)、会議室、実習室、和室、視聴覚室、多目的室、託児室、授乳室、フリースペース ＊東図書館、音楽・演劇練習場、証明サービスコーナーとの複合施設
◆和白地域交流センター （コミセンわじろ） 〒811-0213 東区和白丘１丁目22番27号 TEL 608-8480 FAX 608-8485 JR九州 福工大前駅下車　徒歩すぐ バ　ス 福工大前駅入口下車 徒歩３分	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一部鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地上6階建	ー	4,923m^2	H15.　8.9	多目的ﾎｰﾙ(280人)、会議室、和室、ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ、体育館、ﾁｬｲﾙﾄﾞﾙｰﾑ ＊和白図書館との複合施設 ＊駅舎・店舗との合築、センター部分を賃借
◆博多市民センター 〒812-0015 博多区山王１丁目13番10号 TEL 472-5991（代） FAX 472-5952 バ　ス　山王公園前下車　徒歩３分 山王１丁目下車　徒歩３分 上牟田下車　徒歩10分 地下鉄　東比恵駅下車　徒歩 15 分	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地下1階 地上5階建	3,043m^2	4,725m^2 (うち1階屋内駐車場627m^2)	S58.8.26	ﾎｰﾙ(500人固定席)、会議室、実習室、和室、視聴覚室、音楽室、託児室 ＊博多図書館、子どもプラザとの複合施設 ＊博多体育館隣接
◆博多南地域交流センター （さざんぴあ博多） 〒812-0883 博多区南本町２丁目３番１号 TEL 502-8570（代） FAX 502-8571 JR九州　南福岡駅下車　徒歩９分 西鉄電車　雑餉隈駅下車　徒歩１分 バ　ス　南本町下車　徒歩１分	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造(一部鉄骨造) 地下1階 地上11階 うち、センター部分 地下1階 地上2階	5,290m^2	8,577m^2	H12.1.30	多目的ﾎｰﾙ(280人)、会議室、和室、市民ロビー、ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ、体育館、ﾁｬｲﾙﾄﾞﾙｰﾑ ＊博多南図書館との複合施設

◆中央市民センター 〒810-0042 中央区赤坂２丁目５番８号 TEL 714-5521（代） FAX 714-5502 地下鉄　赤坂駅下車（２番出口）　徒歩５分 バ　ス　赤坂門下車　徒歩５分 　　警固町下車　徒歩３分	※令和９年夏頃まで改修工事のため休館				＊中央図書館との複合施設 ＊中央体育館隣接
◆南市民センター 〒815-0032 南区塩原２丁目８番２号 TEL 561-2981（代） FAX 511-9721 西鉄電車　大橋駅下車　徒歩15分 バ　ス　南市民センター前下車　徒歩すぐ バ　ス　清水４丁目下車　徒歩７分	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地下1階 地上4階建 （一部鉄骨造）	8,632m^2	6,581m^2	S53.7.22	ﾎｰﾙ(800人固定席)、会議室、実習室、和室、視聴覚室、研修室、託児室、授乳室 ＊南図書館、音楽・演劇練習場、子どもプラザとの複合施設 ＊南体育館隣接
◆城南市民センター 〒814-0142 城南区片江５丁目３番25号 TEL 862-2141（代） FAX 862-2801 地下鉄　七隈駅下車　徒歩10分 バ　ス　東七隈下車　徒歩すぐ 〃　七隈四角下車　徒歩10分	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地下1階 地上4階建	7,437m^2	4,043m^2	S59.8.1	ﾎｰﾙ(500人固定席)、会議室、実習室、和室、視聴覚室、音楽室、託児室、授乳室 ＊城南図書館との複合施設
◆早良市民センター 〒814-0006 早良区百道２丁目２番１号 TEL 831-2321（代） FAX 831-2355 地下鉄　藤崎駅下車　徒歩すぐ バ　ス　藤崎バスターミナル下車　徒歩すぐ	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 一部鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地下1階 地上4階建 （一部5階建）	4,381m^2	4,094m^2	S57.2.14	ﾎｰﾙ(500人固定席)、会議室、実習室、和室、視聴覚室、音楽室、託児室、授乳室 ＊早良図書館との複合施設

◆早良南地域交流センター （ともてらす早良） 〒814-0176 早良区四箇田団地９番１号 TEL 812-3312（代） FAX 400-0086 バ　ス　四箇田団地下車　徒歩４分	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（一部鉄骨造） 地上2階 （一部4階建）	10,797m^2	5,182m^2	R3.11.6	多目的ﾎｰﾙ(300人)、会議室、和室、市民ロビー、練習室、ﾁｬｲﾙﾄﾞﾙｰﾑ ＊早良南図書館との複合施設
◆西市民センター 〒819-0005 西区内浜１丁目４番39号 TEL 891-7021（代） FAX 891-0503 地下鉄 姪浜駅下車　徒歩５分 バ　ス 内浜西区役所前下車 徒歩すぐ	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地下1階 地上4階建 （一部5階建）	4,338m^2	5,208m^2	S63.3.1	ﾎｰﾙ(800人固定席) 会議室、実習室、和室、視聴覚室、音楽室、託児室 ＊西図書館との複合施設
◆西部地域交流センター （さいとぴあ） 〒819-0367 西区西都２丁目１番１号 TEL 807-8900（代） FAX 807-8895 JR九州 九大学研都市駅下車 徒歩１分 バ　ス 九大学研都市駅下車 徒歩２分	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造(一部鉄骨造) 地上3階	7,243m^2	6,762m^2	H22.7.20	多目的ﾎｰﾙ(500人)、会議室、和室、市民ロビー、ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ、体育館、ﾁｬｲﾙﾄﾞﾙｰﾑ ＊西部出張所、西部図書館との複合施設

2-3　区役所の機構　　（令和８年４月１日現在）

（東区）

- 区長
 - 総務部
 - 総務課
 - 企画振興課
 - 地域支援課
 - 生涯学習推進課（課長は教育委員会公民館長㉚を兼務）
 - 市民部
 - 納税課
 - 課税課
 - 市民課
 - 保険年金課
 - 地域整備部
 - 地域整備課
 - 維持管理課
 - 生活環境課
 - 保健福祉センター
 - 福祉・介護保険課
 - 子育て支援課
 - 健康課
 - 地域保健福祉課
 - 保護第１課
 - 保護第２課
 - 支援調整課（支援調整課長を兼務）（保護第2課長が兼務）

（博多区）

- 区長
 - 総務部
 - 総務課
 - 企画振興課
 - 地域支援課
 - 生涯学習推進課（課長は教育委員会公民館長㉒を兼務）
 - 市民部
 - 納税課
 - 課税課
 - 市民課
 - 保険年金課
 - 地域整備部
 - 地域整備課
 - 管理調整課
 - 生活環境課
 - 保健福祉センター
 - 福祉・介護保険課
 - 子育て支援課
 - 健康課
 - 地域保健福祉課
 - 保護第１課
 - 保護第２課
 - 保護第３課
 - 支援調整課（支援調整課長を兼務）（保護第3課長が兼務）

（中央区）

- 区長
 - 総務部（市民部長を兼務）
 - 総務課
 - 企画振興課
 - 地域支援課（課長は生涯学習推進課長及び教育委員会公民館長⑭を兼務）
 - 生涯学習推進課（地域支援課長が兼務）
 - 市民部（総務部長が兼務）
 - 納税課
 - 課税課
 - 市民課
 - 保険年金課
 - 地域整備部
 - 管理調整課
 - 地域整備課
 - 生活環境課
 - 保健福祉センター
 - 福祉・介護保険課
 - 子育て支援課
 - 健康課
 - 地域保健福祉課
 - 保護課
 - 支援調整課（支援調整課長を兼務）（保護課長が兼務）

（南区）

- 区長
 - 総務部
 - 総務課
 - 企画振興課
 - 地域支援課
 （課長は生涯学習推進課長及び教育委員会公民館長㉙を兼務）
 - 生涯学習推進課（地域支援課長が兼務）
 - 市民部
 - 納税課
 - 課税課
 - 市民課
 - 保険年金課
 - 地域整備部
 - 地域整備課
 - 維持管理課
 - 生活環境課
 - 保健福祉センター
 - 福祉・介護保険課（支援調整課長を兼務）
 - 子育て支援課
 - 健康課
 - 地域保健福祉課
 - 保護第1課
 - 保護第2課
 - 支援調整課

 （福祉・介護保険課長が兼務）

（城南区）

- 区長
 - 総務部（市民部長を兼務）
 - 総務課
 - 企画振興課
 - 地域支援課
 （課長は生涯学習推進課長及び教育委員会公民館長⑪を兼務）
 - 生涯学習推進課（地域支援課長が兼務）
 - 市民部（総務部長が兼務）
 - 納税課
 - 課税課
 - 市民課
 - 保険年金課
 - 地域整備部
 - 地域整備課
 - 維持管理課
 - 生活環境課
 - 保健福祉センター
 - 福祉・介護保険課（支援調整課長を兼務）
 - 子育て支援課
 - 健康課
 - 地域保健福祉課
 - 保護課
 - 支援調整課

 （福祉・介護保険課長が兼務）

（早良区）

区長
- 総務部（市民部長を兼務）
 - 総務課
 - 企画課
 - 地域支援課
 - 生涯学習推進課（課長は教育委員会公民館長㉔を兼務）
- 市民部（総務部長が兼務）
 - 納税課
 - 課税課
 - 市民課
 - 保険年金課
 - 入部出張所
- 地域整備部
 - 地域整備課
 - 維持管理課
 - 生活環境課
- 保健福祉センター
 - 福祉・介護保険課
 - 子育て支援課
 - 健康課
 - 地域保健福祉課
 - 保護課（支援調整課長を兼務）
 - 支援調整課（保護課長が兼務）

（西区）

区長
- 総務部（市民部長を兼務）
 - 総務課（防災･安全安心室長を兼務）
 - 防災・安全安心室（総務課長が兼務）
 - 企画振興課
 - 地域支援課
 - 生涯学習推進課（課長は教育委員会公民館長㉔を兼務）
- 市民部（総務部長が兼務）
 - 納税課
 - 課税課
 - 市民課
 - 保険年金課
 - 西部出張所
- 地域整備部
 - 管理調整課
 - 土木第１課
 - 土木第２課
 - 生活環境課
- 保健福祉センター
 - 福祉・介護保険課（支援調整課長を兼務）
 - 子育て支援課
 - 健康課
 - 地域保健福祉課
 - 保護課
 - 支援調整課（福祉･介護保険課長が兼務）

2-4 区役所課別職員数

令和８年４月１日現在

区分	全市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
区長	7	1	1	1	1	1	1	1
総務部長	7	1	1	1	1	1	1	1
市民部長	3	1	1	(1)	1	(1)	(1)	(1)
地域整備部長	7	1	1	1	1	1	1	1
保健福祉センター所長	7	1	1	1	1	1	1	1
総務課	99	13	14	16	14	12	17	13
防災・安全安心室	6	－	－	－	－	－	－	6
企画振興課	74	10	12	14	13	13	－	12
企画課	11	－	－	－	－	－	11	－
地域支援課	62	9	9	8	11	6	10	9
生涯学習推進課	37	9	7	2	2	4	7	6
納税課	151	26	26	26	24	14	19	16
課税課	227	41	32	29	37	22	33	33
市民課	239	49	38	36	39	23	30	24
保険年金課	206	35	33	29	37	24	27	21
入部出張所	13	－	－	－	－	－	13	－
西部出張所	29	－	－	－	－	－	－	29
地域整備課	110	16	31	22	13	10	18	－
維持管理課	89	26	－	－	24	18	21	－
管理調整課	49	－	17	18	－	－	－	14
土木第１課	18	－	－	－	－	－	－	18
土木第２課	17	－	－	－	－	－	－	17
生活環境課	58	8	9	6	9	9	10	7
福祉・介護保険課	139	25	21	17	22	16	19	19
子育て支援課	118	23	17	12	19	11	18	18
健康課	95	16	13	13	14	12	13	14
地域保健福祉課	143	26	22	16	23	16	20	20
保護（第１）課	290	44	41	36	38	38	51	42
保護第２課	125	47	44	－	34	－	－	－
保護第３課	9	－	9	－	－	－	－	－
支援調整課	16	2	4	2	2	2	2	2
区役所計	2,461	430	404	306	380	254	343	344
区選挙管理委員会事務局	21	3	3	3	3	3	3	3
合 計	2,482	433	407	309	383	257	346	347

中央区、城南区、早良区及び西区の市民部長は、総務部長が兼務

2-5　区関係諸統計

2-5-1 各区別人口の推移（住民基本台帳）

各年３月３１日現在（単位：人）

区名	令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		令和8年	
	人　口	前年比	人　口	前年比	人　口	前年比	人　口	前年比	人　口	前年比
全　市	1,568,687	1.003	1,582,298	1.009	1,594,659	1.008	1,609,048	1.009	1,620,631	1.007
東　区	318,953	1.007	322,422	1.011	326,184	1.012	331,104	1.015	334,896	1.011
博多区	235,474	1.000	239,438	1.017	242,660	1.013	246,080	1.014	249,399	1.013
中央区	195,493	1.011	198,217	1.014	199,590	1.007	201,725	1.011	201,869	1.001
南　区	265,341	1.002	266,839	1.006	268,468	1.006	270,362	1.007	272,257	1.007
城南区	125,798	0.999	126,059	1.002	126,564	1.004	127,263	1.006	128,060	1.006
早良区	220,421	1.001	221,578	1.005	222,718	1.005	223,559	1.004	224,638	1.005
西　区	207,207	1.000	207,745	1.003	208,475	1.004	208,955	1.002	209,512	1.003

（注）外国人住民を含む。　　（資料：市民局総務部戸籍住民課）

2-5-2 年齢別人口

（単位：人，％）

年 齢	全 市	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	（入部）	西 区	（西部）
0～9歳	**127,393**	28,752	16,697	13,216	22,463	10,024	19,191	1,849	17,050	6,306
	(7.86)	(8.59)	(6.69)	(6.55)	(8.25)	(7.83)	(8.54)	(8.03)	(8.14)	(9.15)
10～19歳	**147,669**	32,264	16,660	14,507	26,002	12,680	23,827	2,274	21,729	8,109
	(9.11)	(9.63)	(6.68)	(7.19)	(9.55)	(9.90)	(10.61)	(9.87)	(10.37)	(11.77)
20～29歳	**220,203**	44,196	49,904	31,208	34,163	14,444	22,477	1,793	23,811	9,428
	(13.59)	(13.20)	(20.01)	(15.46)	(12.55)	(11.28)	(10.01)	(7.78)	(11.36)	(13.68)
30～39歳	**208,929**	42,285	42,531	30,542	32,518	13,864	23,969	1,920	23,220	7,862
	(12.89)	(12.63)	(17.05)	(15.13)	(11.94)	(10.83)	(10.67)	(8.33)	(11.08)	(11.41)
40～49歳	**230,789**	46,807	34,798	31,677	38,830	17,549	32,336	3,052	28,792	10,074
	(14.24)	(13.98)	(13.95)	(15.69)	(14.26)	(13.70)	(14.39)	(13.25)	(13.74)	(14.62)
50～59歳	**232,833**	47,474	32,829	29,867	39,225	18,939	33,476	3,093	31,023	9,062
	(14.37)	(14.18)	(13.16)	(14.80)	(14.41)	(14.79)	(14.90)	(13.43)	(14.81)	(13.15)
60～69歳	**169,369**	34,526	21,800	20,612	29,423	14,554	25,393	2,641	23,061	6,462
	(10.45)	(10.31)	(8.74)	(10.21)	(10.81)	(11.36)	(11.30)	(11.46)	(11.01)	(9.38)
70～79歳	**167,593**	34,773	20,518	18,110	29,143	15,233	26,191	3,714	23,625	6,736
	(10.34)	(10.38)	(8.23)	(8.97)	(10.70)	(11.90)	(11.66)	(16.12)	(11.28)	(9.78)
80～89歳	**88,267**	18,189	10,508	9,152	15,487	8,248	13,546	2,121	13,137	3,637
	(5.45)	(5.43)	(4.21)	(4.53)	(5.69)	(6.44)	(6.03)	(9.21)	(6.27)	(5.28)
90～99歳	**26,488**	5,399	3,033	2,870	4,788	2,419	4,074	559	3,905	1,182
	(1.63)	(1.61)	(1.22)	(1.42)	(1.76)	(1.89)	(1.81)	(2.43)	(1.86)	(1.72)
100歳以上	**1,098**	231	121	108	215	106	158	20	159	48
	(0.07)	(0.07)	(0.05)	(0.05)	(0.08)	(0.08)	(0.07)	(0.09)	(0.08)	(0.07)
合計	**1,620,631**	334,896	249,399	201,869	272,257	128,060	224,638	23,036	209,512	68,906
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

（注）1. 人口は令和８年３月３１日現在の住民基本台帳人口である。　　（資料：市民局総務部戸籍住民課）
2. 下段（　）内は各区における構成比。
3. （入部）、（西部）は、入部出張所及び西部出張所分の内数である。

2-5-3　国籍等別外国人数(住民基本台帳)

この表は令和8年3月末現在における外国人人口のうち数の多い40ヶ国を国籍別に掲げたものである。

国名	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年							
				総数	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
総数	**40 386**	**44 812**	**52 347**	**57 876**	**15 600**	**14 386**	**7 527**	**8 989**	**2 132**	**4 309**	**4 933**
中国	11 634	12 450	13 310	14 420	4 562	2 686	1 979	1 295	499	1 424	1 975
ネパール	7 372	8 605	12 230	14 136	3 921	4 086	1 634	3 552	407	319	217
ベトナム	6 108	6 680	7 514	7 954	2 151	2 671	741	1 573	218	330	270
韓国又は朝鮮	6 182	6 451	6 659	6 836	1 841	1 716	1 207	612	299	664	497
ミャンマー	678	1 018	1 704	2 201	549	703	158	391	107	147	146
インドネシア	716	1 244	1 647	2 134	600	375	101	274	138	363	283
フィリピン	1 447	1 529	1 678	1 759	338	590	248	206	97	143	137
米国	914	977	1 076	1 175	121	131	356	118	43	202	204
スリランカ	502	596	860	1 089	229	245	120	360	47	27	61
台湾	683	821	936	1 071	108	315	233	130	49	129	107
バングラデシュ	186	230	345	493	187	84	36	56	10	31	89
英国	329	350	360	385	56	62	106	36	17	51	57
インド	331	344	325	338	66	58	46	38	17	35	78
タイ	282	289	301	314	71	82	36	30	10	29	56
フランス	252	267	281	291	27	55	62	30	18	39	60
カナダ	183	204	201	230	21	44	49	18	13	47	38
カンボジア	127	167	193	215	46	28	13	16	26	48	38
オーストラリア	160	167	189	204	40	18	37	25	16	27	41
ドイツ	155	146	155	173	15	19	41	15	15	26	42
パキスタン	105	106	133	167	119	6	7	16	5	2	12
ロシア	110	121	136	145	29	35	27	13	7	15	19
エジプト	126	140	150	137	35	8	10	3		5	76
マレーシア	111	137	130	137	29	29	14	13	3	7	42
モンゴル	140	140	145	114	36	19	13	12		9	25
ブラジル	121	113	110	111	22	24	20	14	9	7	15
ウズベキスタン	46	57	81	101	46	25	3	6	3	10	8
イタリア	67	82	88	95	13	16	23	9	4	13	17
ペルー	102	102	102	95	51	12	6	9		3	14
ウクライナ	90	95	78	83	12	28	13	9	6	9	6
シンガポール	64	69	67	73	7	12	11	5	1	21	16
ニュージーランド	65	79	75	70	24	3	20	6	2	9	6
メキシコ	54	57	55	65	15	15	12	6		10	7
ルーマニア	55	54	53	51	6	22	6	6	2	6	3
ケニア	26	29	42	46	2	2	4	5	1	1	31
オランダ	33	35	46	46	3	9	6	7		9	12
トルコ	43	48	38	42	4	6	7	1	1	8	15
スペイン	48	45	37	39	9	5	9	4	1	4	7
アフガニスタン	38	42	36	38	14	3					21
ナイジェリア	28	31	32	37	4	5	4	4	2	5	13
シリア	24	29	30	34	22	3	2				7
無国籍	5	5	5	3	2					1	
その他	644	661	714	729	147	131	107	66	39	74	165

（資料：市民局総務部戸籍住民課）

2-5-4 選挙人名簿登録者数･議員定数･投票区数

令和８年６月１日現在

区　名	選挙人名簿登録者数（人）			市議会議員条例定数（人）	投票区数
	総数	男	女		
全　市	1,327,480	617,367	710,113	62	241
東　区	267,499	128,034	139,465	12	50
博多区	207,177	99,033	108,144	9	30
中央区	170,562	74,507	96,055	7	25
南　区	220,892	101,257	119,635	11	37
城南区	106,479	49,716	56,763	6	21
早良区	182,975	84,490	98,485	9	38
西　区	171,896	80,330	91,566	8	40

（資料：選挙管理委員会事務局選挙課）

2-5-5 各区選挙人名簿登録者数の推移（定時登録）

（単位：人）

区　名	令4．6．1現在登録者数	令5．6．1現在登録者数	令6．6．3現在登録者数	令7．6．2現在登録者数	令和８．６．１現在	
					登録者数	前年比
全　市	1,292,519	1,300,971	1,310,412	1,318,067	1,327,480	1.01
東　区	256,847	258,599	261,725	264,498	267,499	1.01
博多区	198,666	201,036	203,375	205,311	207,177	1.01
中央区	166,398	168,429	169,594	170,364	170,562	1.00
南　区	217,131	218,186	219,108	219,600	220,892	1.01
城南区	104,654	104,786	105,223	105,849	106,479	1.01
早良区	179,578	180,404	181,371	181,876	182,975	1.01
西　区	169,245	169,531	170,016	170,569	171,896	1.01

（資料：選挙管理委員会事務局選挙課）

2-5-6 市立学校・学級・児童生徒数

令和8年5月1日現在

区　　名	小　　学　　校			中　　学　　校		
	学校数	学級数	児童数（人）	学校数	学級数	生徒数（人）
全　　市	147(1)	3,407	81,096	72	1,479	39,364
東　　区	31	785	18,201	15	342	8,919
博　多　区	18	378	8,810	10	157	4,123
中　央　区	12	312	7,767	5	113	3,193
南　　区	25	614	15,083	12	283	7,542
城　南　区	11	275	6,632	5	114	3,149
早　良　区	25(1)	544	13,195	12	250	6,819
西　　区	25	499	11,408	13	220	5,619

（注）学校の所在地により分類。　　（資料：教育委員会総務部教育政策課）

（注）（ ）は休校中で内数。中学校は夜間中学１校及び学びの多様化学校１校を含む。

2-5-7 指定学校変更・区域外就学人数（小中学校合計）

令和7年度（単位：人）

区　　名	指定学校変更			区域外就学		
		区役所	教育支援課		区役所	教育支援課
全　　市	1,268	1,178	90	408	102	306
東　　区	271	258	13	155	32	123
博　多　区	194	191	3	57	31	26
中　央　区	120	106	14	10	1	9
南　　区	214	207	7	66	16	50
城　南　区	98	92	6	31	2	29
早　良　区（入部出張所を除く）	175	159	16	51	9	42
入部出張所	33	30	3	5	0	5
西　　区（西部出張所を除く）	121	99	22	20	6	14
西部出張所	42	36	6	13	5	8

（資料：教育委員会教育支援部教育支援課）

2-5-8 小学校区・公民館数

令和8年5月1日現在

区　　名	校 区 数	公 民 館 数
全　　市	146	150
東　　区	31	30
博　多　区	18	22
中　央　区	12	14
南　　区	25	25
城　南　区	11	11
早　良　区	24	24
西　　区	25	24

（資料：教育委員会教育環境部学校計画第1課・学校計画第2課・市民局ｺﾐｭﾆﾃｨ推進部公民館支援課）

2-5-9　戸籍関係届出件数

令和7年度（単位：件）

区　　名	総　　数	出　　生	婚　　姻	離　　婚	死　　亡	養子縁組	そ の 他
全　　市	50,364	11,360	10,023	2,721	15,163	640	10,457
東　　区	10,440	2,547	1,823	572	3,060	171	2,267
博 多 区	8,856	1,985	2,621	476	1,971	99	1,704
中 央 区	6,484	1,266	1,868	351	1,543	83	1,373
南　　区	8,155	1,835	1,351	449	2,685	87	1,748
城 南 区	3,795	804	527	223	1,364	46	831
早 良 区	6,410	1,497	949	331	2,247	82	1,304
西　　区	6,224	1,426	884	319	2,293	72	1,230

（資料：市民局総務部戸籍住民課）

2-5-10　印鑑関係処理件数

令和７年度（単位：件）

区　　名	総　　数	登　　録	廃　　止	変　　更	移　　管	そ の 他
全　　市	107,196	48,980	38,381	3,258	16,551	26
東　　区	20,910	10,675	7,877	138	2,216	4
博 多 区	20,432	9,773	7,372	752	2,534	1
中 央 区	14,520	7,074	4,962	151	2,326	7
南　　区	16,486	6,811	5,972	1,005	2,698	0
城 南 区	8,010	2,956	2,799	555	1,698	2
早 良 区	13,938	5,897	4,726	415	2,890	10
早良区のうち入部出張所	1,283	314	472	97	395	5
西　　区	12,900	5,794	4,673	242	2,189	2
西区のうち西部出張所	4,030	1,562	1,571	242	654	1

（資料：市民局総務部戸籍住民課）

2-5-11　中長期在留者住居地届出等事務処理件数

令和7年1月から同年12月まで（単位：件）

区　　名	総　数	中長期在留者			特別永住者					
		新規上陸後の住居地届出	在留資格変更に伴う住居地届出	住居地変更届出	特別永住者証の交付申請等	住居地以外の記載事項変更届出	住居地変更届出	特別永住者証の有効期間更新	特別永住者証の再交付	特別永住者証の返納
全　　市	28,964	12,558	251	14,950	198	10	165	427	35	370
東　　区	7,184	2,402	73	4,040	194	10	69	198	15	183
博 多 区	8,350	3,989	21	4,145	0	0	15	89	7	84
中 央 区	2,573	1,282	55	1,118	1	0	24	44	3	46
南　　区	5,101	1,788	42	3,187	0	0	19	40	2	23
城 南 区	1,172	563	6	574	1	0	7	19	2	0
早 良 区	1,931	1,200	26	646	2	0	12	21	6	18
早良区のうち入部出張所	259	222	0	37	0	0	0	0	0	0
西　　区	2,653	1,334	28	1,240	0	0	19	16	0	16
西区のうち西部出張所	1,696	985	10	693	0	0	4	2	0	2

（資料：市民局総務部戸籍住民課）

2-5-12　戸籍・住民基本台帳関係諸証明等発行件数

令和7年度（単位：件）

区　　分	全　　市	東　　区	博　多　区	中　央　区	南　　区	城　南　区	早　良　区	早良区のうち入部出張所	西　　区	西区のうち西部出張所	コンビニ交付	郵送請求センター
総　　数	2,113,803	223,179	176,446	183,140	162,616	81,754	139,211	25,862	134,538	43,710	672,995	339,924
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	214,189	19,894	16,351	21,764	17,751	8,995	15,221	2,859	15,130	4,512	46,167	52,916
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	27,584	2,456	1,726	1,834	1,663	905	1,572	389	1,611	545	11,790	4,027
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	175,122	17,638	11,356	16,883	15,280	8,516	14,092	2,872	14,127	4,300		77,230
除籍個人事項証明書(除籍抄本)	1,226	128	46	80	33	29	28	8	38	8		844
戸籍一部事項証明書	584	146	102	35	108	51	58	3	81	2		3
除籍一部事項証明書	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0		0
戸籍記載事項証明書	2,133	589	479	273	224	57	125	7	173	42		213
除籍記載事項証明書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
受理証明	7,284	1,570	1,631	1,126	900	370	734	39	782	142		171
受理証明（上質）	118	18	21	42	11	5	7	0	13	0		1
戸籍・除籍閲覧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
臨時運行許可	4,408	758	386	165	937	264	1,064	683	834	401		
印鑑証明	414,437	37,457	27,573	31,862	28,492	14,079	25,528	6,394	23,432	7,905	226,014	
身分証明	14,169	2,031	1,825	2,665	1,645	829	1,295	347	1,147	330		2,732
住民票の写し	883,508	72,900	69,490	65,965	50,274	22,915	39,426	7,858	37,364	11,976	382,648	142,526
戸籍の附票の写し	76,596	1,986	1,715	4,527	1,729	1,003	1,256	269	1,438	517	6,376	56,566
住民票記載事項証明	13,336	2,701	2,218	2,024	1,769	931	1,704	405	1,745	617		244
住民票等の閲覧	29,049	12,674	4,093	2,544	2,125	2,596	1,990	246	3,027	1,094		0
戸籍の附票の閲覧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
独身証明	1,442	146	209	265	132	52	84	6	93	33		461
その他の証明	5,598	396	453	1,069	501	271	409	80	509	272		1,990
火葬場利用許可	15,372	3,168	1,784	1,524	3,022	1,392	2,199	458	2,283	543		
個人番号カード	227,647	46,523	34,988	28,492	36,020	18,494	32,419	2,939	30,711	10,471		

（資料：市民局総務部戸籍住民課）

2-5-13　住民基本台帳関係処理件数

令和7年度（単位：件）

区　　名	総　　数	転　　入	転　　出	転　　居	変　　更	出　　生	死　　亡	職権記載	職権消除	そ　の　他
全　　市	315,327	127,235	72,250	54,180	31,928	11,951	15,149	13	1,963	658
東　　区	63,338	23,470	14,179	12,891	6,664	2,570	3,047	1	389	127
博　多　区	66,754	29,581	17,501	9,663	4,933	2,264	2,075	4	568	165
中　央　区	43,658	19,164	10,727	6,583	3,900	1,330	1,509	1	336	108
南　　区	48,293	18,594	10,389	9,122	5,396	1,935	2,557	1	209	90
城　南　区	20,108	8,873	4,034	2,864	2,024	812	1,388	2	71	40
早　良　区	36,420	14,319	7,535	6,028	4,507	1,570	2,292	2	105	62
早良区のうち入部出張所	3,224	1,030	590	563	515	135	372	1	10	8
西　　区	36,756	13,234	7,885	7,029	4,504	1,470	2,281	2	285	66
西区のうち西部出張所	14,592	5,514	3,405	2,633	1,534	537	728	1	218	22

（資料：市民局総務部戸籍住民課）

2-5-14 住居表示実施状況

令和8年4月1日現在

地区名	面積 (km²)	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考
全市	175.97	383,621	25,657		
東区	49.62	77,957	5,873		
香椎団地	0.07	986	34	S43. 2. 1	
貝塚団地	0.03	528	20	〃	
城浜団地	0.29	2,898	81	S45. 4.20	
奈多団地	0.17	1,100	40	S52. 3.15	
馬出	1.76	5,520	184	S49. 7. 1	
〃	△ 0.02	△ 110	△ 3	S62. 5.11	博多区吉塚七丁目に編入
箱崎	1.79	5,760	202	S50. 2. 1	
筥松	0.78	2,130	96	〃	
東浜二丁目編入	0.08	—	—	S51. 9. 1	
原田	0.55	1,500	72	S53. 2. 1	
美和台	1.04	1,930	234	〃	
美和台編入	0.06	—	15	S58.11. 1	
名島・千早	2.34	6,440	376	S55. 3. 1	
郷口・社領・二又瀬	0.67	820	93	〃	
香椎	1.95	4,470	338	S56. 2. 1	
香住ヶ丘	1.38	2,630	222	〃	
舞松原・八田	2.12	5,950	383	S57. 2. 1	
香椎浜	0.93	—	19	S57. 4. 1	
御島崎	0.30	980	57	S58. 2. 1	
西戸崎	1.58	1,650	195	S59. 2. 1	
和白	2.57	5,290	439	S59. 2.11	
若宮	0.86	2,430	141	S59. 3. 1	
松崎・多々良	2.14	2,251	391	S60. 2.12	
松島	1.17	920	152	S60. 8.26	
多の津・原田	0.78	1,040	121	〃	
多の津	0.65	300	36	S61.11.10	
高美台	0.73	1,680	176	S61.11.25	
香椎台	0.37	820	76	S62. 5.25	
名子・土井	0.77	500	94	〃	
松田	1.01	468	81	〃	
下原	1.54	2,796	234	S62.11. 2	
唐原・下原	1.50	2,980	119	S63. 5.16	
箱崎ふ頭	2.98	1,020	76	H元. 2.27	
青葉	1.86	3,240	331	H元.10. 2	
和白・奈多	2.79	5,450	403	H3. 8.26	
高美台一丁目	0.01	25	4	〃	編入
香椎台三丁目	0.003	—	1	H4. 1.27	編入
蒲田	2.77	426	134	H6. 1.31	編入
香椎台Ⅱ	0.22	—	47	H11. 9.14	
青葉Ⅱ	0.18	193	22	H13. 6.25	

地区名	面積（km^2）	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考
美和台Ⅱ	0.17	414	33	H14. 8. 1	
香椎浜三丁目（アイランドシティ）	0.97	99	12	H18. 2. 1	
箱崎ふ頭	0.17	—	3	H19.12.10	箱崎ふ頭4丁目未実施地区
香椎浜三丁目（ｱｲﾗﾝﾄﾞｼﾃｨ・香椎ﾊﾟｰｸﾎﾟｰﾄ）	2.68	—	23	H21. 8. 3	R3.7.29みなと香椎一丁目編入
三苫七丁目	0.19	350	27	H24. 2.13	
香椎台Ⅱ	0.02	80	7	H24. 3.19	香椎台五丁目・香椎三丁目に編入
香椎照葉	0.62	—	5	H24. 7.17	
香椎台Ⅱ	0.0003	—	3	H29.7.25	香椎台五丁目に編入
香椎浜（香椎照葉六丁目）	0.37	—	7	H30.7.30	香椎照葉六丁目実施
みなと香椎	1.63	—	9	R5.6.26	みなと香椎四丁目実施、一部みなと香椎一丁目に編入
香椎台五丁目	0.001	3	1	R5.11.27	編入
香椎二丁目	0.027	—	7	R7.3.31	編入
博多区	26.70	65,423	3,383		
博多	1.88	8,268	262	S41. 2. 1	
博多駅周辺	2.91	9,533	452	S44. 7. 1	
堅粕	1.01	5,283	206	S45. 7. 1	
山王公園周辺	1.33	2,412	143	S46. 7. 1	
東光	1.13	1,926	157	S47. 4. 1	
千代	1.15	5,390	175	S49. 7. 1	
沖浜	0.37	25	26	〃	
東吉塚	1.37	4,000	102	S52. 2. 1	
〃	0.02	110	3	S62. 5.11	東区から編入
東那珂・半道橋	1.15	1,580	86	S54. 2. 1	
諸岡	1.09	2,632	178	〃	
板付	1.04	3,190	108	S54. 3. 1	
那珂	1.67	3,080	250	S56. 2. 1	
那珂南	1.35	4,950	220	〃	
麦野	0.75	2,610	166	S56. 3. 1	
井相田	0.55	350	50	S57. 2. 1	
三筑	0.30	720	42	〃	
東月隈	0.81	2,600	158	S63. 5.16	
榎田・席田	2.62	2,276	185	H2. 2.26	
板付編入	0.02	25	—	H6. 4.20	板付二丁目・板付五丁目に編入
東月隈一丁目	0.01	31	2	H6.11.28	編入
空港前五丁目	0.07	82	25	〃	
浦田二丁目	0.20	263	40	H7.11.27	
月隈	2.84	2,858	260	H10. 2.23	
西月隈	1.05	1,205	87	〃	
諸岡・南八幡町	0.004	22	—	H10. 7.13	春日市から編入
立花寺二丁目	0.003	2	0	H21. 8. 3	編入

地区名	面積 (km^2)	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考
中央区	15.05	43,760	1,759		
梅光園団地	0.03	552	18	S43. 2. 1	
春吉・高宮	1.6	8,953	314	S37. 8.16	
草香江・鳥飼	2.32	6,615	189	S38. 6.15	
平尾	0.98	751	96	S39. 2. 1	
福岡	2.17	7,219	230	S39. 6.15	
荒戸	0.67	2,298	56	S41. 2. 1	
警固・六本松	1.64	5,564	216	S42. 2. 1	
地行・唐人町	0.58	2,131	110	S43. 2. 1	
別府・田島	0.11	382	29	S46. 7. 1	
小笹・輝国	1.15	1,696	95	S46.10. 1	
荒津・那の津	1.15	1,120	71	S47. 4. 1	
南公園周辺	0.95	2,956	144	〃	
東田島	0.61	1,390	107	S48. 7. 1	
福浜	0.29	1,200	23	S51. 2. 1	埋立・編入
那の津二・三丁目	0.04	—	2	S62.11. 2	埋立・編入
地行三・四丁目	0.01	—	—	S63. 7.18	埋立・編入
福浜一丁目	0.08	—	12	S63. 7.28	
地行浜一・二丁目	0.40	57	12	H5. 2. 1	
浄水	0.27	876	35	H20.12.15	
南区	26.04	63,794	4,797		
大橋団地	0.05	631	25	S43. 2. 1	
若久団地	0.10	1,046	37	〃	
弥永団地	0.13	1,294	41	〃	
春吉・高宮	0.13	661	28	S37. 8.16	
平尾（平和）	0.80	470	60	S39. 2. 1	
長尾（長住）	1.54	880	241	S40. 2. 1	
高宮	1.03	2,308	172	S43. 2. 1	
大楠	0.64	2,530	86	S45. 4. 1	
多賀	0.07	4	8	S47.12.15	
清水	0.58	2,554	91	S50. 7. 1	
寺塚	1.61	3,400	226	S51. 3.15	
西長住	0.28	515	50	S53. 2. 1	
井尻・五十川	1.35	5,373	252	S54. 3. 1	
高木	0.43	805	78	〃	
野間・若久	2.38	7,120	491	S55. 1.14	
屋形原	1.71	5,260	470	〃	
三宅	1.44	5,640	296	〃	
横手・曰佐・警弥郷	3.16	7,440	731	S57. 2. 1	
塩原	0.86	2,630	98	S58. 7.11	
桧原	1.95	3,320	457	S60. 6.17	
柏原	2.16	2,050	307	S61. 1.27	
和田・野多目	1.54	2,880	200	S61. 1 27	
和田	0.37	1,356	73	S62.11. 2	

地区名	面積 (km²)	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考
老司・鶴田	1.43	2,663	218	S63. 5.16	
鶴田・桧原	0.29	947	59	H2. 9. 3	春日市から編入
井尻三丁目	0.01	17	2	H10. 7.13	
城南区	12.8	35,939	2,453		
城西団地	0.03	360	16	S43. 2. 1	
荒江団地	0.08	1,014	33	〃	
別府団地	0.05	726	26	〃	
金山団地	0.14	1,352	57	S43. 8. 1	
堤団地	0.08	838	29	S44.12.27	
宝台団地	0.05	590	21	S46. 2. 1	
鳥飼駅北	0.54	2,529	98	S46. 4. 1	
別府・田島	2.32	6,612	408	S46. 7. 1	
樋井川	1.86	3,916	372	S48. 7. 1	
荒江	0.17	558	35	〃	
東油山	0.40	641	71	S50. 4. 1	東油山一～三丁目
田島南	0.56	2,900	114	S51. 3.15	
飯倉	0.17	610	28	S52. 2. 1	
七隈	0.80	2,060	117	〃	
友泉亭	0.13	600	22	〃	
片江・堤	2.11	4,090	421	S57. 5.10	
七隈・梅林	2.67	5,970	500	S57.11. 1	
南片江四丁目編入	0.02	6	2	S61. 1.27	
東油山編入	0.07	73	18	S61.11.25	東油山一丁目・樋井川七丁目に編入
東油山	0.55	494	65	S62.11. 2	東油山四～六丁目・東油山三丁目に編入
南片江編入	0.001	－	－	H3. 1.14	南片江四丁目に編入
早良区	24.37	53,976	4,134		
原団地	0.17	1,828	63	S42. 6.30	
室住団地	0.17	2,132	75	S45.10. 1	
星の原団地	0.20	2,400	72	S48. 7. 1	
四箇田団地	0.25	2,200	56	S51. 9. 1	
有田団地	0.05	420	12	S53.10.19	
西新	2.72	8,541	414	S44. 7. 1	
室見	0.61	1,749	94	S46. 2. 1	
荒江	0.38	1,080	61	S48. 7. 1	
飯倉	1.06	3,830	207	S52. 2. 1	
原	1.33	3,300	221	S53. 2. 1	
南庄	0.73	2,200	129	S55. 3. 1	
賀茂・干隈	1.19	2,750	308	S57.11. 1	
小田部	0.95	1,500	164	S58. 7.11	
野芥・田隈	2.43	5,240	591	〃	
有田	0.98	2,550	230	S59. 3. 1	
次郎丸	1.10	2,364	146	S63. 5.16	
西新編入	0.02	－	1	S63. 7 18	
重留	0.97	1,420	194	H2. 9. 3	

地区名	面積（km^2）	世帯数(世帯)	街区数	実施年月日	備考
早良	1.24	1,470	198	H3. 1.14	
百道浜	0.95	445	51	〃	
内野・脇山	1.50	2,300	214	H4. 1.27	
田村・四箇	2.07	2,500	247	H5. 2. 1	
入部	2.87	952	329	H11.10.21	
田村・四箇Ⅱ	0.43	805	57	H11.11. 1	
入部	0.003	－	－	H18.8.1	西入部五丁目に編入
西区	21.39	42,772	3,258		
壱岐団地	0.43	2,700	144	S50.10.18	
下山門団地	0.20	2,000	79	S51. 2. 1	
大町団地	0.08	550	23	S52.11. 1	
拾六町団地	0.12	1,031	4	S53. 2. 1	
福重団地	0.04	818	9	S53. 4. 1	
十郎川団地	0.05	437	19	S53.10.19	
城の原団地	0.09	895	31	S54.11. 1	
豊浜	0.32	820	51	S48. 7. 1	
姪の浜	1.71	5,690	256	S51. 2. 1	
小戸	1.08	1,420	139	S59. 2. 1	
壱岐南	2.89	2,924	409	S61. 7.28	
下山門	2.03	3,335	278	S61.11.10	
福重・石丸	1.41	2,505	237	S62. 1.12	
今宿青木	0.95	1,260	125	S62. 4.27	
上山門・拾六町	1.67	2,330	278	S62. 6.15	
横浜	0.65	780	89	S63. 5.16	
周船寺・田尻	1.19	2,200	162	S63. 7.18	
愛宕浜・生松台	1.21	－	180	H元. 2.27	
下山門一丁目	－	－	－	H2.11. 1	編入
石丸	0.14	140	12	H4. 1.27	石丸四丁目
今宿	0.32	815	54	H5. 8.30	
生の松原	0.01	10	2	H6.11.28	生の松原三丁目に編入
小戸二丁目	0.43	1	6	〃	埋立地
横浜西	0.17	81	33	H9. 2.18	横浜三丁目
生の松原三丁目編入	0.01	47	1	H10. 7.13	
生の松原Ⅱ	0.42	127	66	H12.11.17	
姪浜	0.89	4,763	125	H14.10. 1	
野方四丁目編入	0.04	63	14	H15. 3.12	
金武・西入部	0.44	410	93	H17. 6. 1	
西入部	0.01	－	－	H18.8.1	室見が丘三丁目に編入
田尻	0.34	523	70	H18.10.23	
徳永・女原・今宿町	1.32	3,452	175	H25.10.28	
徳永・田尻	0.73	645	94	R4.7.19	

※1 面積・世帯数・街区数は実施日現在の数値である。 （資料：市民局総務部戸籍住民課）

※2 全市及び各区の集計の面積は、小数点3位で四捨五入したもの。

2-6　各区町名一覧表

ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
名子一～三丁目 名島一～五丁目 奈多一～三丁目 奈多団地 大字名子 大字奈多	箱崎一～七丁目 箱崎ふ頭 箱崎一～六丁目 筥松一～四丁目 筥松新町 八田一～四丁目 原田一～四丁目 東浜一・二丁目 二又瀬 二又瀬新町 大字浜男 大字弘	馬出一～六丁目 舞松原一～六丁目 松香台一・二丁目 松崎一～四丁目 松島一～六丁目 松田一～三丁目 御島崎一・二丁目 水谷一～三丁目 三苫一～七丁目 三苫八丁目＊ みなと香椎一～四丁目 美和台一～七丁目 みどりが丘一～三丁目 大字三苫			若宮一～五丁目 和白一～六丁目 和白丘一～四丁目 和白東一～五丁目
那珂一～六丁目 中呉服町 中洲一～五丁目 中洲中島町 奈良屋町 西月隈一～六丁目 西春町一～四丁目	博多駅中央街 博多駅東一～三丁目 博多駅前一～四丁目 博多駅南一～六丁目 春町一～三丁目 半道橋一・二丁目 比恵町 比恵町一～三丁目 東公園 東月隈一～五丁目 東那珂一～三丁目 東比恵一～四丁目 東平尾一～三丁目 東平尾公園一・二丁目 大字東平尾	南八幡町一・二丁目 南本町一・二丁目 美野島一～四丁目 麦野一～六丁目 元町一～三丁目 諸岡一～六丁目	豊一・二丁目 吉塚一～八丁目 吉塚本町	冷泉町 立花寺一・二丁目 大字立花寺	
長浜一～三丁目 那の川二丁目 （1～4番除く） 那の津一～五丁目 西公園 西中洲	梅光園一～三丁目 梅光園団地 春吉一～三丁目 平尾一～五丁目 福浜一・二丁目 平和三・五丁目 平丘町 平尾浄水町 古小鳥町	舞鶴一～三丁目 港一～三丁目 南公園	薬院一～四丁目 薬院伊福町 大字薬院	六本松一～四丁目	渡辺通一～五丁目
中尾一～三丁目 長丘一～五丁目 長住一～七丁目 那の川一丁目 西長住一～三丁目 （1～4番） 野多目一～六丁目 野間一～四丁目	花畑一～四丁目 桧原一～七丁目 平和一・二・四丁目 大字桧原	的場一・二丁目 南大橋一・二丁目 三宅一～三丁目 向新町一・二丁目 向野一・二丁目	屋形原一～五丁目 弥永一～五丁目 弥永団地 柳河内一・二丁目 柳瀬一・二丁目 横手一～四丁目 横手南町	老司一～五丁目	若久一～六丁目 若久団地 和田一～四丁目
長尾一～五丁目 七隈一～八丁目 西片江一・二丁目	樋井川一～七丁目 東油山一～六丁目 別府一～七丁目 別府団地 千隈一・二丁目 大字東油山	松山一・二丁目 南片江一～六丁目	友泉亭		
西入部一丁目 （5～7番） 西新一～七丁目 野芥一～七丁目 大字西油山 大字野芥	原一～八丁目 原団地 藤崎一・二丁目 千隈三～六丁目 星の原団地 大字橋本	南庄一～六丁目 室住団地 室見一～五丁目 百道一～三丁目 百道浜一～四丁目	弥生一・二丁目		
西入部一～五丁目 （西入部一丁目5～7番を除く） 野芥八丁目 大字西 大字西入部	東入部一～八丁目 大字東入部	大字曲渕			脇山一・二丁目 大字脇山
西の丘一～三丁目 野方一～六丁目 野方七丁目＊ 大字野方 能古	橋本一・二丁目 福重一～五丁目 福重団地 大字橋本 大字羽根戸	室見が丘一～三丁目 姪の浜一～六丁目 姪浜駅南一～四丁目	大字吉武		
大字西浦	富士見一～三丁目	丸川一・二丁目＊ 女原北 元浜一～四丁目＊ 大字宮浦 大字女原 大字元岡	横浜一～三丁目		

＊は町界町名整理のみ

令和８年４月１日現在

	ア	カ	サ	タ
東区	青葉一～七丁目 大岳一～四丁目	貝塚団地 香椎一～六丁目 香椎駅東一～四丁目 香椎駅前一～三丁目 香椎照葉一～七丁目 香椎台一～五丁目 香椎団地 香椎浜一～四丁目 香椎浜ふ頭一～四丁目 香住ヶ丘一～七丁目 蒲田一～五丁目 雁の巣一・二丁目 郷口町 大字香椎 大字勝馬 大字上和白	西戸崎一～六丁目 塩浜一丁目 塩浜二・三丁目＊ 下原一～四丁目 下原五丁目＊ 社領一～三丁目 城浜団地 大字西戸崎 大字志賀島 大字下原	高美台一～四丁目 多々良一・二丁目 多の津一～五丁目 千早一～六丁目 土井一～四丁目 唐原一～七丁目
博多区	相生町一～三丁目 青木一丁目 青木二丁目＊ 井相田一～三丁目 板付一～七丁目 浦田一・二丁目 榎田一・二丁目 大井一・二丁目 沖浜町 大字青木 大字板付	堅粕一～五丁目 金の隈一～三丁目 上川端町 上呉服町 上牟田一～三丁目 神屋町 祇園町 銀天町一～三丁目 空港前一～五丁目 御供所町 寿町一～三丁目 古門戸町 大字堅粕 大字上臼井 大字上月隈 大字金隈	三筑一・二丁目 山王一・二丁目 東雲町一～四丁目 下川端町 下呉服町 昭南町一～三丁目 新和町一・二丁目 須崎町 住吉一～五丁目 石城町 大字雀居 大字下臼井 大字下月隈	大博町 竹丘町一～三丁目 竹下一～五丁目 築港本町 千代一～六丁目 月隈一～六丁目 綱場町 対馬小路 東光一・二丁目 東光寺町一・二丁目
中央区	赤坂一～三丁目 荒津一・二丁目 荒戸一～三丁目 伊崎一・二丁目 伊崎浦 今泉一・二丁目 今川一・二丁目 大手門一～三丁目 大濠一・二丁目 大濠公園 大宮一・二丁目 小笹一～五丁目	清川一～三丁目 草香江一・二丁目 黒門 警固一～三丁目 御所ヶ谷	桜坂一～三丁目 笹丘一～三丁目 地行一～四丁目 地行浜一・二丁目 城内 白金一・二丁目 山荘通三丁目 浄水通	大名一・二丁目 高砂一・二丁目 谷一・二丁目 輝国一・二丁目 天神一～五丁目 唐人町一～三丁目 鳥飼一～三丁目
南区	井尻一～五丁目 市崎一・二丁目 大池一・二丁目 大楠一～三丁目 大橋一～四丁目 大橋団地 日佐一～五丁目 折立町	柏原一～六丁目 警弥郷一～三丁目 五十川一・二丁目 柏原七丁目＊ 大字柏原	皿山一～四丁目 塩原一～四丁目 清水一～四丁目	大平寺一・二丁目 多賀一・二丁目 高木一～三丁目 高宮一～五丁目 玉川町 筑紫丘一・二丁目 鶴田一～四丁目 寺塚一・二丁目
城南区	荒江一丁目 荒江団地 飯倉一丁目 梅林一～五丁目 大字梅林 （七隈校区）	片江一～五丁目 金山団地 大字片江	城西団地 神松寺一～三丁目	宝台団地 田島一～六丁目 茶山一～六丁目 堤一・二丁目 堤団地 友丘一～六丁目 鳥飼四～七丁目
早良区	曙一・二丁目 荒江二～三丁目 有田一～八丁目 有田団地 飯倉二～八丁目 梅林六・七丁目 大字梅林 （七隈校区を除く）	賀茂一～四丁目 小田部一～七丁目	四箇一～六丁目 四箇田団地 重留七丁目18番 城西一～三丁目 昭代一～三丁目 次郎丸一～六丁目 祖原	高取一・二丁目 田隈一～三丁目 田村一～七丁目 （田村五丁目は1～17・20～22番）
入部出張所	内野一～八丁目 大字飯場 大字石釜 大字板屋 大字内野 大字小笠木		重留一～八丁目 （重留七丁目18番を除く） 早良一～七丁目 大字椎原 大字重留	田村五丁目 （18・19・23～27番）
西区	愛宕一～四丁目 愛宕浜一～四丁目 愛宕南一・二丁目 壱岐団地 生の松原一～四丁目 生松台一～三丁目 石丸一～四丁目 内浜一・二丁目 大町団地 小戸一～五丁目 大字飯盛 大字小呂島	上山門一～三丁目 大字金武 大字玄界島	下山門一～四丁目 下山門団地 十郎川団地 拾六町一～五丁目 拾六町団地 城の原団地 大字下山門 大字拾六町	戸切一～三丁目 豊浜一～三丁目 大字田
西部出張所	泉一～三丁目 今宿一～三丁目 今宿駅前一丁目 今宿西一丁目 今宿東一～三丁目 大字飯氏 今宿青木 今宿上ノ原 今宿町 今津 大字宇田川原	学園通一～三丁目＊ 北原一・二丁目 九大新町＊ 大字草場 大字桑原 大字小田	西都一・二丁目 周船寺一～三丁目 大字周船寺 大字千里	田尻一・二丁目 田尻三丁目＊ 田尻東一丁目 田尻東二～四丁目＊ 太郎丸一～四丁目＊ 徳永北 大字太郎丸 大字徳永

＊は町界町名整理のみ　　（資料：市民局総務部戸籍住民課）

３．区行政推進の歩み

3-1 政令指定都市発足の準備（昭和３９年～４６年）

昭和39年、行政区画審議会より５行政区と総合庁舎についての「福岡市行政区画に関する答申」を受けた。

昭和44年より将来の区役所庁舎となる総合出先庁舎の建設に着手し、昭和46年には、支所（会計課、庶務課、市民生活課、市民課、国保年金課、納税課、課税課）を開設するとともに、支所庁舎には、支所組織のほか、福祉事務所、農林事務所、建設事務所、失業対策事務所、選挙管理委員会事務所、農業委員会事務所が入居した。このとき、戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑証明等の窓口を総合化し手続きの簡素化、迅速化を行うとともに市民相談窓口を設置し、市民サービスの向上を図っている。

3-2 政令指定都市発足と区行政の定着（昭和４７年～５５年）

昭和47年の指定都市発足に伴い区制を施行し、支所組織に福祉、土木、下水道、農林等の市民生活に密着した事務事業を加え、総合出先機関としての東区、博多区、中央区、南区、西区の５区役所が開所した。

昭和49年に土木行政充実のため維持課を設置、また、昭和49年以降順次、市民プール、市民センター、地区体育館について、教育委員会から管理運営の事務委任を受けるとともに、昭和50年に地域コミュニティ活動振興のため振興課を設置した。

3-3 行財政改革の実施（昭和５６年～平成元年）

昭和56年の行財政改革本部の「区役所改革の基本方向」、昭和59年の「行財政運営に関する提言」を受け、区役所の事務事業と組織の見直しが行われた。

このなかで、下水道業務一元化のための本庁への移管（57年）、社会教育行政の一体性からの市民センター管理運営業務の教育委員会への移管（57年）、区選挙管理委員会事務体制の効率化(57～58年)、公園管理業務の公園都市整備公社への委託(58年)、納税課の少人数グループによる徴収部門の強化・充実のための再編成（60年）、市民生活課の市民相談室への変更及び広聴係の設置（62年）、住民基本台帳等のオンライン化による事務改善（63～元年）などを実施している。

この間、昭和57年、旧西区を城南区、早良区、西区に分区し、７区となった。

なお、「城南区」「早良区」の区名については、市民より公募し決定した。

3-4 区における市民参加の推進（平成２年～平成７年）

平成２年の「行政組織等の見直しの提言」では、区役所は市民参加の先端部門として位置づけられた。区の企画事業としての「一区一美」や「住みよい区市民会議」等の市民による政策提案型の広聴事業等を実施するとともに、機構整備としては、平成３年、庶務課にまちづくり企画係を設置し、平成６年、まちづくり企画推進課（平成11年～まちづくり企画課、平成16年～企画課）を新設した。

3-5 区役所の機能強化の取り組み（平成８年～）

地域の身近な総合行政機関としての区役所の機能強化については、「福岡市行財政改革大綱」（平成８年）において大きく位置づけられ、区役所が地域ニーズに的確に対応するとともに、区の裁量を発揮した個性ある区づくりを推進するため、一層の充実、強化に努めている。

〈取り組み内容〉

実施年度	機構改革・施設整備等	区事業の主体性・機動性の強化
８ 年 度	1.区次長制の導入 2.地区担当者の設置	3.地域づくり推進事業の実施
９ 年 度	4.助役による区分担制の導入 5.区総務課経理係の設置 6.保健所の区役所編入 7.生活環境課の設置	8.区振興費（目）の新設
１０年度	9.在宅ケア・ホットラインの区役所庁舎内(福祉課)への移設	10.予算編成への区長要望の反映強化
１１年度	11.高齢保健福祉課及び保健・福祉総合相談窓口の設置 12.博多南地域交流センターの開館(H12.1)	13.緊急対応の地域環境整備経費の一部を区振興費へ移管
１２年度	14.区政推進委員会の設置 16.福岡市経営管理委員会	15.わがまち手づくり事業の実施
１３年度	17.市民センターの区役所編入 18.各区保健福祉センターの設置	
１４年度	19.「福岡市区における総合行政の推進に関する規則」の制定 20.区基本計画担当主査等の配置 21.コミュニティ推進員の配置	22.郵便局諸証明交付事務の開始
１５年度	20.区基本計画の策定 23.和白地域交流センターの開館(H15.8)	24.区予算要求システムの導入 13.区振興事業費の拡大 （区振興費 700万円→1,000万円）
１６年度	25.各区地域支援部の新設及び校区担当職員の配置 26.公民館の区役所への移管 27.フロアマネージャーの配置 28.区長の議会出席（当初議会のみ）	29.区政推進費とコミュニティ振興費の設置（目の再編） 30.区直接予算要求事業の拡大と制度化
１７年度	31.こども相談係の新設 32.自転車対策推進課の新設(中央区のみ)	13.区振興事業費の拡大 （道路維持費 800万円→2,000万円） 33.区予算制度の導入（区の枠配分予算「区裁量経費」の設置） ※平成18年度から
１８年度	34.学校・地域連携係長の設置（中央区・南区のみ）	35.区の枠配分予算の流用手続きの簡素化
１９年度	36.市民課業務の一部委託化及び納税課証明書交付業務等への派遣労働者の導入	37.区の枠配分予算の対象事業拡大 ※平成20年度から 38.庁舎を活用した広告事業の実施

実施年度	機構改革・施設整備等	区事業の主体性・機動性の強化
２０年度	39.税証明窓口の１階フロアへの移設（城南区）	40.区の主体による区政推進会議の運営
２１年度	41.総務部、地域支援部を区政推進部、市民部に再編（博多区を除く） 42.子育て支援課の設置 43.地域交流センター指定管理者制度導入	44.区振興事業の土木局分（道路維持費）を区政推進費に統合
２２年度	45.西部地域交流センター開館、今宿出張所移転	
２３年度	46.ウェルカメラネットサービス開始 47.博多駅証明サービスコーナー開設	48.区枠予算の事業名称変更
２４年度	49.コンビニ交付開始 （住基カード普及キャンペーン）	50.区の枠配分予算の対象事業に「区まちかど文化ひろば事業」を新たに追加
２５年度	51.東区役所１階フロアのレイアウト変更 52.郵送請求事務の集約化・委託化（委託は平成26年度から）	53.地域参画予算（区振興事業費）の新設
２６年度	54.保健福祉センターのあり方見直し、７区執行体制の統一化	
２７年度		55.すべての区役所の全課にサービス介助士を配置
２８年度	56.千早証明サービスコーナー開設	
令和 元 年 度	57.中央区をモデル区とした区役所窓口ICT活用推進事業 58.引っ越し手続きのオンライン予約サービスの実施	
２ 年 度	59.保健所の体制強化	
３ 年 度	60.ご遺族サポート窓口の開設 61.証明書のオンライン申請開始 62.マイナンバーカード交付センター開設 63.オンライン転出届の開始 64.早良南地域交流センター開館(R3.11)	
４ 年 度	65.博多区役所新庁舎開庁(R4.5) 66.博多区役所証明発行コーナー土日・祝日開庁の開始（R4.6）	
５ 年 度	67.離島の公民館などでリモート窓口のサービス開始	
６ 年 度	68. 支援調整課の新設(博多区のみ) 69. 保健所の再編(R6.7) 71. 保険年金課、福祉・介護保険課、健康課及び保護課の定型業務の一部の集約化・委託化	70.地域参画予算の自治協議会共創補助金への統合

3-5-1　区次長制の導入（平成８年度～１２年度）

縦割りの部長制に代わる区次長制を導入し、従来の総務・福祉・土木部門に限定せず、区長が区次長の担当所管を決定し、また、区次長は、地区担当者を地域別に統括することとした。

3-5-2　地区担当者の設置（平成８年度～１５年度）

区役所課長を小学校区の地区担当者（兼務）に位置づけ、自主防災組織の設立支援「地域ふれあいネットワーク」事業・地域づくり推進事業等の支援を行うとともに、地域の実情、課題等の把握に努めた。

3-5-3　地域づくり推進事業の実施（平成８年度～１１年度）

地方分権に対応する住民自らのまちづくりをめざして、区長が2,000万円の予算の範囲で地域が企画した事業計画案に基づき、区の特性や地域ニーズを反映した「地域づくり推進事業」を決定し、校区や区など様々な単位の実行委員会等で実施した。

（平成12年度より、わがまち手づくり事業にリニューアル）

3-5-4　助役による区分担制の導入（平成９年度～１４年度）

３助役が、７区をそれぞれ２～３区ずつ分担し、区行政を推進した。

3-5-5　区総務課経理係の設置（平成９年度）

局から縦割りで令達している区予算を区長のもとに統括し、地域の実情に応じた予算の執行をするため、平成９年度に区総務課に「経理係」を新設し、予算・経理事務の一元化を行った。

（平成14年度～財務係、16年度～財務・調査係（東区を除く））

3-5-6　保健所の区役所編入（平成９年度）

市民ニーズにあった保健・医療・福祉サービスの提供を推進するため、平成９年度に保健所を区役所に編入し、福祉事務所との連携を強化した。

3-5-7　生活環境課の設置（平成９年度）

ごみ、し尿、不法投棄、ねずみ・害虫の駆除、放置自転車、屋外広告物等市民に身近な生活環境業務を総合的に所管する課として、平成９年度に「生活環境課」を設置した。

3-5-8　区振興費（目）の新設（平成９年度）

市民局の区役所関係予算を統合した区振興費（目）を新設し、一定の条件のもと、区役所の裁量による事業計画及び予算執行を行うこととした。（平成16年度に区政推進費に名称変更）

市民局区役所関連予算費目の状況

統合前（平成８年度）		統合後（平成９年度）
区役所費	→	区振興費
広報広聴費		
交通安全対策推進費		
青少年女性対策推進費		
文化振興費		区役所費（庁舎管理・整備、町世話人、地縁団体、集会所等のみ）
スポーツ振興推進費		スポーツ振興推進費（アビスパ支援のみ）
戸籍住民基本台帳費		戸籍住民基本台帳費
災害対策費		災害対策費

網かけは統合した費目

3-5-9　在宅ケア・ホットラインの区役所庁舎内(福祉課)への移設

（平成８年度～１７年度）

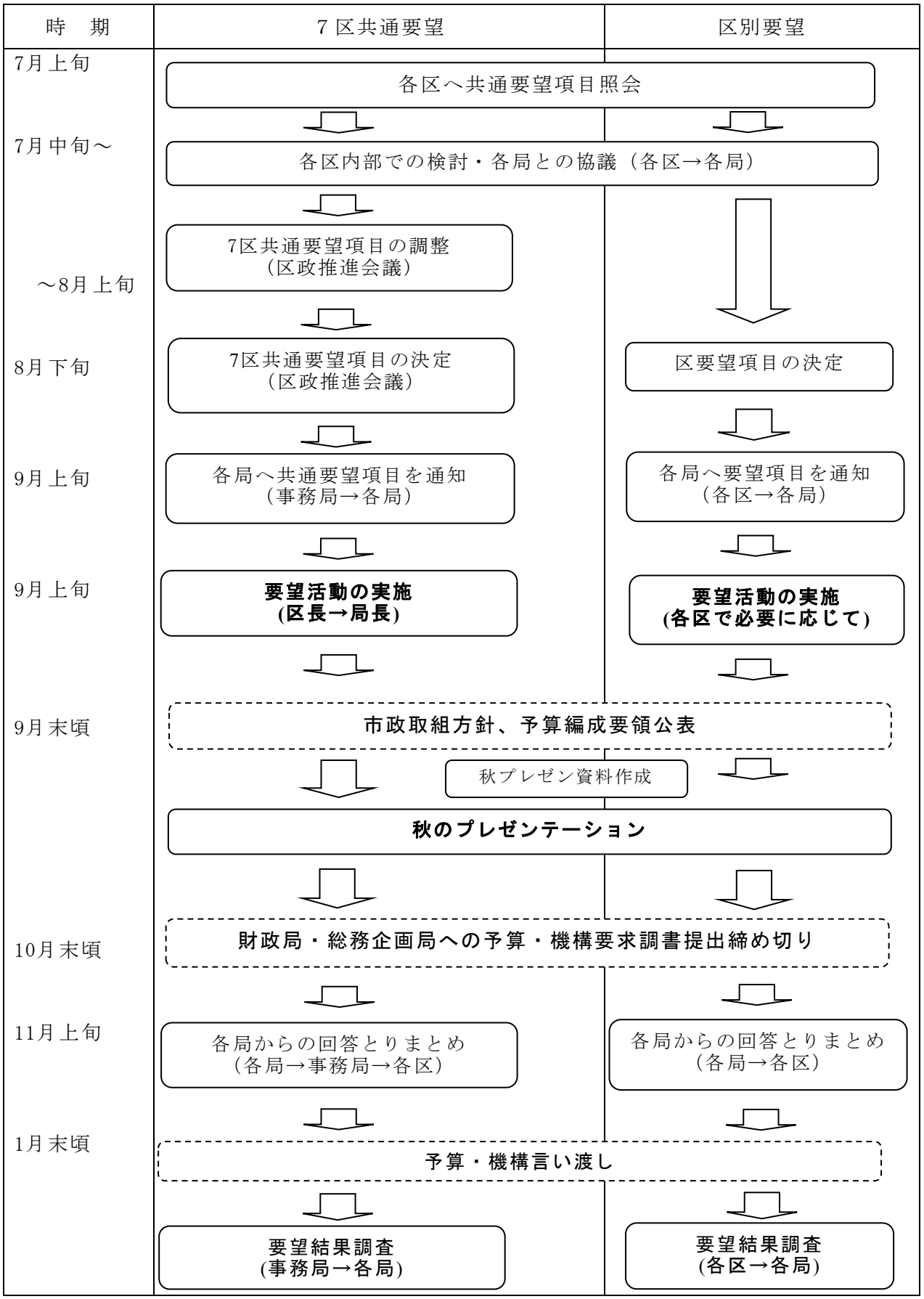
高齢者の在宅ケアに関する相談窓口である保健所の「在宅ケア・ホットライン」を平成10年度に区役所庁舎内へ移設し、福祉部門との連携を強化した。

（平成11年度から高齢保健福祉課へ移管、平成18年度から「地域包括支援センター」）

3-5-10　予算編成への区長要望の反映強化（平成１０年度）

区の声を本庁の施策へ反映させるシステムとして、区長調整に基づく関係局への予算要望等を実施することとし、平成17年度予算要求からは、さらに市民ニーズを反映した区行政を推進するために、区長が秋のプレゼンテーションにおいて、予算の区重点要望事業や新年度の各区主要事業等について、市長等に対しプレゼンテーション等を行っている。

〈区予算重点要望　システムの流れ〉



3-5-11　高齢保健福祉課及び保健・福祉総合相談窓口の設置（平成１１年度）

平成11年度に各区に「高齢保健福祉課」を新設し、介護保険をはじめ高齢保健福祉関係業務を行うとともに、保健師などの担当職員が、介護保険を含めた保健・福祉に関する相談を総合的に受けたり、専門の機関などを紹介したりする「保健・福祉総合相談窓口」を設置した。

平成13年度からは「福祉・介護保険課」と「地域保健福祉課」に再編し（博多区と南区は14年度から）地域保健福祉課が総合相談窓口となった。

3-5-12　博多南地域交流センターの開館（平成１１年度）

第７次福岡市基本計画に準地域中心（新基本計画では「地域拠点」）と位置づけされた博多区雑餉隈地区に、区レベルのサービス機能を補完するため、平成12年１月、博多南地域交流センターを開館した。なお、本施設は、博多区役所の課相当の組織となっている。

3-5-13　緊急対応の地域環境整備経費の一部を区振興費へ移管（平成１１年度）

平成11年度予算において、土木局所管の道路維持費として執行している緊急対応経費の一部を、市民局所管の区振興費として措置し、道路維持費とあわせて市民サービスや地域の環境整備に緊急かつ迅速に対応することとした。

なお、平成15年度からは「区振興事業」に名称変更し、対象事業及び予算額を拡大して実施している。

・区振興費(16年度より区政推進費)　１区あたり 7,000千円（H15年度予算 10,000千円）
・道路維持費　１区あたり 8,000千円（H17年度予算 20,000千円）

3-5-14　区政推進委員会の設置（平成１２年度～１３年度）

市民の視点に立った行政の実現と、市民との協働関係の構築に向け、市民生活に密着したサービス提供の拠点として、また地域の個性を生かしたまちづくりの拠点として区役所の機能強化を図るため、平成12年度に「区政推進委員会」を設置し、具体的な方策の検討を行った。

○構成メンバー
三助役、各区区長、総務企画局長、財政局長、市民局長、保健福祉局長、
都市整備局長、教育次長、市長室長
※会長　市民局担当助役

○検討期間
平成12年度から平成13年度

○強化すべき機能
・市民サービスの向上
・地域コミュニティ支援機能強化
・区役所の体制強化

○主な検討課題
・窓口サービスの向上
・情報受発信機能の充実
・公民館・市民センターとの連携強化
・地域支援のあり方
・地域コミュニティ関連３課及び市民センターの組織再編、事業見直し
・区の総合行政推進のための仕組みづくり
・区予算編成システムの充実
・市民生活に密着した事務事業の区役所移管

3-5-15　わがまち手づくり事業の実施（平成１２年度～１５年度）

「わがまち手づくり事業」は、地域における様々な自発的市民活動の支援をとおして市民の力を引き出すとともに、市民と行政がそれぞれに主体性を持ちながら相互理解と信頼のもとに結び合って活動を行う、パートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進することを目的として、平成12年度から実施した。

この事業は、市民自らが地域課題の解決に向け企画・実施するまちづくり活動を支援する「まちづくり活動支援事業」、身近な地域の施設整備について市民と行政との共働により整備計画を策定する「市民手づくりモデル事業」、市民参加による区の個性を生かした区自主企画事業としての「区の魅力づくり事業」からなり、いずれも区役所が中心となり事業を進めた。

なお、15年度は「区の魅力づくり事業」を個別の事業として実施し、さらに、16年度には事業を再編し、「市民手づくりモデル事業」は「区の魅力づくり事業」に統合。また、「まちづくり活動支援事業」は「やる気応援事業」（コミュニティ振興費）に移行している。

3-5-16　福岡市経営管理委員会（平成１２年度）

福岡市経営管理委員会の提言（“市長への提言：「行政経営」の確立を目指して”）において、「区役所の自律経営」「コミュニティの育成支援」「公民館の活用」「ＮＰＯの活用」「本庁、区役所、コミュニティ組織の自律連携ネットワークシステム」などが謳われており、これらの提言内容を踏まえて具体的な方策を推進している。

3-5-17　市民センターの区役所編入（平成１３年度）

公民館の地域コミュニティ活動の拠点としての役割を向上させ、地域の実態や市民ニーズに適応した効果的な地域コミュニティ支援を推進するため、平成13年度に公民館を統括する市民センターを区役所に編入し、公民館・市民センターと区役所との連携強化を進めた。

3-5-18　各区保健福祉センターの設置（平成１３年度）

保健所と福祉事務所を統合した「保健福祉センター」を平成13年度各区に設置し、保健・医療・福祉の連携を強化して、総合相談機能を高めるなど総合的・効率的な行政サービスを展開している。

3-5-19　「福岡市区における総合行政の推進に関する規則」の制定（平成１４年度）

分権型社会を迎え、これからの区役所はより一層市民の視点に立った行政の実現のため、市民生活に密着した行政サービスの拠点として、また地域の個性を生かしたまちづくりの拠点としてその機能を強化していく必要があり、区における総合行政の推進に関する基本的な方針を明確にするとともに、本庁との連携を強化するため、平成14年度に「福岡市区における総合行政の推進に関する規則」を制定した。

3-5-20　区基本計画担当主査等の配置及び同計画の策定（平成１４年度）

市民の意識・ニーズ、区の現状を踏まえ、各区の個性を生かし暮らしやすい魅力ある地域づくりを推進するための長期計画として区基本計画を策定するため、担当主査等を配置し、平成15年度に同計画を策定した。

また、この計画づくりを市民と行政との共働や、住民主体の地域づくりの契機とした。

3-5-21　コミュニティ推進員の配置（平成１４年度～１６年度）

地域の特性を生かしたまちづくり活動を推進するため、地域コミュニティ活動の支援や状況調査、情報収集・提供などを行う「コミュニティ推進員」（嘱託職員）を各区に１名配置した。

3-5-22　郵便局諸証明交付事務の開始（平成１４年度）

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律」の施行に伴い、市内34カ所の郵便局において、住民票や納税証明書をはじめとする各種証明書の請求・受渡しサービスを行っている。これに伴い、平成15年３月末で連絡所制度を廃止した。

3-5-23　和白地域交流センターの開館（平成１５年度）

第７次福岡市基本計画に準地域中心（新基本計画では「地域拠点」）と位置づけされた東区和白地区に、区レベルのサービス機能を補完するため、平成15年８月、和白地域交流センターを開館した。なお、本施設は、東区役所の課相当の組織となっている。

3-5-24　区予算要求システムの導入（平成１６年度）

区基本計画に基づく施策を推進し、また「地域に最も身近な総合行政機関であり、住民ニーズの施策への反映の拠点」である区役所の機能強化という観点から、「区基本計画事業」及び「アイデア予算」については、平成16年度予算要求において、実質的に区から直接予算要求できるシステムを導入した。

3-5-25　各区地域支援部の新設及び校区担当職員の配置（平成１６年度）

町世話人制度の廃止(平成15年度)及びコミュニティの自律経営を推進するため、行政が地域と向き合い、地域の自治協議会の設立・支援を行うための窓口として、区役所に「地域支援部」を新設し、校区（小学校）を担当する専任の職員（係長級）を配置した。

3-5-26　公民館の区役所への移管（平成１６年度）

教育委員会が所管する公民館を区の地域支援部へ移管し、地域における生涯学習事業とコミュニティ支援を一体的に推進する体制を確立した。

3-5-27　フロアマネージャーの配置（平成１６年度）

市民サービスの向上を図るため、各区役所の玄関に１名フロアマネージャーを配置し、区役所へ来庁された市民の方が、迷われることなく迅速に目的の窓口へ行かれるように、案内を行っている。

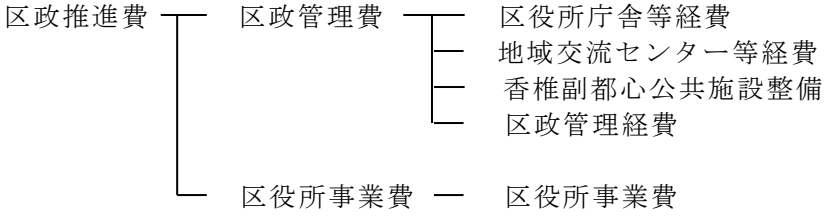
3-5-28　区長の議会出席（平成１６年度）

新年度の市政運営方針や、それに対する議会の各会派の総合的な見解を把握し、区政運営の向上に役立てるため、平成17年３月から当初議会の代表質疑（２日間）にのみ全区長が出席することとした。

3-5-29　区政推進費とコミュニティ振興費の設置（目の再編）（平成１７年度）

コミュニティの自律経営に向け、全市的な施策展開を実施していくため、また、区役所の機能強化を推進するため、区振興費と区役所費を再編し、地域施策に係る予算を「コミュニティ振興費」として新設するとともに、区政推進や区役所の管理等に係る予算を「区政推進費」として明確にした。

（参考）区政推進費（目）の予算体系（平成２６年度）



3-5-30　区直接予算要求事業の拡大と制度化（平成１７年度）

平成17年度予算要求において「区基本計画事業」及び「アイデア予算」に加え「区の魅力づくり事業」を区直接予算要求事業として位置づけし、拡大した。

また、区の直接予算要求事業については、区長が予算見積書を提出することとし、「福岡市予算及び決算規則」を改正し、制度化した。

3-5-31　こども相談係の新設（平成１７年度）

子育て相談や児童虐待への対応等、区役所における子ども行政を推進するため、各区福祉・介護保険課に「こども相談係」を新設した。

3-5-32　自転車対策推進課の新設（中央区のみ）（平成１７年度）

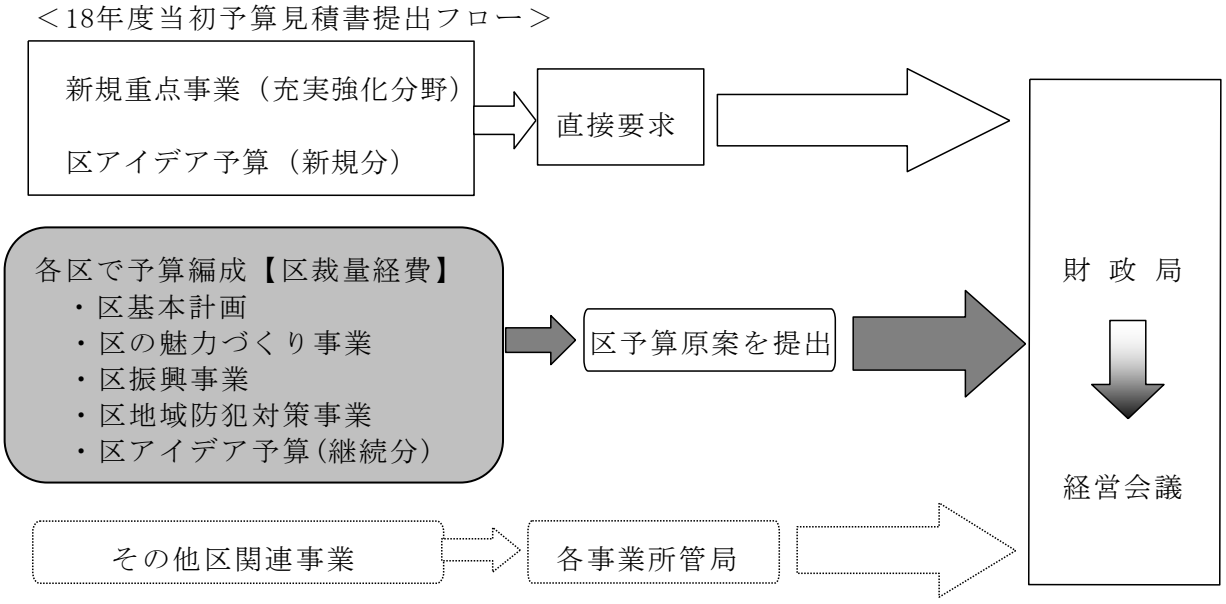
都心部（天神地区）の放置自転車対策を強化するため、中央区役所に「自転車対策推進課」を新設した。（平成21年度～博多区にも設置）

3-5-33　　区予算制度の導入（平成１７年度）

平成18年度予算編成において、「区裁量経費」を設置し、各区に予算の枠配分を行い、その予算の範囲で各区の特性を活かした予算編成を主体的に行うこととした。

区予算枠の対象となる事業は、「区基本計画事業」「区の魅力づくり事業」「区振興事業」「区地域防犯対策事業」及び「区アイデア予算(継続分)」で、平成17年度予算額をベースに約15%増額し、各区にそれぞれ配分した。

また、平成18年度に向けた充実・強化分野及びアイデア予算に係る新規事業については、区からの直接要求とした。



3-5-34　学校・地域連携係長の設置（平成１８年度～平成２１年度）

いじめや不登校の増加、青少年が被害者となる事件の多発など、子どもたちを巡る様々な問題に対し、家庭・地域・学校が連携して取り組むために、平成18年度からモデル的に中央区と南区に学校・地域連携係長（教育委員会職員）を配置した（平成20年度は東区と博多区に配置）。学校や公民館への訪問、警察署等関係機関との連絡調整など、「学校と地域とのパイプ役」「学校と区役所・教育委員会のパイプ役」としての役割を担った。

3-5-35　区の枠配分予算の流用手続きの簡素化（平成１８年度）

区から財政局に対して直接予算要求できる事業の流用手続きについて、一部簡素化し、財政局と直接協議できるようになった。

3-5-36　市民課業務の一部委託化及び納税課証明書交付業務等への派遣労働者の導入（平成１９年度）

平成19年度から、区役所市民課における電算入力業務、証明書等の交付及び手数料の収納業務を一部委託化し、民間の委託職員を配置したほか、一部の区役所の納税課における証明書の申請受付及び交付業務等に派遣労働者を配置した。

3-5-37　区の枠配分予算の対象事業拡大（平成１９年度）

平成20年度予算要求において、「区基本計画事業」「区の魅力づくり事業」「区振興事業」「区地域防犯対策事業」に加え、これまで局枠事業であった「区交通安全対策推進事業」「区男女共同参画推進事業」「区スポーツレクリエーション事業」「情報コーナー」「その他経費」を新たに区の枠配分予算とした。

3-5-38　庁舎を活用した広告事業の実施（平成１９年度）

区役所庁舎内や敷地の広告塔に民間事業者等の広告を掲示し、その広告料収入を庁舎の維持管理経費に充当することとし、新たな財源の確保と経費節減が可能となった。平成19年度は中央区役所前の広告塔で実施。平成20年度は城南区役所１階ロビーのディスプレイ、市民課窓口カウンター下で実施。

3-5-39　税証明窓口の１階フロアへの移設（城南区）（平成２０年度）

２階にある税証明窓口を１階に移設し、市民課・保険年金課・税証明窓口を同じフロアにすることにより、ほとんどの来庁者が１階フロアで用件をすませることが可能となった。

3-5-40　区の主体による区政推進会議の運営（平成２０年度）

区政推進会議は、「区における総合行政の推進に関する規則」により区における総合行政の推進に必要な事項を調査審議するために設置され市民局区政課が庶務を行っていたが、審議する内容を見直すとともに、会議の庶務を座長の区において行うこととし、区が主体的に運営することとなった。

3-5-41　総務部、地域支援部を区政推進部、市民部に再編(博多区を除く)（平成２１年度）

地域支援と総務企画部門を統合し区政推進部とすることにより、地域情報の一元化と地域施策の迅速化を図るとともに、窓口業務である市民課、税３課、保険年金課を統合し市民部とすることにより、収納率向上や窓口サービス向上など共通する目標に向かって情報の共有を図る体制に再編した。

3-5-42　子育て支援課の設置（平成２１年度）

市民に身近な区役所で、子育てに関する相談・支援を行う専任の組織を設置し、子育て施策の充実強化を図った。

3-5-43　地域交流センター指定管理者制度導入（平成２１年度）

和白地域交流センター、博多南地域交流センターに指定管理者を導入し、管理運営業務の効率化を図った。

3-5-44　区振興事業の土木局分（道路維持費）を区政推進費に統合（平成２１年度）

市民局予算（区政推進費）、土木局予算（道路維持費）に分かれていた区振興事業を区政推進費に一本化することにより、緊急時などに迅速かつ柔軟に対応できるようになった。

3-5-45　西部地域交流センター開館、今宿出張所移転（平成２２年度）

西部地区における行政サービス等の充実を図るため、ＪＲ九大学研都市駅前に、コミュニティ機能を主体とした複合的な機能を持つ西部地域交流センターを開館した。また、今宿出張所を同センター内に移転し、名称を「西部出張所」に変更した。

複合施設の名称は「さいとぴあ」。

3-5-46　ウェルカメラネット（窓口待ち人数表示システム）サービス開始（平成２３年度）

ウェルカメラネットとは、各区役所窓口に設置されている「番号発券機」の裏側（事務室側）に表示される待ち人数の表示を、ネットワークカメラで撮影し、１分間隔でウェブ上に画像配信を行うシステムで、携帯電話やパソコン等から窓口の混雑状況（待ち人数）を事前に確認することで、市民が混雑時を避けて来所できることを可能とし、窓口での待ち時間の負担を軽減する事を目的としている。

このシステムは、職員の手作りにより低コストで構築したもので、早良区役所が先行して試行を行っていたものを全区に広げサービスを開始した。

3-5-47　博多駅証明サービスコーナー開設（平成２３年度）

各区役所の窓口以外で時間外（午後８時まで）や土日における証明書交付サービスについては、市役所本庁舎１階の情報プラザ内に証明サービスコーナーを設置し対応していたが、天神と並ぶ本市の拠点である博多駅地区（地下鉄博多駅構内）にも証明サービスコーナーを設置し、市民サービスの向上を図った。

3-5-48　区枠予算の事業名称変更（平成２３年度）

平成23年度予算要求において、区枠予算の事業名称を区の魅力づくり事業から区役所事業費へ名称を変更した。

3-5-49　コンビニ交付開始（平成２４年度）

区役所や証明サービスコーナー等で行っている証明書交付のうち、「住民票の写し」等を平成24年８月１日から全国に先駆けてコンビニでも交付し、区役所での慢性的な待ち時間の削減、時間外や休日、身近な場所・旅行先・出張先での証明発行により市民サービスの向上を図った。

また、コンビニで証明書を取得するには、住基カードが必要となるため、住基カード普及促進に向けて、平成24年８月から平成25年１月までの半年間、住基カードの無料交付キャンペーンを行った。

3-5-50　区の枠配分予算の追加（平成２４年度）

文化施設として造られたホールや美術館といった決められた場所にこだわらず、市民が気軽に立ち寄れる区役所等の公共施設や民間施設のロビーなどの様々な空間を「身近な場所で日頃の文化活動の成果を発表する場」として提供することにより市内各所に快適な空間を演出し、文化的刺激に満ちたまちづくりを行うことを目的として、平成６年度から行っている「区まちかど文化ひろば事業」を平成24年度から新たに区の枠配分予算とした。

3-5-51　東区役所１階フロアのレイアウト変更（平成２５年度）

現状、混雑が最も激しい東区役所の問題解決の方策の一つとして、市民課、保険年金課、福祉・介護保険課のある１階フロアのレイアウトを大幅に変更し、市民の待ち合いスペースを拡充するとともに、待ち時間の短縮や快適なサービスの提供を図った。

3-5-52　郵送請求事務の集約化・委託化（平成２５年度）

各区役所市民課で行っている住民票の写し等の郵送請求及びその手続きに関する問い合わせ等にかかる事務を、平成26年１月に「住民票等郵送請求センター」１カ所に集約化した後、４月にはその大部分の業務を民間委託することで、行政運営を効率化するとともに市民サービスの向上を図った。

3-5-53　地域参画予算（区振興事業費）の新設（平成２５年度）

地域で実施する区の事業について、区の意思決定に住民が参画し、事業内容に住民ニーズを適切に反映し、納得性を向上させることによって限られた予算を効果的に執行する仕組みを新設した。

具体的にはコミュニティの活性化・地域振興に向けて区役所が行う事業を各自治協議会が提案し、区役所と意見交換しながら、事業の優先順位を検討の上、実施する事業を区長が選定・実施することとなる。区役所事業費の中の「区振興事業費」を増額し、増額分を使途を定めない地域参画予算とした。（平成26年度からは、地域参画予算として分離）

3-5-54　保健福祉センターのあり方見直し、７区執行体制の統一化（平成２６年度）

保健福祉センターにおける保健・福祉両部門のさらなる連携を進めるため、福祉事務所長と保健所長の機能を統括するセンター所長を設置し、副所長を廃止する一方で、増加が続いている生活保護世帯に適切に対処するため、保護課を複数設置している東区・博多区・南区に生活保護担当部長を新設した。

また、部の編成が区ごとに異なっていたものを、「総務部」「市民部」「地域整備部」「保健福祉センター」体制に統一した。

3-5-55　すべての区役所の全課にサービス介助士を配置（平成２７年度）

福岡市がまちづくりの目標としてかかげる、みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡の取組のひとつとして、区役所や保健福祉センターに来庁された高齢者や障がいのある方に、必要とされる手伝いや介助ができるよう、すべての区役所の全課にサービス介助士の職員を配置した。

3-5-56　千早証明サービスコーナー開設（平成２８年度）

各区役所の窓口以外で時間外（午後８時まで）や土日における証明書交付サービスについて、市役所本庁舎１階の情報プラザ内、博多駅地区（地下鉄博多駅構内）の証明サービスコーナーに続き、東区のなみきスクエア内に、市内３カ所目となる証明サービスコーナーを設置し、市民サービスの向上を図った。

3-5-57　中央区をモデル区とした区役所窓口ICT活用推進事業（令和元年度）

マイナンバーカードを活用し、引っ越しや出生などのライフイベントに応じて必要となる様々な申請書類を一括して自動作成する機器を導入したほか、タブレット端末等による案内を行うフロアマネージャーを配置し、区役所窓口の手続きの簡素化や市民サービスの向上を図った。

3-5-58　引っ越し手続きのオンライン予約サービスの実施（令和元年度）

スマートフォンなどにより来庁前に住所変更の情報を送信していただき、職員が事前確認することで、来庁時には申請書類への署名などだけで手続きが完了するオンラインサービスを実施し、窓口での手続きの簡素化や待ち時間の短縮を図るとともに、市内３カ所の証明サービスコーナーにおいて、土日でも引っ越し手続きの受付が可能となった。

3-5-59　保健所の体制強化（令和２年度）

各区の保健福祉センターに保健所業務専任の担当部長を新設し、感染症対策に専念できる体制を整備。

各区の保健所に感染症業務を担当する保健師等を増員。

3-5-60　ご遺族サポート窓口の開設（令和３年度）

身近なご親族が亡くなられた後の手続きについて案内し、スムーズに手続きを行えるようご遺族をサポートする「ご遺族サポート窓口」を全区役所に設置。

3-5-61　証明書のオンライン申請開始（令和３年度）

住民票の写しや税証明をスマートフォンで申請し、郵便で受け取るオンライン申請を開始した。

3-5-62　マイナンバーカード交付センター開設（令和３年度）

平日夜間や土日・日曜にも、マイナンバーカードの受取りや申請のサポートを受けることができる「福岡市マイナンバーカード臨時交付センター」をアクロス福岡３階に設置。

3-5-63　オンライン転出届の開始（令和３年度）

引っ越し手続きのオンライン予約サービスをリニューアルし、オンラインでの転出届を開始した。

3-5-64　早良南地域交流センター開館（令和３年度）

早良区中南部において、地域住民の交流を促進する場を提供し、地域コミュニティの活性化、文化・スポーツの振興、地域福祉の向上に寄与するため、四箇田団地に、コミュニティ機能を主体とした複合的な機能を持つ早良南地域交流センターを開館した。

複合施設の名称は「ともてらす早良」。

3-5-65　博多区役所新庁舎開庁（令和４年度）

博多区役所旧庁舎は耐震性能が不足しており、建替えにより耐震対策を図る必要があったため、民間ビルに入居していた博多区保健福祉センターを合築し、令和４年５月に博多区役所新庁舎を開庁した。

3-5-66　博多区役所証明発行コーナー土日・祝日開庁の開始（令和４年度）

博多区役所の新庁舎開庁を機に２階に独立した証明発行コーナーを設け、土日・祝日の開庁を開始した。

3-5-67　離島の公民館などでリモート窓口のサービス開始（令和５年度）

離島など区役所から遠い地域の公民館や出張所と区役所をビデオ通話で繋ぎ、区役所で取り扱う行政サービスに関する相談や申請書類の作成など手続きのサポートを受けることができる「リモート窓口」のサービスを開始した。

3-5-68　支援調整課の新設(博多区のみ）（令和６年度）

複合化・複雑化した福祉的な相談に対し、寄り添い、担当窓口や支援機関との連携や調整を行い包括的に支援する「福祉の総合相談窓口」を設置するため、博多区に「支援調整課」を新設した。（令和７年度～全区に設置）

3-5-69　保健所の再編（令和６年度）

健康危機管理体制の強化を図るため、令和６年７月に、各区に設置している保健所を、地域保健に関する広域的・専門的拠点を担う福岡市保健所と、住民に身近な保健サービスを実施する各区保健センター（組織上は各区保健福祉センター健康課及び地域保健福祉課が該当）に再編した。

3-5-70　地域参画予算の自治協議会共創補助金への統合（令和６年度）

地域参画予算がより住民ニーズに応じた活動に役立つものとなるよう見直しを行い、地域参画予算を自治協議会共創補助金へ統合し、共創補助金を拡充した。

3-5-71　保険年金課、福祉・介護保険課、健康課及び保護課の定型業務の一部の集約化・委託化（令和６年度）

区役所の窓口体制や相談・案内対応の強化など市民サービスを充実するため、保険年金課、福祉・介護保険課、健康課及び保護課のバックヤードの定型業務の一部を「行政事務センター（令和６年11月開設）」に集約化・委託化した。

3-5-72　支援調整課の全区展開（令和７年度）

福祉に関する様々な相談に対し、担当窓口や支援機関と連携して包括的に支援する「福祉の総合相談窓口」を各区役所に設置するため、令和６年に博多区に新設した「支援調整課」を全区に展開した。

3-5-73　在住外国人対応に係る体制強化（東区、博多区、南区）　（令和７年度）

在住外国人へのルール・マナー周知や、地域住民との相互理解につながる取組み等を推進するため、東区、博多区、南区の企画振興課に担当主査を配置した。

４．区関係諸規程

4-1　福岡市区の設置等に関する条例

制定　昭和 47 年 1 月 6 日　条例第　1 号
最近改正　令和 5 年 3 月 20 日　条例第　5 号

（趣旨）
第１条　この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 20 の規定に基づき、区の設置並びに区の事務所及びその出張所の設置並びに区の事務所が分掌する事務について必要な事項を定めるものとする。
（区の設置）
第２条　本市の区域を分けて次の区を設ける。
東区
博多区
中央区
南区
城南区
早良区
西区
２　前項の区の区域は、別表第１のとおりとする。
（区の事務所）
第３条　前条の区に事務所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置	所　管　区　域
東 区 役 所	福岡市東区箱崎二丁目	東区の区域
博 多 区 役 所	福岡市博多区博多駅前二丁目	博多区の区域
中 央 区 役 所	福岡市中央区大名二丁目	中央区の区域
南 区 役 所	福岡市南区塩原三丁目	南区の区域
城 南 区 役 所	福岡市城南区鳥飼六丁目	城南区の区域
早 良 区 役 所	福岡市早良区百道二丁目	早良区の区域
西 区 役 所	福岡市西区内浜一丁目	西区の区域

（区の事務所の出張所）
第４条　早良区役所及び西区役所にそれぞれ出張所を置く。
２　前項の出張所の名称、位置及び所管区域は、別表第２のとおりとする。
（区の事務所の分掌事務）
第５条　第 3 条の区の事務所が分掌する事務は、次に掲げる事項に係る事務で区の事務所が所管することが適当であると認められるものその他規則で定める事務とする。
（１）　広報及び広聴に関する事項
（２）　税務に関する事項
（３）　市民生活に関する事項
（４）　スポーツに関する事項
（５）　子どもに関する事項
（６）　社会福祉に関する事項
（７）　社会保障に関する事項
（８）　保健衛生に関する事項
（９）　環境保全に関する事項
(10)　廃棄物に関する事項
(11)　文化に関する事項
(12)　公園及び緑地に関する事項

(13)　道路に関する事項
(14)　河川に関する事項
(15)　下水道に関する事項
2　前項の区の事務所の内部の事務分掌は、市長が定める。
（委任）
第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第１　（省略）
別表第２

名　　称	位　　置	所　管　区　域
早良区役所入部出張所	福岡市早良区東入部二丁目	（省　　略）
西区役所西部出張所	福岡市西区西都二丁目	（省　　略）

4-2　区長委任事務に関する規則等

4-2-1　福岡市区長事務委任規則

制定　昭和 47 年 4 月 1 日　規則第 62 号
最近改正　令和 7 年 3 月 10 日　規則第 5 号

（趣旨）

第１条　この規則は、市長の権限に属する事務の区長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務のうち区役所が所掌する次に掲げるものを区長に委任する。ただし、重要又は異例な事項については、市長の指揮を受けなければならず、また、第21号の規定にかかわらず、同号に規定する徴収の事務については、市長は必要があると認めるときは、自らその権限を行使することができる。

(1) 地域振興補助金及びこども育成事業補助金（こども未来局の所管に係るものを除く。）の交付の決定その他の処分に関すること。

(2) コミュニティ活動支援補助金（福岡市衛生連合会に交付するものを除く。）の交付の決定その他の処分に関すること。

(3) 福岡市立火葬施設条例（昭和39年福岡市条例第71号）に基づく火葬施設の利用（人体の一部又は産汚物の火葬に係るもの、改葬に伴う火葬に係るもの及び待合室の利用を除く。）の許可に関すること。

(4) 埋火葬の許可に関すること。

(5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の臨時運行許可に関すること。

(6) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居番号の設定、廃止及び変更に関すること。

(7) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の２の規定に基づく罹災証明書の交付に関すること。

(8) 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成５年福岡市条例第26号）に基づくし尿処理の申込の受理に関すること。

(9) 介護保険被保険者の資格に係る届出の受理及び認定に関すること。

(10) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の賦課（保険料率、減免基準及び過料の決定並びに納期の変更を除く。）及び徴収に関すること。

(11) 介護保険に係る給付（介護報酬請求に係る審査及び支払を除く。）に関すること。

(12) 介護保険利用者負担助成対象者又は社会福祉法人が利用者負担金を減免する場合の対象者の資格に係る届出の受理及び認定に関すること。

(13) 介護保険資金貸付事業に関すること。

(14) 介護保険利用者負担助成金の支給に関すること。

(15) 介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45の規定に基づく地域支援事業に係る給付の決定その他の処分に関すること。

(16) 福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成28年福岡市条例第54号）第６条に基づく事業対象者の判定に関すること。

(17) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく養護者による高齢者虐待に係る通報又は届出の受理及び事実確認のための措置（立入調査証の発行に係る事務を除く。）に関すること。

(18) 高齢者虐待防止法に基づく養護者による高齢者虐待を受けた高齢者に対する支援の実施に関すること。

(19) 高齢者虐待防止法に基づく養護者に対する支援の実施に関すること。

(20) 国民健康保険被保険者の資格に係る届出の受理及び認定に関すること。

(21) 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の賦課（保険料率、減免基準及び過料の決定並びに納期の変更を除く。）及び徴収に関すること。

(22) 国民健康保険に係る給付に関すること（診療報酬請求に係る審査及び支払に係る事務を除く。）。
(23) 国民健康保険に係るはりきゆう費の助成に関すること(指定開設者へのはりきゆう費の支給を除く。)。
(24) 国民健康保険高額療養費貸付事業に関すること。
(25) 国民健康保険に係る特定健診及び特定保健指導の実施に関すること。
(26) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）及び福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）に基づく国民年金事業の実施（国民年金法施行規則に基づく保険料の納付方法の決定に関することを除く。）に関すること。
(27) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金の請求及び届出の受理に関すること。
(28) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく年金生活者支援給付金に係る請求、届出及び書類その他の物件の提出の受理に関すること。
(29) 後期高齢者医療制度に係る保険料その他の徴収金の徴収に関すること。
(30) 後期高齢者医療制度に係る資格、賦課及び給付に関する申請、届出等の受理及び資格確認書、通知書等の引渡しに関すること。
(31) 福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則（平成20年福岡市規則第21号）に基づくはりきゅう費の助成に関すること（指定開設者へのはりきゅう費の支給を除く。）。
(32) 子ども医療費助成対象者、重度障がい者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者の資格に係る届出の受理及び認定に関すること。
(33) 子ども医療費助成金、重度障がい者医療費助成金及びひとり親家庭等医療費助成金（次に掲げるものを除く。）の支給に関すること。
ア　医療取扱機関等に支払うもの
イ　アに掲げるもののほか、あん摩マッサージ、はり及びきゆう（国民健康保険に係るものを除く。）並びに柔道整復に係るもの
(34) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給に関すること。
(35) 障害者総合支援法第30条の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給に関すること。
(36) 障害者総合支援法第34条の規定による特定障がい者特別給付費の支給に関すること。
(37) 障害者総合支援法第35条の規定による特例特定障がい者特別給付費の支給に関すること。
(38) 障害者総合支援法第51条の14の規定による地域相談支援給付費の支給に関すること。
(39) 障害者総合支援法第51条の15の規定による特例地域相談支援給付費の支給に関すること。
(40) 障害者総合支援法第51条の17の規定による計画相談支援給付費の支給に関すること。
(41) 障害者総合支援法第51条の18の規定による特例計画相談支援給付費の支給に関すること。
(42) 障害者総合支援法第58条の規定による自立支援医療費（更生医療に係るものに限る。）の支給に関すること。
(43) 障害者総合支援法第70条の規定による療養介護医療費の支給に関すること。
(44) 障害者総合支援法第71条の規定による基準該当療養介護医療費の支給に関すること。
(45) 障害者総合支援法第76条の規定による補装具費の支給に関すること。
(46) 障害者総合支援法第76条の２の規定による高額障がい福祉サービス等給付費の支給に関すること。
(47) 障害者総合支援法第77条の規定による地域生活支援事業に関すること。
(48) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に基づく養護者による障がい者虐待（18歳未満の障がい者について行われるものを除く。次号において同じ。）に係る通報又は届出の受理及び事実確認のための措置（立入調査を除く。）に関すること。
(49) 障害者虐待防止法に基づく養護者による障がい者虐待を受けた障がい者に対する支援の実施に関すること。

(50) 障害者虐待防止法に基づく養護者に対する支援の実施に関すること。
(51) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の７の規定による通所給付決定（満６歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童に係るものを除く。以下「通所給付決定」という。）等に関すること。
(52) 児童福祉法第21条の５の８の規定による通所給付決定の変更の決定等に関すること。
(53) 児童福祉法第21条の５の９の規定による通所給付決定の取消し等に関すること。
(54) 児童福祉法第21条の５の12の規定による高額障害児通所給付費の支給に関すること（申請の受理及び審査に係る事務に限る。）。
(55) 福岡市公園条例(昭和33年福岡市条例第18号)に基づく許可、承認及び監督処分並びに占用料及び使用料の徴収に関すること。ただし、霊園、舞鶴公園、小戸公園、東平尾公園、西部運動公園、友泉亭公園、花畑園芸公園、今津運動公園、桧原運動公園、楽水園、月隈北緑地、生の松原海岸森林公園、アイランドシティ中央公園、青葉公園、松風園、西南杜の湖畔公園、かなたけの里公園、高宮南緑地及び南公園(以下「大規模公園等」という。)に係るもの並びにスポーツに係る有料公園施設(大規模公園等を除く。)の使用に係るものを除く。
(56) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路の占用許可及び占用料の徴収に関すること。
(57) 道路法に基づく道路管理者以外の者の行う工事の承認に関すること。
(58) 道路法に基づく監督処分に関すること。
(59) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成７年法律第39号)に基づく道路の占用許可に関すること。
(60)河川法（昭和39年法律第167号）第100条の規定により指定した河川（以下「準用河川」という。）に係る同法に基づく流水の占用等の許可及び流水占用料等の徴収に関すること。
(61) 準用河川に係る河川法に基づく河川管理者以外の者の行う工事の承認に関すること。
(62) 準用河川に係る河川法に基づく監督処分に関すること。
(63) 福岡市普通河川管理条例（平成17年福岡市条例第２号）に基づく流水の占用等の許可、流水占用料等の徴収、市長以外の者の行う工事の承認及び監督処分に関すること。
(64) 水路の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
(65) 福岡市下水道条例（昭和37年福岡市条例第44号）に基づく下水道敷地等の占用許可及び占用料の徴収に関すること。
(66) 福岡市自転車の放置防止に関する条例（昭和60年福岡市条例第28号）に基づく自転車の移動及び保管に要した費用の徴収に関すること。
(67) 収入命令及び支出命令に関すること。
(68) 区役所において収入した歳入金の過納又は誤納金の戻出に関すること。
(69) 区役所において支払つた歳出金の過払又は誤払金の戻入に関すること。
(70) 区役所において収入した歳計外現金の支払に関すること。
(71) 前各号に掲げるもののほか、区役所所掌事務に属する手数料、使用料、延滞金等の徴収、諸証明及び公簿閲覧に関すること。

4-2-2　福岡市事務分掌規則（一部抜粋）

制定　平成 17 年 3 月 31 日　規則第 14 号
最近改正　令和 8 年 3 月 30 日　規則第 22 号

第３章　区役所

（補助執行の特例）

第 154 条　区長は、その権限に属する事務のうち、戸籍事務に係る電子計算機の管理及び運用に関する事務、民事処分及び刑事処分の通知整理に関する事務並びに次項第３号、第４号、第６号から第９号まで及び第 12 号に掲げる事務を、市民局総務部戸籍住民課の職員に補助執行させることができる。

２　区長は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を、他の区役所の職員に補助執行させることができる。

(1)　住民基本台帳に係る届出に関すること。
(2)　し尿処理の申出事項の変更等の申出の受理に関すること。
(3)　戸籍関係諸証明書の交付
(4)　住民基本台帳関係諸証明書の交付
(5)　印鑑登録証明書の交付
(6)　身分証明書の交付
(7)　住居表示変更証明書の交付
(8)　公的個人認証に係る電子証明書の交付事務に関すること。
(9)　個人番号カードの交付事務に関すること。
(10)　中長期在留者及び特別永住者に係る事務
(11)　学齢児童生徒に係る就学事務
(12)　その他区長が別に定める証明書の交付

4-2-3　福岡市市税条例施行規則（一部抜粋）

制定　昭和 37 年 3 月 31 日　規則第 29 号
最近改正　令和 8 年 3 月 31 日　規則第 48 号

（目的）

第１条　この規則は、福岡市市税条例(昭和 36 年福岡市条例第 53 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（区長への委任）

第１条の２　市長は､条例第１条の２及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第１項の規定により次に掲げる事務を区長に委任する。ただし、次項に掲げる事務については、この限りでない。

⑴　市民税(個人市民税の普通徴収及び年金所得に係る特別徴収に係るものに限る。)、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）、特別土地保有税及び都市計画税に係る徴収金の賦課に関すること。

⑵　市民税(個人市民税の普通徴収及び年金所得に係る特別徴収に係るものに限る。)、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び都市計画税（以下「区所管市税」という。）に係る徴収金の徴収に関すること。

⑶　市税に関する諸証明及び公簿の閲覧に関すること。

⑷　区所管市税に係る徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関すること。

⑸　区所管市税に係る過料の徴収に関すること。

２　前項ただし書に規定する事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　条例第 7 条第 1 項に規定する期限の延長に関すること。

⑵　条例第 25 条第 2 項及び第 47 条第 2 項に規定する納期の変更に関すること。

⑶　第 11 条及び第 11 条の 2 に規定する市税の減免で決定事例のないもの並びにその他特に重要な市税の減免に関すること。

⑷　区所管市税に係る徴収金の収納に関すること。

⑸　区所管市税に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の滞納処分及び納税の猶予に関すること。

⑹　地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 410 条に規定する固定資産の価格等の決定に関すること。

⑺　その他市長が特に必要と認める事務に関すること。

３　第１項第３号の規定にかかわらず、市税に関する諸証明及び固定資産課税台帳の閲覧に関する事務については、市長も自ら取り扱うことができる。

4-2-4 協議に基づく委任及び補助執行〔教育委員会〕（一部抜粋）

市長と教育委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条の２及び第 180 条の７の規定に基づく協議について

（昭和 50 年４月 25 日）
（総人第２０１６号）

地方自治法第 180 条の２及び第 180 条の７の規定に基づき、市長と教育委員会（以下「委員会」という。）との間の事務の委任及び補助執行に関して、下記のとおり協議します。

記

（区長の補助執行事項）

第７条　委員会は、次に掲げる委員会の権限に属する事務のうち、福岡市教育委員会事務委任規則第２条第１項各号に掲げる事務を除き、区長に補助執行させる。

（１）　学齢児童生徒に係る就学事務のうち次の事項に関すること。

ア　住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条、第 23 条及び第 24 条に基づく転入、転居若しくは転出の届出の受理又は学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第８条により指定学校を変更した場合の指定学校変更期間の満了その他住所異動以外の事由による学齢児童又は学齢生徒に関する転入学通知書又は転出学通知書の作成並びに当該通知書の保護者及び学校長への交付に関すること。

イ　学齢児童及び学齢生徒に係る学齢簿の編成に関すること。

ウ　学齢児童又は学齢生徒の改姓届及びこれらの保護者の住所の確認その他就学事務についての資料の提供に関すること。

エ　住民基本台帳による就学予定者の調査及び就学通知書の作成等に関すること。

オ　学校教育法施行令第８条に基づく指定学校変更及び第９条に基づく区域外就学に関すること。

カ　学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 34 条に基づく就学義務の猶予又は免除の願い出の受付に関すること。

キ　外国人就学及び仮入学に関すること。

（２）　公民館等の運営及び連絡調整等に関すること。ただし、社会教育に係る専門的技術的な助言及び指導に関することを除く。

（３）　公民館等の利用許可に関すること。

（４）　公民館等に係る物品の管理に関すること。

（５）　社会教育関係団体等の育成に関すること。ただし、社会教育に係る専門的技術的な助言及び指導に関することを除く。

２　住民基本台帳法第 24 条に基づき学齢児童又は学齢生徒に関する転出の届出があつた場合の事務処理については、学校教育法施行令第４条に準じた取扱いをするものとする。

4-2-5 福岡市区における総合行政の推進に関する規則

制定　平成 14 年 3 月 28 日　規則第　62 号
最近改正　平成 26 年 3 月 31 日　規則第　89 号

（目的）
第１条　この規則は、本市が実施する事務事業に関し、区役所並びに局及び事業所等の相互の連絡調整を円滑にし、あわせて区役所の企画調整に関する機能を強化することにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。
（基本原則）
第２条　区における総合行政の推進は、区役所が、次に掲げる役割を担うことを基本原則として行うものとする。
(1)　市民生活に密着したサービス提供の拠点であること。
(2)　地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であること。
(3)　住民ニーズの施策への反映の拠点であること。
(4)　情報の受発信の拠点であること。
（定義）
第３条　この規則において「局長」とは、福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）第１条に規定する局及び室、会計室並びに消防局の長並びに水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長をいう。
２　この規則において「事業所等」とは、次に掲げる事業所、消防署及び教育機関をいう。
(1)　福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）第４章に規定する事業所（区役所に所属するものを除く。）
(2)　福岡市消防本部及び消防署設置条例（昭和39年福岡市条例第79号）別表に掲げる消防署
(3)　福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第３号）別表に掲げる教育機関
（区長等の責務）
第４条　区長は、区における行政の責任者として、その総合行政の推進を図るため、必要な調整を行わなければならない。
２　局長及び事業所等の長は、区長との連絡調整を緊密に行い、区における総合行政の推進に協力しなければならない。
（局長への施策の要望）
第５条　区長は、区における地域的な課題に対応するため必要な施策について、局長に要望することができる。
２　局長は、前項の規定による要望を受けたときは、当該要望の内容に十分留意し、その施策の実現に努めるものとする。
（事業所等の長への措置の要請）
第６条　区長は、事業所等の業務に関して、その長に対し、市民の利便の向上を図るため必要と認められる措置を講じるよう要請することができる。
２　事業所等の長は、前項の規定による要請を受けたときは、当該要請の内容が十分反映されるよう配慮するものとする。

（協議等）

第７条　局長は、その所管する事務事業に係る計画を策定し、及びこれを実施する場合においては、当該事務事業に係る区域を所管する区長（以下「関係区長」という。）に対し、協議、意見の聴取又は説明（以下「協議等」という。）を行い、関係区長の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

２　前項の規定により局長が関係区長に対して行う協議等の基本的事項は、概ね次に掲げるとおりとし、その細目は、各局長及び関係区長と協議の上、市民局長が定める。

(1)　主要な事務事業に係る計画の策定に関すること。

(2)　公共施設の設置、変更及び廃止に関すること。

(3)　新規の事務事業のうち区役所に関係があること。

(4)　その他区役所と密接な関係がある事項

３　局長は、第１項の規定により協議等を行うに当たっては、関係区長に対し、必要な資料及び情報を提供するものとする。

４　前３項に定めるもののほか、区長は、区において実施される事務事業について、必要があると認めるときは、局長に対し、協議等を行うよう要請し、又は資料及び情報の提供を求めることができる。

（情報の提供）

第８条　局長は、その所管する事務事業に係る計画について、関係区長に対し、毎年度当初に説明するとともに、その進捗状況を周知するものとする。

２　区長は、区において実施される事務事業に係る市民の意見及び要望その他の地域に関する情報（以下「地域に関する情報」という。）を局長に提供するものとする。

（情報の収集及び共有）

第９条　区長は、広聴事業を積極的に行うことにより、あらゆる機会を通して、地域に関する情報を収集するよう努めなければならない。

２　区長は、区役所の組織内において、地域に関する情報を共有するよう努めなければならない。

（区政推進会議）

第10条　区における総合行政の推進について調査審議するため、区政推進会議を置く。

２　区政推進会議は、区長及び市民局長をもって組織する。

３　区政推進会議に座長を置き、区長の互選によってこれを定める。

４　座長は、区政推進会議を主宰し、会務を総理する。

５　前３項に定めるもののほか、区政推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市民局長が定める。

（区政運営会議）

第11条　区における事務事業の総合的な企画及び調整を行う機関として、区役所に区政運営会議を置く。

２　区政運営会議は、区長、区の部長及び保健福祉センター所長その他区長が必要と認める者をもって組織する。

３　区長は、区政運営会議を主宰し、会務を総理する。

４　前２項に定めるもののほか、区政運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

（委任）

第12条　この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

区局間の協議等項目（規則第７条第２項に基づく細目）

注：区役所関係課が複数あるものについては、下線の課を窓口課とする。
なお、※を記載している場合は、各事業所管課を窓口課とする。

○「協議」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し、区・局の相互間がそれぞれ対等の立場で打ち合わせを行うこと。
○「意見聴取」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し区の意見を聞き取ること。
○「説明」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を区にわかるように述べること。

令和7年4月改正

局名	項目	局の担当課	区分	区役所の関係課						
				東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
各局共通	1 区役所が実施する事務事業		協議							
	2 各局所管事業に係る土地の取得、転用又は処分		協議							
	3 すでに協議等を行った事務事業計画に属する工事等の施工計画及び進捗状況		説明							
	4 各局が行う業務で、市民生活に密接に関連する事項及び地域を対象とした事業計画・実施に関する事項（本表において別に定めるものを除く。）		協議							
	5 請願、陳情、議員要望に関する事項		説明							
	6 その他区役所と密接な関係がある事項		説明							
	7 指定管理者制度適用に関する事項		協議							
市長室	1 広報・広聴活動の企画に関する事項	広聴課 広報戦略課 広報課	意見聴取	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画課 入部出張所	企画振興課 西部出張所
総務企画局	1 総合計画に関する事項	企画課	協議	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画課	企画振興課
	2 福岡都市圏等広域行政に関する事項	企画課	協議	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画課	企画振興課
	3 国際化施策の企画に関する事項（本表において別に定めるものを除く。）	国際政策課	協議	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画課	企画振興課
	4 外国人との共生に関する事項	多文化共生課	協議	企画振興課 生涯学習推進課 地域支援課	企画振興課 地域支援課 生涯学習推進課	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課 生涯学習推進課	企画課 地域支援課 生涯学習推進課	企画振興課 地域支援課 生涯学習推進課
	5 外国人への生活ガイダンスに関する事項	多文化共生課	協議	総務課	企画振興課	市民課	企画振興課	市民課	生活環境課	市民課 西部出張所
	6 国勢調査の実施計画に関する事項	統計調査課	意見聴取	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課
市民局	1 区役所庁舎の整備に関する事項	区庁舎担当	協議	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課
	2 区政の推進に関する事項	区政推進課	協議	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画課	企画振興課
	3 コミュニティの支援施策に関する事項	コミュニティ推進課 公民館支援課	協議	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課
	4 NPO・ボランティア支援に関する事項	市民公益活動推進課	意見聴取	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課
	5 地域防災計画に関する事項	防災企画課	意見聴取	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	6 国民保護計画に関する事項	防災企画課	意見聴取	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	7 地域強靭化計画に関する事項	防災企画課	意見聴取	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	8 交通安全対策に関する事項	防犯・交通安全課	協議	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	9 防犯対策に関する事項	防犯・交通安全課	協議	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	10 男女共同参画推進施策に関する事項	男女共同参画課 事業推進課	意見聴取	生涯学習推進課	地域支援課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	地域支援課	企画振興課
	11 女性支援基本計画及びDV防止基本計画に係る事業計画及び実施に関する事項	男女共同参画課	意見聴取	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課
	12 市民スポーツ・レクリエーションの振興に関する事項	スポーツ推進課	協議	生涯学習推進課	地域支援課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	地域支援課	企画振興課
	13 人権施策の総合的企画に関する事項	人権推進課	意見聴取	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課
	14 公民館等の整備計画に関する事項	コミュニティ施設整備課	意見聴取	生涯学習推進課 地域支援課	生涯学習推進課 地域支援課	地域支援課	地域支援課	生涯学習推進課 地域支援課	生涯学習推進課 地域支援課	生涯学習推進課 地域支援課
	15 地域交流広場等に関する事項	コミュニティ推進課	協議	地域支援課 維持管理課	地域支援課 管理調整課	地域支援課 管理調整課	地域支援課 維持管理課	地域支援課 維持管理課	地域支援課 維持管理課	管理調整課 地域支援課

局名		項目	局の担当課	区分	区役所の関係課						
					東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
こども未来局	1	子ども総合計画に係る事業計画及び実施に関する事項	各事業主管課	協議	生涯学習推進課 企画振興課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 地域支援課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 保健福祉センター（各課） ※	企画課 地域支援課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 保健福祉センター（各課） ※
	2	社会福祉関係法に基づき市が計画整備する施設の設置、変更及び廃止並びに運営指導に関する事項	こども家庭課 こども発達支援課 運営支援課 事業調整課	説明	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※
	3	こども未来局所管の法律、条例等に基づく事業計画及び実施に関する事項	各事業所管課	意見聴取	生涯学習推進課 企画振興課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 地域支援課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 保健福祉センター（各課） ※	企画課 地域支援課 保健福祉センター（各課） ※	企画振興課 保健福祉センター（各課） ※
福祉局	1	保健・医療・福祉等の総合計画に係る事業計画及び実施に関する事項	政策推進課 高齢社会政策課 障がい企画課	協議	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） 入部出張所 ※	保健福祉センター（各課） 西部出張所 ※
	2	社会福祉関係法に基づき市が計画整備する施設の設置、変更及び廃止並びに運営指導に関する事項	介護保険課 障がい企画課 事業者指導課	説明	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※
	3	福祉局所管の法律、条例等に基づく事業計画及び実施に関する事項	各事業所管課	意見聴取	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） ※	保健福祉センター（各課） 入部出張所 ※	保健福祉センター（各課） 西部出張所 ※
保健医療局	1	保健・医療・福祉等の総合計画に係る事業計画及び実施に関する事項	地域保健課 保健医療政策課	協議	保険年金課 保健福祉センター（各課） ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） 入部出張所 ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） 西部出張所 ※
	2	保健医療局所管の法律、条例等に基づく事業計画及び実施に関する事項	各事業所管課	意見聴取	保険年金課 保健福祉センター（各課） 生活環境課 ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） 自転車対策・生活環境課 ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） 生活環境課 ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） 生活環境課 ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） 生活環境課 ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） 生活環境課 入部出張所 ※	保険年金課 保健福祉センター（各課） 生活環境課 西部出張所 ※
環境局	1	一般廃棄物処理計画に関する事項（施設整備計画含む）	計画課	意見聴取	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課 西部出張所
	2	家庭系廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用推進並びに清掃意識の普及向上に関する事項	ごみ減量推進課	意見聴取	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課 西部出張所
	3	環境の保全及び創造に係る総合的な企画、調整及び普及に関する事項	環境政策課	意見聴取	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課
	4	一般廃棄物の処理に関する事項	収集管理課 事業推進課	意見聴取	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課 西部出張所
	5	公害苦情相談に関する事項	環境保全課	意見聴取	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課
	6	事業系ごみの減量及びリサイクルに係る総合的な企画、調査及び推進に関する事項	計画課 ごみ減量推進課	意見聴取	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課
	7	道路の工事に関する事項	施設課	協議	維持管理課 地域整備課	—	—	—	—	—	管理調整課 土木第2課
経済観光文化局	1	商店街の振興に係る事業の計画及び実施に関する事項	地域産業支援課	意見聴取	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画課	企画振興課
	2	商店街と地域団体等との連携・調整	地域産業支援課	意見聴取	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課
農林水産局	1	農業土木事業の計画及び実施に関する事項	農業施設課	意見聴取	維持管理課	管理調整課	—	維持管理課	維持管理課	維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	2	イノシシ被害対策事業に関する事項	課長（農業振興・イノシシ等対策担当）	説明	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課 入部出張所	防災・安全安心室 西部出張所
住宅都市みどり局	1	都市計画決定に関する事項	都市計画課	意見聴取	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	2	都市計画道路の計画・見直しに関する事項	交通計画課	意見聴取	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 管理調整課 企画振興課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	3	都市交通対策に関する事項	交通計画課 都心交通課	協議	地域整備課 維持管理課 企画振興課 地域支援課	地域整備課 管理調整課 企画振興課 地域支援課	地域整備課 管理調整課 企画振興課 地域支援課	地域整備課 維持管理課 企画振興課 地域支援課	地域整備課 維持管理課 企画振興課 地域支援課	地域整備課 維持管理課 企画課 地域支援課 入部出張所	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	4	都市交通計画の長期計画に関する事項	交通計画課	意見聴取	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 管理調整課 企画振興課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	5	生活交通支援に関する事項	地域交通課	意見聴取	企画振興課 地域整備課 維持管理課 地域支援課	企画振興課 地域整備課 管理調整課 地域支援課	企画振興課 地域整備課 管理調整課 地域支援課	企画振興課 地域整備課 維持管理課 地域支援課	企画振興課 地域整備課 維持管理課 地域支援課	企画課 地域整備課 維持管理課 地域支援課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 地域支援課

局名		項目	局の担当課	区分	区役所の関係課						
					東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
住宅都市みどり局	6	地域整備に係る調査及び計画に関する事項	地域計画課 都心創生課 都心事業推進課	意見聴取	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 管理調整課 企画振興課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	7	市街地再開発事業に係る調査及び計画に関する事項	地域計画課 都心事業推進課	意見聴取	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	8	市街地再開発事業に係る実施に関する事項	地域計画課 都心事業推進課	協議	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	9	地域住民のまちづくり活動支援に関する事項	地域計画課	意見聴取	地域支援課 企画振興課	地域支援課	地域支援課 企画振興課	地域支援課 企画振興課	地域支援課 企画振興課	地域支援課	地域支援課 企画振興課
	10	市街化調整区域における定住化対策に関する事項	地域計画課	意見聴取	企画振興課 地域支援課	—	—	—	—	企画課 地域支援課	企画振興課 地域支援課
	11	土地区画整理事業の調査及び計画に関する事項	地域計画課 都心事業推進課	意見聴取	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	12	地域住民の緑化活動支援	一人一花推進課	協議	維持管理課 企画振興課	管理調整課 企画振興課	管理調整課 企画振興課	維持管理課 企画振興課	維持管理課 企画振興課	維持管理課 企画課	管理調整課 土木第1課 土木第2課 企画振興課
	13	公園、緑地等の計画に関する事項	みどり企画課	意見聴取	維持管理課	管理調整課	管理調整課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	管理調整課
	14	公園・緑地等の建設及び引継に関する事項	みどり整備課 みどり運営課	協議	維持管理課	管理調整課	管理調整課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	管理調整課
	15	一人一花運動に関する事項	一人一花推進課	協議	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画課	企画振興課
	16	組合等施行土地区画整理事業の実施に関する事項	地域計画課 都心事業推進課	説明	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	17	都市景観形成建築物等の指定に関する事項	都市景観室	説明	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	18	景観づくり地域団体の認定に関する事項	都市景観室	説明	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 管理調整課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 地域整備課 維持管理課	企画課 地域整備課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	19	都市景観形成地区の指定に関する事項	都市景観室	説明	企画振興課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 地域整備課	企画振興課 管理調整課	企画振興課 維持管理課	企画振興課 維持管理課	企画課 維持管理課	企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課
	20	景観重要公共施設の指定に関する事項	都市景観室	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	21	市営住宅等の建設及び建替えに関する事項	住宅計画課 建替・改善課	意見聴取	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 管理調整課 企画振興課 地域支援課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	22	住環境整備事業の計画及び実施に関する事項	企画課	意見聴取	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 管理調整課 企画振興課 地域支援課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	23	狭あい道路拡幅整備事業に関する事項	建築調整課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	24	まちなみのルールづくり(建築協定)支援事業	建築調整課	協議	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課	地域支援課
	25	九大箱崎キャンパス跡地のまちづくりに関する事項	計画調整課 課長(イノベーション推進・SmartEAST担当) SmartEAST基盤計画課 SmartEAST基盤整備課	協議	企画振興課 地域支援課 地域整備課 維持管理課 ※	–	–	–	–	–	–
	26	コミュニティパーク事業に関する事項	みどり活用課	協議	維持管理課 地域支援課	管理調整課 地域支援課	管理調整課 地域支援課	維持管理課 地域支援課	維持管理課 地域支援課	維持管理課 地域支援課	管理調整課 地域支援課
道路下水道局	1	道路及び街路の整備計画に関する事項	道路計画課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	2	交通安全施設等整備事業(都市サイン事業及び踏切道を含む)の整備計画に関する事項	道路計画課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	3	自転車駐車場の整備計画に関する事項	自転車課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 生活環境課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	4	自転車通行空間の整備計画に関する事項	自転車課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	5	博多バイパス等の整備に伴う施設の引継に関する事項	高速道路推進課	意見聴取	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	—	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課

局名	項目	局の担当課	区分	区役所の関係課						
				東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
道路下水道局	6 道路及び街路の工事に関する事項	東部道路課 西部道路課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	7 交通安全施設等の工事に関する事項	東部道路課 西部道路課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	8 自動車駐車場及び自転車駐車場の工事に関する事項	東部道路課 西部道路課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	9 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）に関する事項	東部道路課	協議	－	地域整備課 管理調整課	－	－	－	－	－
	10 道路維持管理に関する事項	路政課 道路維持課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	11 下水道事業の基本計画に関する事項	下水道計画課	説明	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	12 河川(治水池を含む。)の改修計画に関する事項	河川計画課	説明	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	13 下水道事業の実施計画に関する事項	下水道企画課 東部下水道課 中部下水道課 西部下水道課 施設調整課 下水道管理課	説明	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	14 河川(治水池を含む。)の改修工事・維持管理に関する事項	河川課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	15 下水道事業の工事に関する事項	東部下水道課 中部下水道課 西部下水道課 施設整備課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	16 駐輪場の管理運営、放置自転車対策に関する事項	自転車課	協議	維持管理課	管理調整課	管理調整課	維持管理課	維持管理課	生活環境課	管理調整課
	17 屋台の適正化に関する事項	路政課	協議	維持管理課	管理調整課	管理調整課	－	－	－	－
	18 下水道施設の維持管理に関する事項	下水道管理課	協議	地域整備課 維持管理課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
港湾空港局	1 港湾計画に関する事項	計画課	説明	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 管理調整課 企画振興課	地域整備課 管理調整課	－	－	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	2 港湾及び海岸の整備計画に関する事項	事業推進課	説明	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 管理調整課 企画振興課	地域整備課 管理調整課	－	－	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
	3 港湾（中央・博多ふ頭）の再整備に係る企画、施設計画、調整等に関する事項	事業推進課	説明	－	地域整備課 管理調整課 企画振興課	－	－	－	－	－
	4 港湾整備事業に係る環境対策に関する事項	みなと環境政策課	説明	生活環境課	生活環境課 企画振興課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課
	5 アイランドシティ整備事業に係る土地利用計画及び基盤計画等に関する事項	計画調整課	説明	企画振興課 地域整備課 維持管理課 地域支援課	－	－	－	－	－	－
	6 港湾の広報に関する事項	総務課 事業管理課	説明	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画振興課	企画課	企画振興課
消防局	1 警防、救急及び火災等予防対策の実施に関する事項	警防課 消防団課 救急課 予防課	説明	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
水道局	1 災害対策及び渇水対策に関する事項	総務課	説明	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	防災・安全安心室
	2 水道、工業用水道及び簡易水道の施設整備に係る基本計画並びに実施計画に関する事項	東部管整備課 中部管整備課 西部管整備課 整備推進課 計画課 浄水調整課 浄水施設課	説明	維持管理課	管理調整課	管理調整課	維持管理課	維持管理課	維持管理課	管理調整課
交通局	1 大規模な鉄道施設の計画、設計及び工事の施工に関する事項	施設車両部各課	説明	地域整備課 維持管理課 企画振興課	地域整備課 管理調整課 企画振興課	地域整備課 管理調整課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	地域整備課 維持管理課	管理調整課 土木第1課 土木第2課
教育委員会	1 学校の設置及び廃止に関する事項	学校計画第1課 学校計画第2課	説明	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	総務課 企画振興課 地域支援課	総務課 企画振興課 地域支援課	総務課 地域支援課	総務課 地域支援課	地域支援課
	2 通学区域の設定及び変更に関する事項	学校計画第1課 学校計画第2課	説明	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	総務課 企画振興課 地域支援課	総務課 地域支援課	総務課 地域支援課	防災・安全安心室 地域支援課
	3 学校施設の整備計画に関する事項	施設課	説明	地域支援課	企画振興課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	企画振興課	企画振興課	総務課	地域支援課
	4 PTA関連事業に関する事項	人権・同和教育課	協議	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課
	5 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業に関する事項	安全・安心推進課	説明	地域支援課	企画振興課 地域支援課	総務課 地域支援課	企画振興課 地域支援課	総務課 地域支援課	企画課 地域支援課	防災・安全安心室 地域支援課

4-2-6　区政推進会議要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は､区における総合行政の推進に関する規則(平成１４年福岡市規則第６２号。以下「規則」という。）第１０条第１項の規定に基づき、区における総合行政の推進について必要な事項を調査審議する区政推進会議の組織及び運営について定めるものとする。

（会議）

第２条　区政推進会議は（以下「会議」という。）区長、市民局長で構成し、毎月定例日に開催する。ただし、必要により、臨時に開催することができる。

２　会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

⑴規則第７条に基づく協議等事項のうち各区に共通する重要な事項

⑵その他の区政に関する重要な事項

３　会議に座長を置く。座長は、区長の互選により決定し、会議を主宰し、会務を総理する。

４　座長は、必要と認めるときは、会議に局長等の出席を要請し、意見、資料の提出等を求めることができる。

（部会の設置）

第３条　座長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

２　部会は、座長が選任する者で組織する。

３　部会は、部会における審議の経過及び結果を区政推進会議に報告しなければならない。

（庶務）

第４条　区政推進会議の庶務は、座長の区において行う。

（施行の細目）

第５条　この要綱の施行について必要な事項は、座長が会議に諮ったうえで市民局長が定める。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年７月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年６月１０日から施行する。

4-2-7　福岡市自治協議会共創補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自治協議会共創補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　補助金は、自治協議会が、主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進することを目的として交付するものとする。

（定義）

第３条　この要綱において「自治協議会」とは、福岡市自治協議会に関する要綱に規定する自治協議会をいう。

（補助対象事業）

第４条　補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治協議会が実施する事業であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 安全・安心に関する次に掲げる事業
　イ　交通安全に関する事業
　ロ　防災に関する事業
　ハ　防犯に関する事業
(2) 子どもに関する次に掲げる事業
　イ　子どもの健全育成・非行防止に関する事業
(3) 環境に関する次に掲げる事業
　イ　環境美化に関する事業
　ロ　ごみ減量・リサイクル推進に関する事業
(4) 健康に関する次に掲げる事業
　イ　健康づくりに関する事業
　ロ　集団献血に関する事業
(5) スポーツに関する次に掲げる事業
　イ　スポーツ・レクリエーションに関する事業
(6) 男女共同参画に関する事業
(7) その他地域の活性化や課題解決につながる事業

２　補助金の交付を受ける自治協議会は、前項第１号から第６号までに定める事業については、まちづくりの基本となる事業（まちづくり基本事業）として、住みよいまちをつくるために実施するよう努めるものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、自治協議会が行う事業のうち次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 市の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りでない。
(2) 営利を目的とする事業
(3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
(5) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第３条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

（補助対象経費）
第５条　補助金を交付する対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費（以下「事業費」という。）及び自治協議会の運営に要する経費（以下「運営費」という。）とし、その区分及び内容等については、別表第１及び別表第２に定めるところによる。

（補助金の額）
第６条　補助金の額は、補助対象経費の総額の範囲内において別表第３に定める額を限度(以下「補助金限度額」という。）とする。

（補助金の申請）
第７条　補助金の交付の申請をしようとする自治協議会は、自治協議会共創補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。
(1) 事業計画書
(2) 事業収支計画書
(3) 規約
(4) 役員名簿
(5) その他区長が必要と認める書類

（暴力団の排除）
第７条の２　区長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第６条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
２　区長は、申請団体の代表者（以下「代表者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
(1) 暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員
(2) 暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
３　区長は、代表者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
４　区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、代表者に対し、氏名（フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定）
第８条　区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付を決定し、自治協議会共創補助金交付決定通知書（様式第２号）を当該補助金の申請を行った自治協議会に交付するものとする。
２　区長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（補助事業の変更）
第９条　補助金の交付を受けた自治協議会（以下「補助金交付自治協議会」という。）は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、自治協議会共創補助金交付変更申請書（様式第３号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
(1) 補助金限度額内で、補助金を増額するとき。
(2) 補助事業を追加するとき。
(3) 補助事業が年度内に完了しないとき。

（関係書類の整備）
第10条　補助金交付自治協議会は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。
２　区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（実績報告）
第 11 条　補助金交付自治協議会は、事業が完了したときは、速やかに、共創自治協議会事業実績報告書（様式第４号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。
(1) 事業収支計算書
(2) 事業の経過又は成果を証する書類等区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）
第 12 条　区長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを共創自治協議会事業実績調査確認書（様式第５号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該自治協議会に自治協議会共創補助金確定通知書（様式第６号）をもって通知しなければならない。

（財産処分の制限）
第 12 条の２　補助金交付自治協議会は、補助により取得又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。
２　取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第 22 条第２号の規定により区長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が１個 50 万円以上のものとする。
３　補助金交付自治協議会は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第７号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。
４　区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定し、当該自治協議会に財産処分承認通知書（様式第８号）を交付するものとする。
５　区長は、第３項の規定により、補助金交付自治協議会が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（委任）
第 13 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成 16 年４月１日から施行する。

（略）

附　則（令和７年３月 31 日改正）
（施行期日）
１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
２　この要綱の有効期限は、令和 11 年３月 31 日までとする。
但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

別表第１　事業費補助対象外経費（第５条関係）

経費区分	内容等
人件費	自治協議会の役員等の手当
食糧費	ただし、酒類代を除く事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

別表第２　運営費補助対象経費（第５条関係）

経費区分	内容等
事務職員雇用等経費	自治協議会の会計、文書の作成等の事務に主として従事する者の雇用等に係る経費
印刷費	資料等の印刷代等
消耗品費	文房具等事務用品、書籍代等
通信・運搬費	郵便料金等
備品購入費	書庫（キャビネット等）、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの（テレビ、冷蔵庫等）は、対象外とする。
借上費	会場借上、備品借上経費
活動費	自治協議会の役員等の活動に要する経費
会議費	自治協議会の運営会議等に係る経費
その他の経費	その他運営に必要な経費として区長が認めるもの

別表第３　補助金限度額（第６条関係）

自治協議会の区域に係る人口	限度額
2,000 人以下	2,630 千円
2,001 人以上 5,000 人以下	3,050 千円
5,001 人以上 10,000 人以下	3,470 千円
10,001 人以上 15,000 人以下	3,790 千円
15,001 人以上	4,110 千円

（注１）人口は、交付申請に係る年度の初日の属する年の前年の９月 30 日現在において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき住民基本台帳に記載されている者の数とする。
（注２）運営費の額は、各自治協議会の補助金限度額のおおむね２分の１に相当する額を限度とする。

5. 政令指定都市所在地・各担当課

5－1 政令指定都市の概要・区役所所在地等

（令和8年4月1日現在）

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
札幌市	札幌市役所	昭和47年4月1日	中央区北1条西2丁目1番地	060-8611	(011)211-2111
(10区・	中央区役所	昭和47年4月1日	中央区南3条西11丁目330番地2	060-8612	231-2400
2出張所)	北区役所	昭和47年4月1日	北区北24条西6丁目1番1号	001-8612	757-2400
	篠路出張所	－	北区篠路4条7丁目2番40号	002-8024	771-2231
(人口:	東区役所	昭和47年4月1日	東区北11条東7丁目1番1号	065-8612	741-2400
1,961,122人)	白石区役所	昭和47年4月1日	白石区南郷通1丁目南8番1号	003-8612	861-2400
※2	厚別区役所	平成元年11月6日	厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	004-8612	895-2400
	豊平区役所	昭和47年4月1日	豊平区平岸6条10丁目1番1号	062-8612	822-2400
	清田区役所	平成9年11月4日	清田区平岡1条1丁目2番1号	004-8613	889-2400
	南区役所	昭和47年4月1日	南区真駒内幸町2丁目2番1号	005-8612	582-2400
	定山渓出張所	－	南区定山渓温泉東4丁目315番地4	061-2302	598-2191
	西区役所	昭和47年4月1日	西区琴似2条7丁目1番1号	063-8612	641-2400
	手稲区役所	平成元年11月6日	手稲区前田1条11丁目1番10号	006-8612	681-2400
仙台市	仙台市役所	平成元年4月1日	青葉区国分町三丁目7番1号	980-8671	(022)261-1111
(5区・	青葉区役所	平成元年4月1日	青葉区上杉一丁目5番1号	980-8701	225-7211
2総合支所)	宮城総合支所	－	青葉区下愛子字観音堂5番地	989-3125	392-2111
	宮城野区役所	平成元年4月1日	宮城野区五輪二丁目12番35号	983-8601	291-2111
(人口:	若林区役所	平成元年4月1日	若林区保春院前丁3番地の1	984-8601	282-1111
1,092,956人)	太白区役所	平成元年4月1日	太白区長町南三丁目1番15号	982-8601	247-1111
※2	秋保総合支所	－	太白区秋保町長袋字大原45番地の1	982-0243	399-2111
	泉区役所	平成元年4月1日	泉区泉中央二丁目1番地の1	981-3189	372-3111
さいたま市	さいたま市役所	平成15年4月1日	浦和区常盤6丁目4番4号	330-9588	(048)829-1111
(10区)	西区役所	平成15年4月1日	西区西大宮3丁目4番地2	331-8587	622-1111
	北区役所	平成15年4月1日	北区宮原町1丁目852番地1	331-8586	653-1111
(人口:	大宮区役所	平成15年4月1日	大宮区吉敷町1丁目124番地1	330-8501	657-0111
1,359,750人)	見沼区役所	平成15年4月1日	見沼区堀崎町12番地36	337-8586	687-1111
※2	中央区役所	平成15年4月1日	中央区下落合5丁目7番10号	338-8686	856-1111
	桜区役所	平成15年4月1日	桜区道場4丁目3番1号	338-8586	858-1111
	浦和区役所	平成15年4月1日	浦和区常盤6丁目4番4号	330-9586	825-1111
	南区役所	平成15年4月1日	南区別所7丁目20番1号	336-8586	838-1111
	緑区役所	平成15年4月1日	緑区大字中尾975番地1	336-8587	874-1111
	岩槻区役所	平成17年4月1日	岩槻区本町3丁目2番5号	339-8585	790-0111
千葉市	千葉市役所	平成4年4月1日	中央区千葉港1番1号	260-8722	(043)245-5111
(6区)	中央区役所	平成4年4月1日	中央区中央4丁目5番1号	260-8733	221-2111
	花見川区役所	平成4年4月1日	花見川区瑞穂1丁目1番地	262-8733	275-6111
(人口:	稲毛区役所	平成4年4月1日	稲毛区穴川4丁目12番1号	263-8733	284-6111
988,732人)	若葉区役所	平成4年4月1日	若葉区桜木北2丁目1番1号	264-8733	233-8111
※2	緑区役所	平成4年4月1日	緑区おゆみ野3丁目15番地3	266-8733	292-8111
	美浜区役所	平成4年4月1日	美浜区真砂5丁目15番1号	261-8733	270-3111
川崎市	川崎市役所	昭和47年4月1日	川崎区宮本町1番地	210-8577	(044)200-2111
(7区・2支所	川崎区役所	昭和47年4月1日	川崎区東田町8番地	210-8570	201-3113
・4出張所)	大師支所	－	川崎区台町26番7号	210-0814	271-0130
(人口:	田島支所	－	川崎区田島町20番23号	210-0853	322-1960
1,561,800人)	幸区役所	昭和47年4月1日	幸区戸手本町1丁目11番地1	212-8570	556-6666
※2	日吉出張所	－	幸区南加瀬1丁目7番17号	212-0055	599-1121
	中原区役所	昭和47年4月1日	中原区小杉町3丁目245番地	211-8570	744-3113
	高津区役所	昭和47年4月1日	高津区下作延2丁目8番1号	213-8570	861-3113
	橘出張所	－	高津区千年1362番地1	213-0022	777-2355
	宮前区役所	昭和57年7月1日	宮前区宮前平2丁目20番地5	216-8570	856-3113
	向丘出張所	－	宮前区平1丁目1番10号	216-0022	866-6461
	多摩区役所	昭和47年4月1日	多摩区登戸1775番地1	214-8570	935-3113
	生田出張所	－	多摩区生田7丁目16番1号	214-0038	933-7111
	麻生区役所	昭和57年7月1日	麻生区万福寺1丁目5番1号	215-8570	965-5100

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
横浜市	横浜市役所	昭和31年9月1日	中区本町6丁目50番地の10	231-0005	(045)671-2121
(18区)	鶴見区役所	昭和2年10月1日	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	230-0051	510-1818
	神奈川区役所	昭和2年10月1日	神奈川区広台太田町3番地8	221-0824	411-7171
(人口:	西区役所	昭和19年4月1日	西区中央一丁目5番10号	220-0051	320-8484
3,753,758人)	中区役所	昭和2年10月1日	中区日本大通35番地	231-0021	224-8181
※2	南区役所	昭和18年12月1日	南区浦舟町二丁目33番地	232-0024	341-1212
	港南区役所	昭和44年10月1日	港南区港南四丁目2番10号	233-0003	847-8484
	保土ケ谷区役所	昭和2年10月1日	保土ケ谷区川辺町2番地9	240-0001	334-6262
	旭区役所	昭和44年10月1日	旭区鶴ケ峰一丁目4番地12	241-0022	954-6161
	磯子区役所	昭和2年10月1日	磯子区磯子三丁目5番1号	235-0016	750-2323
	金沢区役所	昭和23年5月15日	金沢区泥亀二丁目9番1号	236-0021	788-7878
	港北区役所	昭和14年4月1日	港北区大豆戸町26番地1	222-0032	540-2323
	緑区役所	昭和44年10月1日	緑区寺山町118番地	226-0013	930-2323
	青葉区役所	平成6年11月6日	青葉区市ケ尾町31番地4	225-0024	978-2323
	都筑区役所	平成6年11月6日	都筑区茅ケ崎中央32番1号	224-0032	948-2323
	戸塚区役所	昭和14年4月1日	戸塚区戸塚町16番地17	244-0003	866-8484
	栄区役所	昭和61年11月3日	栄区桂町303番地19	247-0005	894-8181
	泉区役所	昭和61年11月3日	泉区和泉中央北五丁目1番1号	245-0024	800-2323
	瀬谷区役所	昭和44年10月1日	瀬谷区二ツ橋町190番地	246-0021	367-5656
相模原市	相模原市役所	平成22年4月1日	中央区中央二丁目11番15号	252-5277	(042)754-1111
(3区)	緑区役所	平成22年4月1日	緑区西橋本五丁目3番21号	252-5177	775-8802
(人口:721,112人)	中央区役所	平成22年4月1日	中央区中央二丁目11番15号	252-5277	769-9802
※2	南区役所	平成22年4月1日	南区相模大野五丁目31番1号	252-0377	749-2134
新潟市	新潟市役所	平成19年4月1日	中央区学校町通1番町602番地1	951-8550	(025)228-1000
(8区・14出張	北区役所	平成19年4月1日	北区東栄町1丁目1番14号	950-3393	387-1000
所)	北出張所	－	北区松浜1丁目7番地9	950-3126	387-1705
(人口:	東区役所	平成19年4月1日	東区下木戸1丁目4番1号	950-8709	272-1000
754,903人)	石山出張所	－	東区石山1丁目1番12号	950-0852	250-2820
※2	中央区役所	平成19年4月1日	中央区西堀通6番町866番地	951-8553	223-1000
	東出張所	－	中央区蒲原町7番1号	950-0083	241-4111
	南出張所	－	中央区新和3丁目3番1号	950-0972	283-0406
	江南区役所	平成19年4月1日	江南区泉町3丁目4番5号	950-0195	383-1000
	横越出張所	－	江南区横越中央1丁目1番1号	950-0292	385-2111
	秋葉区役所	平成19年4月1日	秋葉区程島2009番地	956-8601	(0250)23-1000
	小須戸出張所	－	秋葉区小須戸120番地5	956-0192	25-5720
	南区役所	平成19年4月1日	南区白根1235番地	950-1292	(025)373-1000
	味方出張所	－	南区味方1544番地	950-1294	372-6805
	月潟出張所	－	南区月潟535番地	950-1304	372-6905
	西区役所	平成19年4月1日	西区寺尾東3丁目14番41号	950-2097	268-1000
	西出張所	－	西区内野町413番地	950-2112	262-3111
	黒埼出張所	－	西区大野町2843番地1	950-1196	377-3101
	西蒲区役所	平成19年4月1日	西蒲区巻甲2690番地1	953-8666	(0256)73-1000
	岩室出張所	－	西蒲区西中860番地	953-0192	82-4111
	西川出張所	－	西蒲区旗屋585番地1	959-0492	88-3111
	潟東出張所	－	西蒲区三方1番地	959-0592	86-3111
	中之口出張所	－	西蒲区中之口626番地	950-1327	(025)375-2712
静岡市	静岡市役所	平成17年4月1日	葵区追手町5番1号	420-8602	(054)254-2111
(3区・3支所)	葵区役所	平成17年4月1日	葵区追手町5番1号	420-8602	254-2115
	井川支所	－	葵区井川656番地の2	428-0504	260-2211
(人口:	駿河区役所	平成17年4月1日	駿河区南八幡町10番40号	422-8550	202-5811
663,524人)	長田支所	－	駿河区上川原13番1号	421-0132	259-5522
※2	清水区役所	平成17年4月1日	清水区旭町6番8号	424-8701	354-2111
	蒲原支所	－	清水区蒲原新田一丁目21番1号	421-3211	385-3111
浜松市	浜松市役所	平成19年4月1日	中央区元城町103番地の2	430-8652	(053)457-2111
(3区)	中央区役所	令和6年1月1日	中央区元城町103番地の2	430-8652	457-2111
(人口:765,415人)	浜名区役所	令和6年1月1日	浜名区貴布祢3000番地	434-8550	587-3111
※2	天竜区役所	令和6年1月1日	天竜区二俣町二俣481番地	431-3392	926-1111

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
名古屋市	名古屋市役所	昭和31年9月1日	中区三の丸三丁目1番1号	460-8508	(052)961-1111
(16区・6支所)	千種区役所(仮設庁舎)	昭和12年10月1日	千種区星が丘山手103番地	464-8644	762-3111
	東区役所	明治41年4月1日	東区筒井一丁目7番74号	461-8640	935-2271
(人口:	北区役所	昭和19年2月11日	北区清水四丁目17番1号	462-8511	911-3131
2,345,093人)	楠支所	-	北区楠二丁目974番地	462-0012	901-2261
※2	西区役所	明治41年4月1日	西区花の木二丁目18番1号	451-8508	521-5311
	山田支所	-	西区八筋町358番地の2	452-0815	501-1311
	中村区役所	昭和12年10月1日	中村区松原町1丁目23番地の1	453-8501	483-8161
	中区役所	明治41年4月1日	中区栄四丁目1番8号	460-8447	241-3601
	昭和区役所	昭和12年10月1日	昭和区阿由知通3丁目19番地	466-8585	731-1511
	瑞穂区役所	昭和19年2月11日	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	467-8531	841-1521
	熱田区役所	昭和12年10月1日	熱田区神宮三丁目1番15号	456-8501	681-1431
	中川区役所	昭和12年10月1日	中川区高畑一丁目223番地	454-8501	362-1111
	富田支所	-	中川区春田三丁目215番地	454-0985	301-8141
	港区役所	昭和12年10月1日	港区港明一丁目12番20号	455-8520	651-3251
	南陽支所(仮設庁舎)	-	港区春田野二丁目3703番地	455-0873	301-8118
	南区役所	明治41年4月1日	南区前浜通3丁目10番地	457-8508	811-5161
	守山区役所	昭和38年2月15日	守山区小幡一丁目3番1号	463-8510	793-3434
	志段味支所	-	守山区下志段味一丁目1401番地	463-0003	736-2000
	緑区役所	昭和38年4月1日	緑区青山二丁目15番地	458-8585	621-2111
	徳重支所	-	緑区元徳重一丁目401番地	458-0852	875-2202
	名東区役所	昭和50年2月1日	名東区上社二丁目50番地	465-8508	773-1111
	天白区役所	昭和50年2月1日	天白区島田二丁目201番地	468-8510	803-1111
京都市	京都市役所	昭和31年9月1日	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	604-8571	(075)222-3111
(11区・3支所)	北区役所	昭和30年9月1日	北区紫野東御所田町33番地の1	603-8511	432-1181
	上京区役所	明治12年4月10日	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	602-8511	441-0111
(人口:	左京区役所	昭和4年4月1日	左京区松ケ崎堂ノ上町7番地の2	606-8511	702-1000
1,426,642人)	中京区役所	昭和4年4月1日	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	604-8588	812-0061
※2	東山区役所	昭和4年4月1日	東山区清水五丁目130番地の6	605-8511	561-1191
	山科区役所	昭和51年10月1日	山科区椥辻池尻町14番地の2	607-8511	592-3050
	下京区役所	明治12年4月10日	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8	600-8588	371-7101
	南区役所	昭和30年9月1日	南区西九条南田町1番地の3	601-8511	681-3111
	右京区役所	昭和6年4月1日	右京区太秦下刑部町12番地	616-8511	861-1101
	西京区役所	昭和51年10月1日	西京区上桂森下町25番地の1	615-8522	381-7121
	洛西支所	-	西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2	610-1198	332-8111
	伏見区役所	昭和6年4月1日	伏見区鷹匠町39番地の2	612-8511	611-1101
	深草支所	-	伏見区深草向畑町93番地の1	612-0861	642-3101
	醍醐支所	-	伏見区醍醐大構町28番地	601-1366	571-0003
大阪市	大阪市役所	昭和31年9月1日	北区中之島一丁目3番20号	530-8201	(06)6208-8181
(24区)	北区役所	平成元年2月13日	北区扇町二丁目1番27号	530-8401	6313-9625
	都島区役所	昭和18年4月1日	都島区中野町二丁目16番20号	534-8501	6882-9625
(人口:	福島区役所	昭和18年4月1日	福島区大開一丁目8番1号	553-8501	6464-9625
2,817,994人)	此花区役所	大正14年4月1日	此花区春日出北一丁目8番4号	554-8501	6466-9625
※2	中央区役所	平成元年2月13日	中央区久太郎町一丁目2番27号	541-8518	6267-9625
	西区役所	明治22年4月1日	西区新町四丁目5番14号	550-8501	6532-9625
	港区役所	大正14年4月1日	港区市岡一丁目15番25号	552-8510	6576-9625
	大正区役所	昭和7年10月1日	大正区千島二丁目7番95号	551-8501	4394-9625
	天王寺区役所	大正14年4月1日	天王寺区真法院町20番33号	543-8501	6774-9625
	浪速区役所	大正14年4月1日	浪速区敷津東一丁目4番20号	556-8501	6647-9625
	西淀川区役所	大正14年4月1日	西淀川区御幣島一丁目2番10号	555-8501	6478-9625
	淀川区役所	昭和49年7月22日	淀川区十三東二丁目3番3号	532-8501	6308-9625
	東淀川区役所	大正14年4月1日	東淀川区豊新二丁目1番4号	533-8501	4809-9625
	東成区役所	大正14年4月1日	東成区大今里西二丁目8番4号	537-8501	6977-9625
	生野区役所	昭和18年4月1日	生野区勝山南三丁目1番19号	544-8501	6715-9625
	旭区役所	昭和7年10月1日	旭区大宮一丁目1番17号	535-8501	6957-9625
	城東区役所	昭和18年4月1日	城東区中央三丁目5番45号	536-8510	6930-9625
	鶴見区役所	昭和49年7月22日	鶴見区横堤五丁目4番19号	538-8510	6915-9625
	阿倍野区役所	昭和18年4月1日	阿倍野区文の里一丁目1番40号	545-8501	6622-9625
	住之江区役所	昭和49年7月22日	住之江区御崎三丁目1番17号	559-8601	6682-9625
	住吉区役所	大正14年4月1日	住吉区南住吉三丁目15番55号	558-8501	6694-9625
	東住吉区役所	昭和18年4月1日	東住吉区東田辺一丁目13番4号	546-8501	4399-9625
	平野区役所	昭和49年7月22日	平野区背戸口三丁目8番19号	547-8580	4302-9625
	西成区役所	大正14年4月1日	西成区岸里一丁目5番20号	557-8501	6659-9625

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
堺市	堺市役所	平成18年4月1日	堺区南瓦町3番1号	590-0078	(072)233-1101
(7区)	堺区役所	平成18年4月1日	堺区南瓦町3番1号	590-0078	228-7403
	中区役所	平成18年4月1日	中区深井沢町2470番地7	599-8236	270-8181
(人口:	東区役所	平成18年4月1日	東区日置荘原寺町195番地1	599-8112	287-8100
800,455人)	西区役所	平成18年4月1日	西区鳳東町6丁600番地	593-8324	275-1901
※2	南区役所	平成18年4月1日	南区桃山台1丁1番1号	590-0141	290-1800
	北区役所	平成18年4月1日	北区新金岡町5丁1番4号	591-8021	258-6706
	美原区役所	平成18年4月1日	美原区黒山167番地1	587-8585	363-9311
神戸市	神戸市役所	昭和31年9月1日	中央区加納町6丁目5番1号	650-8570	(078)333-3330
(10区・2支所・	東灘区役所	昭和25年4月1日	東灘区住吉東町5丁目2番1号	658-8570	841-4131
15出張所)	六甲アイランド出張所	－	東灘区向洋町中2丁目22番地104号室	658-0032	841-5123
	灘区役所	昭和6年9月1日	灘区桜口町4丁目2番1号	657-8570	843-7001
(人口:	中央区役所	昭和55年12月1日	中央区東町115番地	651-8570	335-7511
1,480,065人)	兵庫区役所	昭和6年9月1日	兵庫区荒田町1丁目21番1号	652-8570	511-2111
※2	北区役所	昭和48年8月1日	北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	651-1195	593-1111
	山田出張所	－	北区松が枝町2丁目1番地の4	651-1232	581-1001
	北神区役所	平成31年4月1日	北区藤原台中町1丁目2番1号	651-1302	981-5377
	有馬出張所	－	北区有馬町字中ノ畑241番地の1	651-1401	904-0081
	道場出張所	－	北区道場町塩田字下溝尻1418番地	651-1502	985-2381
	八多出張所	－	北区八多町附物字杉脇782番地の7	651-1343	982-0002
	大沢出張所	－	北区大沢町中大沢字泓1000番地の1	651-1524	954-0301
	長尾出張所	－	北区長尾町宅原319番地の2	651-1511	986-2581
	淡河出張所	－	北区淡河町木津字尾通54番地	651-1614	959-0131
	長田区役所	昭和20年5月1日	長田区北町3丁目4番地の3	653-8570	579-2311
	須磨区役所	昭和6年9月1日	須磨区大黒町4丁目1番1号	654-8570	731-4341
	北須磨支所	－	須磨区中落合2丁目2番6号	654-0195	793-1212
	垂水区役所	昭和21年11月1日	垂水区日向1丁目5番1号	655-8570	708-5151
	明舞出張所		垂水区狩口台1丁目16番2号	655-0049	784-2100
	西区役所	昭和57年8月1日	西区糀台5丁目4－1	651-2295	940-9501
	玉津支所	－	西区玉津町小山180番地の3	651-2144	965-6400
	伊川谷出張所	－	西区池上4丁目15番地の2	651-2111	974-0001
	櫨谷出張所	－	西区櫨谷町長谷字光松71番地の1	651-2235	991-1001
	押部谷出張所	－	西区押部谷町西盛字老之本313番地	651-2202	994-1001
	平野出張所	－	西区平野町宮前字上松148番地	651-2265	961-2001
	神出出張所	－	西区神出町田井字蔵垣内50番地	651-2313	965-1001
	岩岡出張所	－	西区岩岡町岩岡字西場922番地の1	651-2401	967-1001
岡山市	岡山市役所	平成21年4月1日	北区大供一丁目1番1号	700-8544	(086)803-1000
(4区)	北区役所	平成21年4月1日	北区大供一丁目1番1号	700-8544	803-1000
	御津支所	－	北区御津金川1020番地	709-2198	724-1111
(人口:	建部支所	－	北区建部町福渡489番地	709-3198	722-1111
706,262人)	一宮地域センター	－	北区一宮638番地1	701-1211	284-0501
※2	津高地域センター	－	北区栢谷1682番地	701-1144	294-2411
	高松地域センター	－	北区高松原古才247番地	701-1334	287-3731
	吉備地域センター	－	北区庭瀬416番地	701-0153	293-1111
	足守地域センター	－	北区足守718番地	701-1463	295-1111
	中区役所	平成21年4月1日	中区浜三丁目7番15号	703-8544	803-1000
	富山地域センター	－	中区円山115番地1	703-8271	277-7211
	東区役所	平成21年4月1日	東区西大寺南一丁目2番4号	704-8555	803-1000
	瀬戸支所	－	東区瀬戸町瀬戸45番地	709-0897	952-1112
	上道地域センター	－	東区東平島191番地	709-0631	297-4211
	南区役所	平成21年4月1日	南区浦安南町495番地5	702-8544	803-1000
	灘崎支所	－	南区片岡207番地	709-1215	363-5201
	妹尾地域センター	－	南区箕島1024番地8	701-0206	282-3121
	福田地域センター	－	南区古新田1186番地	701-0203	282-1131
	興除地域センター	－	南区中畦593番地	701-0213	298-3131
	藤田地域センター	－	南区藤田508番地	701-0221	296-2221
	児島地域センター	－	南区北浦716番地	702-8012	267-2231
	福浜地域センター	－	南区福富中一丁目16番22号	702-8032	265-4181

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
広島市	広島市役所	昭和55年4月1日	中区国泰寺町一丁目6番34号	730-8586	
(8区)	中区役所	昭和55年4月1日	中区国泰寺町一丁目4番21号	730-8587	
	東区役所	昭和55年4月1日	東区東蟹屋町9番38号	732-8510	
(人口:	温品出張所	－	東区温品五丁目1番18号	732-0033	
1,170,595人)	南区役所	昭和55年4月1日	南区皆実町一丁目5番44号	734-8522	
※2	似島出張所	－	南区似島町字家下752番地の74	734-0017	
	西区役所	昭和55年4月1日	西区福島町二丁目2番1号	733-8530	
	安佐南区役所	昭和55年4月1日	安佐南区古市一丁目33番14号	731-0193	
	佐東出張所	－	安佐南区緑井六丁目29番28号	731-0103	
	祇園出張所	－	安佐南区祇園二丁目48番7号	731-0138	
	沼田出張所	－	安佐南区伴東七丁目64番8号	731-3164	(082)245-2111
	安佐北区役所	昭和55年4月1日	安佐北区可部四丁目13番13号	731-0292	
	白木出張所	－	安佐北区白木町大字秋山2391番地の4	739-1414	
	高陽出張所	－	安佐北区深川五丁目13番7号	739-1751	
	安佐出張所	－	安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1	731-1142	
	安芸区役所	昭和55年4月1日	安芸区船越南三丁目4番36号	736-8501	
	中野出張所	－	安芸区中野三丁目20番9号	739-0321	
	阿戸出張所	－	安芸区阿戸町6257番地の2	731-4231	
	矢野出張所	－	安芸区矢野東五丁目7番18号	736-0083	
	佐伯区役所	昭和60年3月20日	佐伯区海老園二丁目5番28号	731-5195	
	湯来出張所	－	佐伯区湯来町大字和田166番地	738-0601	
北九州市	北九州市役所	昭和38年4月1日	小倉北区城内1番1号	803-8501	(093)582-2525
(7区・9出張所)	門司区役所	昭和38年4月1日	門司区清滝一丁目1番1号	801-8510	331-1881
	松ヶ江出張所	－	門司区吉志新町二丁目1番1号	800-0118	481-1001
(人口:	大里出張所	－	門司区大里原町12番12号	800-0038	381-3631
898,668人)	小倉北区役所	昭和49年4月1日	小倉北区大手町1番1号	803-8510	582-3311
※2	小倉南区役所	昭和49年4月1日	小倉南区若園五丁目1番2号	802-8510	951-4111
	曽根出張所	－	小倉南区下曽根四丁目22番1号	800-0217	471-7621
	両谷出張所	－	小倉南区徳吉西三丁目7番1号	803-0278	451-1001
	東谷出張所	－	小倉南区大字木下704番地の1	803-0184	451-0001
	若松区役所	昭和38年4月1日	若松区浜町一丁目1番1号	808-8510	761-5321
	島郷出張所	－	若松区鴨生田二丁目1番1号	808-0105	791-0721
	八幡東区役所	昭和49年4月1日	八幡東区中央一丁目1番1号	805-8510	671-0801
	八幡西区役所	昭和49年4月1日	八幡西区黒崎三丁目15番3号	806-8510	642-1441
	折尾出張所	－	八幡西区光明一丁目9番22号	807-0824	691-0031
	上津役出張所	－	八幡西区下上津役四丁目8番1号	807-0075	611-0834
	八幡南出張所	－	八幡西区茶屋の原一丁目6番1号	807-1134	617-0734
	戸畑区役所	昭和38年4月1日	戸畑区千防一丁目1番1号	804-8510	871-1501
福岡市	福岡市役所	昭和47年4月1日	中央区天神1丁目8番1号	810-8620	(092)711-4111
(7区)	東区役所	昭和47年4月1日	東区箱崎二丁目54番1号	812-8653	631-2131
	博多区役所	昭和47年4月1日	博多区博多駅前二丁目8番1号	812-8512	441-2131
(人口:	中央区役所	昭和47年4月1日	中央区大名二丁目5番31号	810-8622	714-2131
1,671,835人)	南区役所	昭和47年4月1日	南区塩原三丁目25番1号	815-8501	561-2131
※2	城南区役所	昭和57年5月10日	城南区鳥飼六丁目1番1号	814-0192	822-2131
	早良区役所	昭和57年5月10日	早良区百道二丁目1番1号	814-8501	841-2131
	入部出張所	－	早良区東入部二丁目14番8号	811-1102	804-2011
	西区役所	昭和57年5月10日	西区内浜一丁目4番1号	819-8501	881-2131
	西部出張所	－	西区西都二丁目1番1号	819-0367	806-0004
熊本市	熊本市役所	平成24年4月1日	中央区手取本町1番1号	860-8601	(096)328-2111
(5区・	中央区役所	平成24年4月1日	中央区手取本町1番1号	860-8618	328-2555
7総合出張所・	東区役所	平成24年4月1日	東区東本町16番30号	862-8555	367-9111
1分室)	託麻総合出張所	－	東区長嶺東7丁目11番15号	861-8038	380-3111
	西区役所	平成24年4月1日	西区小島2丁目7番1号	861-5292	329-1111
(人口:	河内総合出張所	－	西区河内町船津2069番地5	861-5347	276-1111
731,670人)	芳野分室	－	西区河内町野出1410番地	861-5343	277-2001
※2	南区役所	平成24年4月1日	南区富合町清藤405番地3	861-4189	357-4111
	天明総合出張所	－	南区奥古閑町2035番地	861-4125	223-1111
	城南総合出張所	－	南区城南町宮地1050番地	861-4202	(0964)28-3111
	幸田総合出張所	－	南区幸田2丁目4番1号	861-4108	(096)378-0172
	北区役所	平成24年4月1日	北区植木町岩野238番地1	861-0195	272-1111
	清水総合出張所	－	北区清水亀井町14番7号	861-8066	343-9161
	龍田総合出張所	－	北区龍田弓削1丁目1番10号	861-8007	338-2231

※1…政令指定都市移行年月日は各都市の「市役所」の欄に、区設置年月日は各「区役所」の欄に記載
※2…令和8年4月1日現在の推計人口

5－2 政令指定都市区政担当課

（令和8年4月1日現在）

都　市　名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
札　幌　市	市民文化局 地域振興部 区政課 〒060-8611　札幌市中央区北1条西2丁目1番地 kusei@city.sapporo.jp	（代表）　(011)211-2111 （直通）　211-2252 （FAX）　218-5156
仙　台　市	市民局 区政部 区政課 〒980-0802　仙台市青葉区二日町1番23号　アーバンネット勾当台ビル9階 sim004010@city.sendai.jp	（代表）　(022)261-1111 （直通）　214-6125 （FAX）　211-1916
さいたま市	市民局 区政推進部　区政推進担当 〒330-9588　さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	（代表）　(048)829-1111 （直通）　829-1834 （FAX）　829-1992
千　葉　市	市民局 市民自治推進部 区政推進課 〒260-8722　千葉市中央区千葉港1番1号 kusei.CIC@city.chiba.lg.jp	（代表）　(043)245-5111 （直通）　245-5133 （FAX）　245-5155
川　崎　市	市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課 〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地　21階 25kusei@city.kawasaki.jp	（代表）　(044)200-2111 （直通）　200-2357・58 （FAX）　200-3800
横　浜　市	市民局 区政支援部 区政イノベーション推進課 〒231-0005　横浜市中区本町6丁目50番地の10 sh-kuino@city.yokohama.lg.jp	（代表）　(045)671-2121 （直通）　671-2067 （FAX）　664-5295
相 模 原 市	市民局 区政推進課 〒252-5277　相模原市中央区中央二丁目11番15号 kuseisuishin@city.sagamihara.lg.jp	（代表）　(042)754-1111 （直通）　769-9812 （FAX）　754-7990
新　潟　市	市民生活部 市民協働課 〒951-8550　新潟市中央区学校町通1番町602番地1 shiminkyodo@city.niigata.lg.jp	（代表）　(025)228-1000 （直通）　226-1105 （FAX）　228-2230
静　岡　市	総務局 総務課 〒420-8602　静岡市葵区追手町5番1号 soumu@city.shizuoka.lg.jp	（代表）　(054)254-2111 （直通）　221-1004 （FAX）　205-1377
浜　松　市	市民部 市民協働・地域政策課 〒430-8652　浜松市中央区元城町103番地の2 shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	（代表）　(053)457-2111 （直通）　457-2094 （FAX）　457-2750
名 古 屋 市	スポーツ市民局 地域振興部 区政課 〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 a3112@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp	（代表）　(052)961-1111 （直通）　972-3112 （FAX）　972-4458
京　都　市	文化市民局 地域自治推進室（区政推進担当） 〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る　上本能寺前町488番地 kusei@city.kyoto.lg.jp	（代表）　(075)222-3111 （直通）　222-3048 （FAX）　222-3042
大　阪　市	市民局 区政支援室 区行政制度担当 〒530-8201　大阪市北区中之島一丁目3番20号 ca0003@city.osaka.lg.jp	（代表）　(06)6208-8181 （直通）　6208-7321 （FAX）　6202-7073

都　市　名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
堺　　市	市民人権局 市民生活部 区政推進課 〒590-0078　堺市堺区南瓦町3番1号 kusui@city.sakai.lg.jp	(代表)　(072)233-1101 (直通)　228-7579 (FAX)　228-0371
神　戸　市	地域協働局 区役所課 〒650-8570　神戸市中央区加納町6丁目5番1号 kuyakusho@city.kobe.lg.jp	(代表)　(078)333-3330 (直通)　322-5071 (FAX)　322-6010
岡　山　市	市民協働局 市民生活部 区政推進課 〒700-8544　岡山市北区大供一丁目1番1号 kuseisuishin@city.okayama.jp	(代表)　(086)803-1000 (直通)　803-1033 (FAX)　803-1875
広　島　市	企画総務局 区政課 〒730-8586　広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp	(代表)　(082)245-2111 (直通)　504-2888 (FAX)　504-2069
北 九 州 市	総務市民局 市民部 区政推進課 〒803-8501　北九州市小倉北区城内1番1号 sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp	(代表)　－ (直通)　(093)582-2107 (FAX)　562-1307
福　岡　市	市民局 総務部 区政推進課 〒810-8620　福岡市中央区天神一丁目8番1号 kuseisuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp	(代表)　(092)711-4111 (直通)　707-3864 (FAX)　733-5595
熊　本　市	文化市民局 市民生活部 地域政策課 〒860-8601　熊本市中央区手取本町1番1号 chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp	(代表)　(096)328-2111 (直通)　328-2036 (FAX)　351-2030

令和 ８ 年度　区政概要

令和 ８ 年 10 月発行

発行　　福岡市市民局総務部区政推進課
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
TEL （092）707-3864
FAX （092）733-5595